

函 環 推

令和 7 年(2025 年) 2 月 10 日

民生常任委員会委員 各位

環 境 部 長

第 4 次函館市一般廃棄物処理基本計画（案）に対するパブリック
コメント（意見公募）手続の実施について

このことについて、一般廃棄物の排出抑制，減量化・再資源化および適正処理等を計画的に推進していくため，第 4 次函館市一般廃棄物処理基本計画（案）をとりまとめましたが，計画の策定にあたり函館市パブリックコメント（意見公募）手続要綱に基づき，下記のとおり市民等からの意見を募集いたします。

つきましては，委員の皆様へ公表する資料を配付させていただきますので，よろしくお願いいたします。

記

- 1 案件名
第 4 次函館市一般廃棄物処理基本計画（案）
- 2 意見募集期間
令和 7 年 2 月 1 0 日（月）～令和 7 年 3 月 1 1 日（火）
- 3 結果公表の予定時期
令和 7 年 3 月中旬（予定）
- 4 公表する資料
（1）第 4 次函館市一般廃棄物処理基本計画（案）[概要版]
（2）第 4 次函館市一般廃棄物処理基本計画（案）

環境部環境推進課
廃棄物処理計画担当
電話 8 5 - 8 2 3 6

第4次函館市一般廃棄物処理基本計画

2025年度(令和7年度)～2034年度(令和16年度)

(案)

[概要版]

2025年(令和7年) 月
函館市

計画の概要

1 計画の目的

本計画は、市民、事業者、市が相互に連携・協働し、一般廃棄物のさらなる排出抑制、減量化・再資源化および適正処理を計画的に実施するとともに、生活排水処理における水環境の保全を図り、循環型社会の形成を目指すための方針、方向性を明確にすることを目的に策定するものです。

2 計画期間

2025 年度（令和 7 年度）から 2034 年度（令和 16 年度）までの 10 年間を計画期間とします。

また、2030 年度（令和 12 年度）を中間目標年次とし、計画の達成状況や一般廃棄物の処理状況のほか社会情勢等を考慮し、必要に応じて見直しを行うこととします。



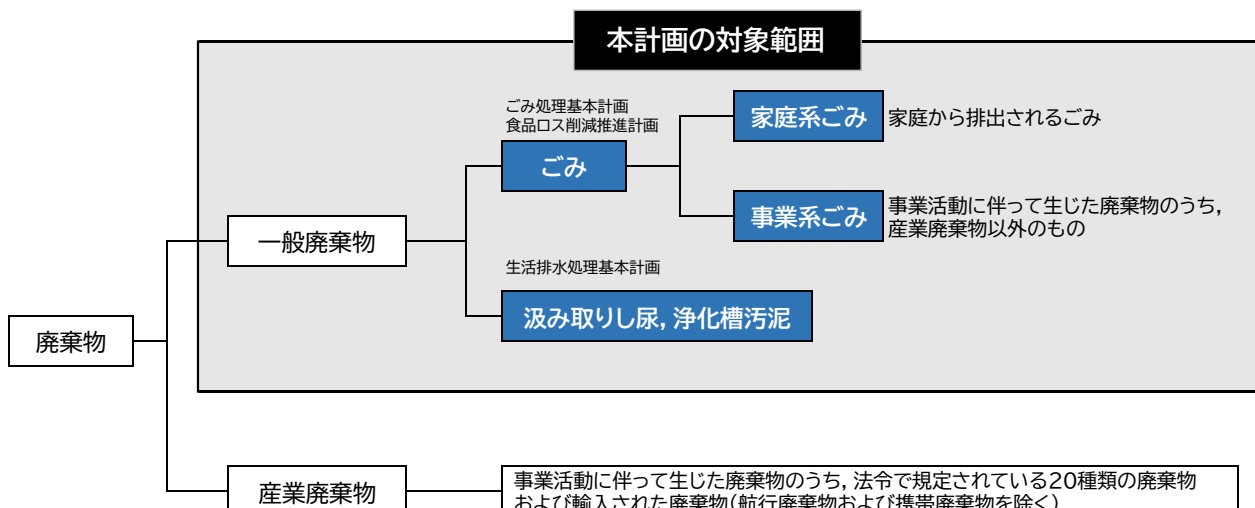
3 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条第 1 項の規定に基づく本市の一般廃棄物処理に関する基本計画および「食品ロスの削減の推進に関する法律」第 13 条の規定に基づく市町村食品ロス削減推進計画として策定するものです。

なお、「函館市総合計画」や「函館市環境基本計画」、「函館市食育推進計画」などの本市の関連計画のほか、国や北海道が策定する計画等との整合を図りながら計画を推進します。

4 対象となる廃棄物の範囲

本計画の対象は、本市内で発生する一般廃棄物とします。



ごみ処理基本計画・食品ロス削減推進計画

7 エネルギーをみんなに
そしてクリーンに



11 住み続けられる
まちづくりを



12 つくる責任
つかう責任



13 気候変動に
具体的な対策を



14 海の豊かさを
守ろう



15 陸の豊かさも
守ろう



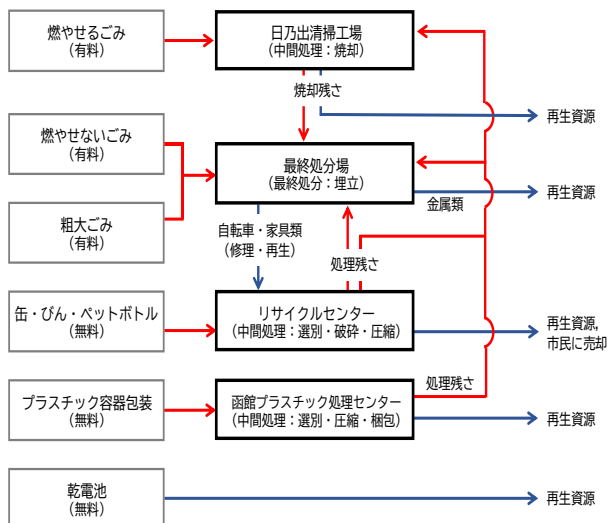
1 ごみの分別区分・処理フロー・収集運搬

〈家庭系ごみ〉

○分別区分

「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、
「缶・びん・ペットボトル」、「プラスチッ
ク容器包装」、「粗大ごみ」および「乾電池」
の6区分としています。

○処理フロー



○収集運搬

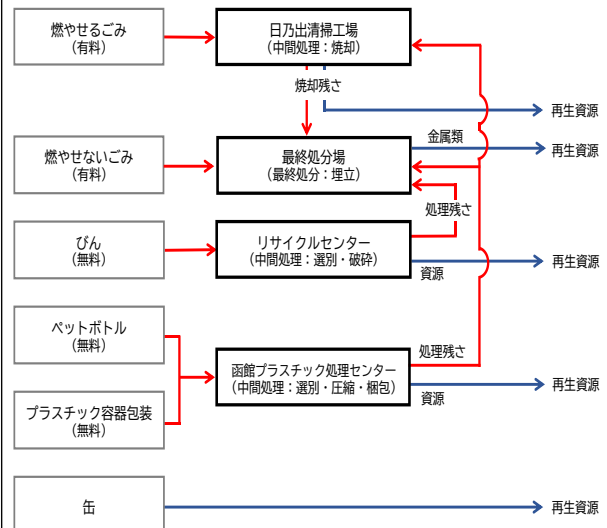
市が収集する区域の範囲は、本市全域で
あり、収集方式は計画路線収集を基本と
し、東部地域の一部ではステーションによ
る収集としています。また、一度に多量に
排出する場合などは排出者自らが運搬し
処理施設に搬入することとしています。

〈事業系ごみ〉

○分別区分

「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、
「缶」、「びん」、「ペットボトル」および「プ
ラスチック容器包装」の6区分としていま
す。

○処理フロー



○収集運搬

事業系ごみは、事業者自らの責任におい
て適正に処理することが原則であり、排出
事業者自らが運搬、または許可業者に収集
運搬を委託し処理施設に搬入することと
しています。ただし、東部地域は地域の実
情を考慮して市町村合併前の取り扱いを
継続し、燃やせるごみと燃やせないごみは
市（委託）が収集運搬することとしていま
す。

2 ごみ処理施設

(1) 中間処理施設（焼却施設）

日乃出清掃工場は、1975 年（昭和 50 年）2 月に 1，2 号炉（各 120 t / 日），1992 年（平成 4 年）4 月に 3 号炉（180 t / 日）がそれぞれ供用を開始し，燃やせるごみ，資源化処理残さ，下水道しよ等の焼却処理をしていましたが，2023 年（令和 5 年）4 月から既存建屋を利用し施設稼働と並行して焼却炉の更新工事を進めていることに伴い，2027 年（令和 9 年）1 月まで 3 号炉のみで焼却処理することとしています。

新たな焼却炉の処理能力は 300 t / 日（100 t / 日×3 炉）とし，全炉に発電設備を設け発電能力を大幅に増強するほか，温室効果ガス発生量を大幅に削減するなど，熱エネルギーを有効利用し効率的かつ環境に配慮した焼却処理が可能な施設として 2029 年（令和 11 年）4 月の全面供用開始を目指しています。



(2) 中間処理施設（資源化施設）

① リサイクルセンター

リサイクルセンターは，1997 年（平成 9 年）4 月に供用を開始し，家庭系ごみの缶・びん・ペットボトルおよび事業系ごみのびんを中間処理しています。

缶は圧縮梱包し再生資源業者へ売却しているほか，びんは破碎し最終処分場の路盤材として活用しています。また，ペットボトルは圧縮梱包し，「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づく指定法人への引き渡しのほか，再商品化事業者への売却により再生利用しています。

また，粗大ごみのうち使用可能な自転車や家具類は修理再生し市民に売却しています。

② 函館プラスチック処理センター（民間事業者）

函館プラスチック処理センターは，2002 年（平成 14 年）4 月に供用を開始した民設民営の施設であり，プラスチック容器包装と事業系ごみのペットボトルの中間処理を委託しています。

プラスチック容器包装は圧縮梱包し，「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づく指定法人への引き渡しにより再生利用しています。

事業系ごみのペットボトルは，圧縮梱包し再商品化事業者への売却により再生利用しています。

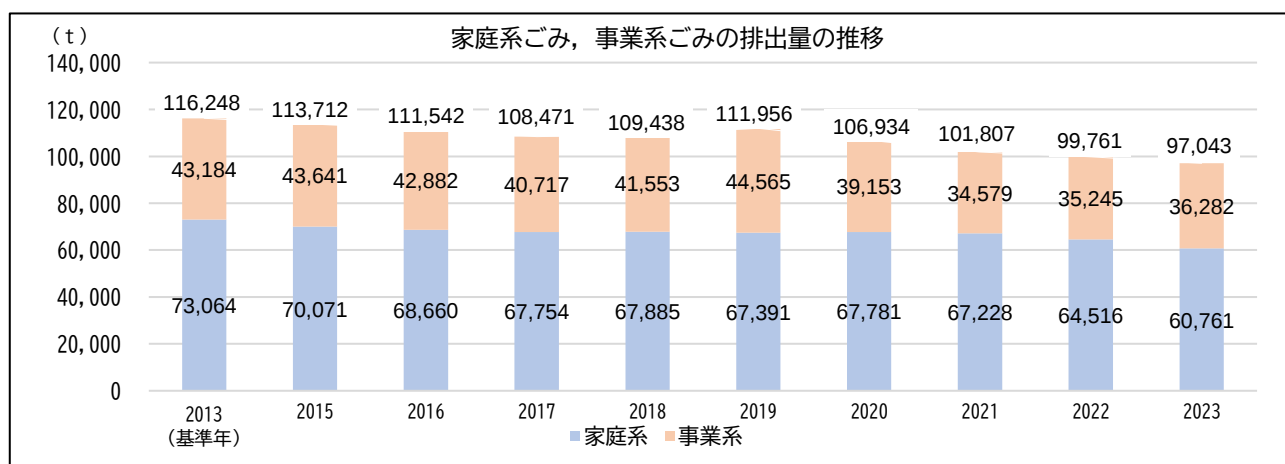
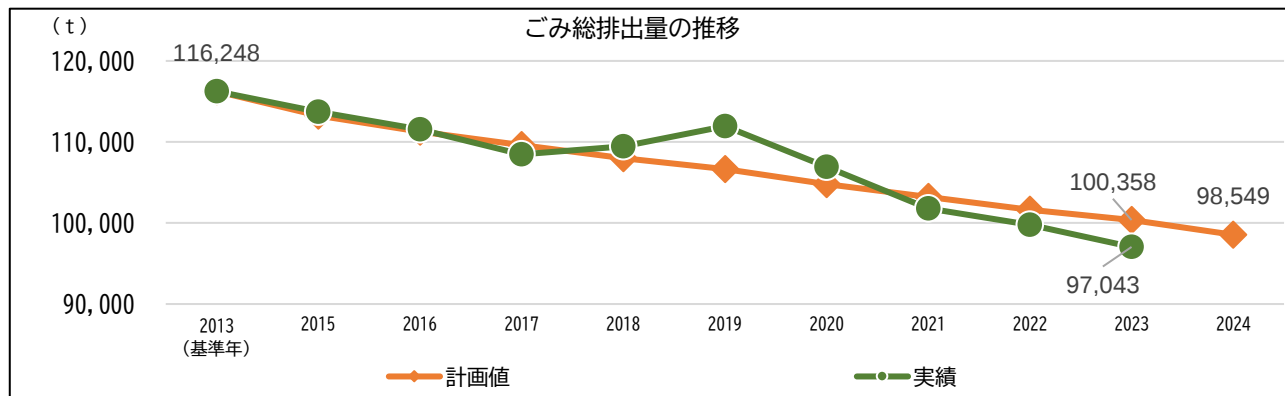
(3) 最終処分場

七五郎沢廃棄物最終処分場は，1992 年（平成 4 年）4 月に供用を開始し，燃やせないごみ，粗大ごみ，焼却残さ，資源化残さ等の埋立処分をしています。

恵山廃棄物最終処分場および南茅部廃棄物最終処分場は，排出者が直接持ち込んだ燃やせないごみの埋立処分をしています。

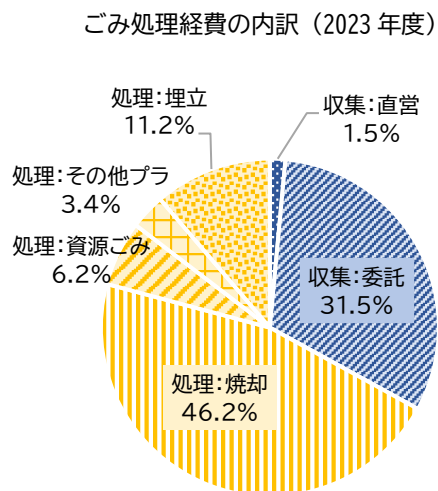
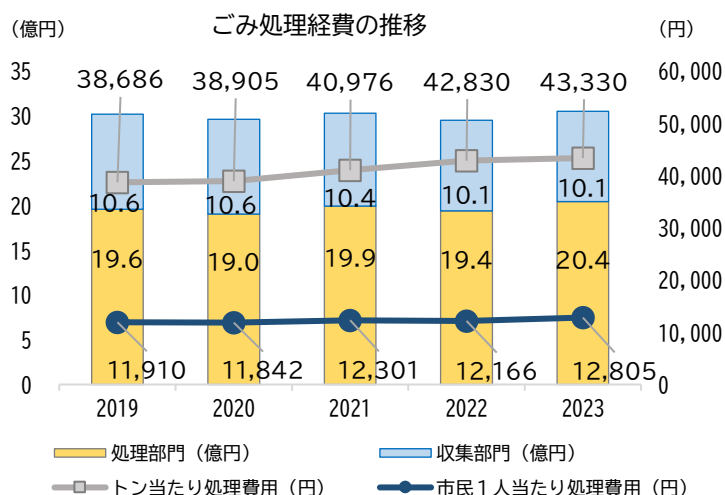
3 ごみの排出量の状況

第3次計画期間におけるごみ総排出量は、様々な要因により一時的に増加がみられたものの、基準年である2013年度（平成25年度）の116,248 tから2023年度（令和5年度）には97,043 tと19,205 t減少しています。



4 ごみ処理事業費

本市のごみ処理に関する経費は、年間約30億円前後で推移し、本計画の基準年である2023年度（令和5年度）は、約30億5千万円となり、市民1人当たりでは12,805円になります。



5 基本方針

本市においては、人口の減少が今後も続くと想定されることに伴い、ごみの発生量も減少していくものと見込まれますが、ごみを適正処理するための担い手も不足していくことが想定されることから、市民、事業者、市の連携・協働によるごみの減量化・再資源化により、廃棄物の適正処理はもとより、さらなる循環型社会の形成を目指すことを目的に、次の基本方針に基づく個別施策を展開することとします。

基本方針1 ごみの発生抑制(リデュース)と再使用(リユース)の促進

基本方針2 ごみの再資源化(リサイクル)の推進

基本方針3 環境教育の充実、環境啓発・環境美化の推進

基本方針4 適正なごみ処理体制の確保

6 ごみの排出量推計

ごみ排出量の将来推計は、現行の市民生活や事業活動が継続することを前提に、各種施策の実施による減量化や再資源化の効果を勘案し推計します。

単位：t

		2023 (R5) 基準年	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12) 中間目標年	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16) 目標年
人口(9月末)および推計人口		241,184	232,770	229,339	225,958	222,627	219,345	216,112	212,652	209,247	205,897	202,600
排出量	燃やせるごみ ①	40,726	40,042	38,899	37,893	36,713	35,627	34,613	33,670	32,574	31,602	31,123
	燃やせないごみ ②	6,837	6,593	6,454	6,335	6,184	6,005	5,877	5,759	5,614	5,486	5,461
	缶・びん・ペットボトル ③	4,011	4,019	3,968	3,928	3,868	3,763	3,715	3,674	3,613	3,562	3,538
	プラスチック容器包装 ④	2,604	2,685	2,712	2,754	2,779	2,802	2,832	2,872	2,895	2,923	2,892
	粗大ごみ ⑤	548	586	578	571	561	544	536	529	519	511	487
	雑ごみ ⑥	190	178	184	198	211	224	237	249	260	271	270
	集団資源回収 (B)	5,845	6,143	6,094	6,062	5,997	5,925	5,877	5,837	5,766	5,712	5,652
	計 (A) + (B)	60,761	60,246	58,889	57,741	56,313	54,890	53,687	52,590	51,241	50,067	49,423
	家庭系原単位 (g/人・日)	688	709	704	698	693	686	681	676	671	666	668
	資源物以外(①+②+⑤+⑥)原単位	547	558	551	544	537	530	523	517	510	504	504
事業系	資源物(③+④+(B))原単位	141	151	153	154	156	156	158	159	161	162	164
	燃やせるごみ ⑦	32,747	32,485	32,230	32,098	31,792	31,573	31,354	31,220	30,916	30,697	30,673
	燃やせないごみ ⑧	1,658	1,679	1,679	1,684	1,679	1,679	1,679	1,684	1,679	1,679	1,679
	びん・ペットボトル ⑨	1,007	949	949	952	949	949	949	952	949	949	949
	プラスチック容器包装 ⑩	11	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
	し尿しさ、下水道しさ ⑪	259	256	256	256	256	256	256	256	256	256	256
	計	35,682	35,383	35,128	35,004	34,690	34,471	34,252	34,126	33,814	33,595	33,571
	事業系ごみ1日当たり排出量(t)	98	97	96	96	95	94	94	93	93	92	91
	資源物以外(⑦+⑧+⑪)排出量	95	94	93	93	92	91	91	90	90	89	88
	資源物(⑨+⑩)排出量	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
ごみ総排出量		96,443	95,629	94,017	92,745	91,003	89,361	87,939	86,716	85,055	83,662	82,994
リサイクル率(%)		14.8	15.3	15.5	15.7	15.9	16.0	16.1	16.4	16.6	16.8	16.8

※ 基準年のごみ総排出量は突発的に発生した海岸漂着物分(600t)を除く。

7 数値目標とモニタリング指標

1 数値目標

2023 年度（令和 5 年度）の実績値を基準値とし、目標年次である 2034 年度（令和 16 年度）における数値目標を設定します。

数値目標 1 家庭系ごみ市民 1 人 1 日当たり排出量の目標

2023(R5)年度 基準年 2030(R12)年度 中間目標年 2034(R16)年度 目標年

688g/人・日

681g/人・日

668g/人・日

循環型社会の形成に向け 3R を推進する中で、特に「発生抑制（リデュース）」、「再使用（リユース）」の取組を促進することにより、家庭から排出されるごみの量を削減し、できる限り環境への負荷の低減を図ります。

数値目標 2 事業系ごみ 1 日当たり排出量の目標

2023(R5)年度 基準年 2030(R12)年度 中間目標年 2034(R16)年度 目標年

98トン

94トン

91トン

事業系ごみは、観光入込客数や社会情勢の変化により排出量が増加しますが、家庭系ごみと同様に発生抑制や再使用の取組を促進することにより、ごみの排出量を削減し、できる限り環境への負荷の低減を図ります。

数値目標 3 リサイクル率の目標

2023(R5)年度 基準年 2030(R12)年度 中間目標年 2034(R16)年度 目標年

14.8%

16.1%

16.8%

発生抑制、再使用の取組を行ってもなお発生するごみは、リサイクルすることにより、できる限り環境への負荷の低減を図ります。

2 モニタリング指標

食品ロス排出量

食品ロス削減推進計画の進捗管理のため、食品ロス実態調査を実施し、推計した食品ロス排出量をモニタリング指標として設定します。

2022 年度（令和 4 年度）家庭系食品ロス排出量（推計値）

年間総排出量：4,202t（直接廃棄：1,514t，食べ残し：2,688t）
市民 1 人 1 日当たり：47g

2023 年度（令和 5 年度）事業系食品ロス排出量（推計値）

年間総排出量：5,889t（直接廃棄：692t，食べ残し：5,197t）
事業系 1 日当たり：16t

8 基本方針に基づく個別の施策

基本方針1 ごみの発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）の促進

循環型社会の形成に向け、環境への負荷を低減させるため、ごみの発生そのものをできる限り抑制するとともに食品ロスの削減に取り組むほか、限りある資源の有効利用を図ることを目指します。

◆ 生ごみ減量化の推進

本市の燃やせるごみのうち、約40%が生ごみであり、家庭用電動生ごみ処理機の普及や水切り排出の促進、ダンボールコンポスト事業をはじめとする市民向けの取組のほか、業務用生ごみ処理機の普及促進により事業所から排出される生ごみの減量化を推進します。

- 家庭用電動生ごみ処理機の普及促進
- 生ごみ水切り排出の促進
- ダンボールコンポストの普及促進
- 業務用生ごみ処理機の普及促進

◆ 食品ロス削減の推進（生ごみの発生抑制）

市民、事業者・関連団体、市などが連携し食品ロスの削減に向けた取組を推進します。

- 情報発信や周知啓発による意識の醸成
- 食品の在庫確認や冷蔵庫等の整理整頓の推奨
- 食品ロス削減レシピ等の活用促進
- 食品に関する正しい情報の普及啓発
- 食品ロスダイアリーの活用促進
- 残さず食べよう！30・10運動の普及啓発
- てまえどりの促進
- 事業者向けの周知啓発
- 食材使い切り料理教室の開催
- 食品ロスゼロ推進店事業の実施
- フードドライブの促進（未利用食品の有効活用）
- フードバンクの促進
- 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会への参加
- 関係機関等との連携



◆ リユース事業者による再使用の促進

フリマアプリやリサイクルショップなどのリユース事業を運営している民間事業者の取組の利用促進などにより、ごみになる前のリユースに関する取組を促進し、ごみの発生抑制を図ります。

◆ 自転車・家具類の再生利用

リサイクルセンターにおいて、粗大ごみとして排出された使用可能な自転車や家具を修理再生し、希望する市民へ安価で売却し再生利用を推進します。

◆ 古着のリユース・リサイクルの推進

家庭から排出されるごみの約10%を占める繊維類は、一部の集団資源回収のほか、公共施設等での拠点回収や環境に関するイベントでの回収、民間事業者のリユース・リサイクルルートの活用を推進します。

基本方針2 ごみの再資源化（リサイクル）の推進

発生抑制、再使用などの減量の取組を行ってもなお発生するごみは、さらなるリサイクルの推進により資源循環を図ります。

◆ 集団資源回収の促進

町会・自治会などの団体が行う集団資源回収活動を促進するため、資源回収団体や資源回収業者に対する支援を行うほか、出前講座の実施やSNSなどの各種広報媒体による周知啓発に取り組み、新聞やダンボールなどの再資源化を促進します。

◆ 事業系古紙の再資源化の推進

事業所から排出されるごみには、再資源化可能な紙類が多く混入しているため、資源回収業者による古紙回収の取組について、ホームページやリーフレットなどにより周知を図るほか、事業所への協力要請を行い事業系古紙の再資源化を推進します。



◆ 資源ごみの分別収集

資源ごみとして収集している缶・びん・ペットボトル、プラスチック容器包装の分別収集を継続し、出前講座の実施のほか、SNSなどの各種広報媒体の活用や個別訪問による直接排出指導などにより、ごみの適正分別の周知啓発によるさらなる適正排出の徹底を図ります。

◆ プラスチック使用製品廃棄物の分別収集および再商品化実施の検討

2022年（令和4年）4月にプラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組を促進することを目的に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、プラスチック使用製品廃棄物の効果的・効率的な分別収集および再商品化の実施に向けた調査・検討を進めます。

◆ 燃やせないごみ、粗大ごみの再資源化

七五郎沢廃棄物最終処分場に搬入された粗大ごみや自己搬入された燃やせないごみから鉄などの金属類を回収し再資源化事業者等へ引き渡すことにより、有用資源の活用や埋立処分量の削減に努めます。

◆ 使用済み小型家電製品の再資源化

使用済み小型家電製品には、金や銀などの貴金属やレアメタルなどの有用金属が含まれているため、市内の公共施設や商業施設に設置している専用の回収ボックスで回収し、有用金属などの再資源化を推進します。

◆ 乾電池の再資源化

使用済みの乾電池は、町会館や公共施設等に設置している専用の回収ボックスで分別回収し、鉄やマンガン、亜鉛等の再資源化を推進します。

◆ 蛍光管等の再資源化

水銀を含んだ蛍光管や体温計等は、家電量販店やホームセンター等に設置している専用の回収ボックスで回収し、水銀、ガラス等の再資源化を推進します。

◆ 焼却灰の再資源化

日乃出清掃工場において、焼却処理後に発生する焼却灰の一部をセメント原料として再資源化し、埋立処分量の削減に努めます。

基本方針3 環境教育の充実、環境啓発・環境美化の推進

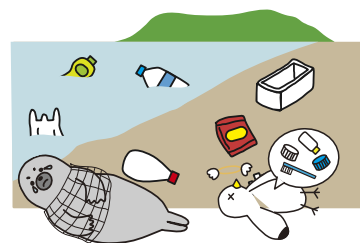
私たちが住む街の環境を守り、環境と調和した住みよい街にするため、ごみの排出や環境美化など、環境意識の向上に向けた取組を進めます。

◆ 環境教育の充実

- 環境教育副読本の配信
- 環境活動等の実施
- ごみ処理施設の見学

◆ 環境啓発の推進

- プラスチックごみ削減の推進
- 環境部ニュースの発行
- 出前講座の実施
- 環境関連イベントの実施
- 事業者によるごみの減量化・再資源化に係る取組の推進
- ホームページ，SNSを活用した情報発信



◆ 環境美化の推進

- 環境美化運動（ボランティア清掃活動）の実施
- ごみ散乱防止啓発活動の実施
- 函館の街をきれいにする市民運動協議会との連携



基本方針 4 適正なごみ処理体制の確保

収集運搬から中間処理、最終処分まで適正かつ安定的なごみ処理体制を確保し、環境負荷の低減や効率的な処理体制の構築を目指します。

◆ 適正なごみの収集運搬体制の確保等

ごみの質や収集量の変化等に応じて適宜収集運搬体制を見直し、排出されたごみによる生活環境への支障が生じることがないように安定かつ確実な体制を確保します。

また、収集運搬の効率化を図り、温室効果ガスの削減による環境負荷の低減に努めます。

◆ 適正分別排出指導の推進

ごみの適正分別の徹底や不適正排出の防止を図るため、家庭ごみ分別マニュアルやごみ収集日カレンダーなどの配布のほか、ホームページ、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」などを活用した周知や個別訪問による直接排出指導などを行い、ごみの適正排出を推進します。

◆ 不法投棄対策等

職員によるパトロールや監視カメラの設置のほか、警察との連携などによる原因者究明を行い、廃棄物の不法投棄や野外焼却の抑止を図ります。

◆ 日乃出清掃工場における適正管理の確保

環境に配慮した安全・安心なごみ処理体制を確保するため、徹底した燃焼管理や監視体制のもと施設の適正な維持管理を実施し、焼却処理を行います。また、排ガス濃度などに関しては定期的に測定を行い、測定結果を速やかに公表します。

なお、2023 年（令和 5 年）4 月から既存建屋を利用し施設稼働と並行して焼却炉の更新工事を進めており、新たな焼却炉の処理能力を 300 t / 日（100 t / 日 × 3 炉）として、2029 年（令和 11 年）3 月末の竣工に向け、更新工事が計画どおり進行するよう工程管理を行います。

◆ ごみの焼却に伴う余熱利用の推進

日乃出清掃工場では更新前の 3 号炉において、ごみ焼却時に発生する熱エネルギーの回収により、発電した電力を施設内に供給し、余剰電力を電力会社に売却するほか、施設内の暖房に活用するとともに、下水処理施設に供給します。

更新工事後は全炉に発電設備を設け、発電能力を 1,660kW から 7,120kW に増強し、施設内および近隣公共施設への電力供給や余剰電力を電力会社に売却するほか、施設内のロードヒーティングや給湯、暖房に活用するとともに、日乃出いこいの家（公衆浴場）や下水処理施設に供給します。

今後も引き続き、効果的な余熱利用を推進するため、さらなる熱エネルギーの有効活用について検討します。

◆ 資源ごみ中間処理施設の安定稼働の確保

家庭系ごみの缶・びん・ペットボトルおよび事業系ごみのびんはリサイクルセンターで、プラスチック容器包装および事業系ごみのペットボトルは民間の函館プラスチック処理センターで中間処理を行っていますが、それぞれの施設における設備機器の老朽化等を踏まえ、計画的に補修・更新しながら安定稼働を確保します。

◆ 最終処分場における適正処分の確保

周辺環境を汚染することがないように、污水处理施設からの放流水や埋立地の地下水をモニタリングするなど、施設の適正な維持管理を実施し埋立処分を行います。また、放流水等の水質などに関しては定期的に測定を行い、測定結果について速やかに公表します。

◆ 新たな廃棄物処理施設の整備に向けた検討

○ 新たなごみ処理システムの検討

循環型社会の形成に向け、多種多様な地域の循環システムの構築などによるさらなる資源の循環が求められていることから、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化の取組のほか、リサイクルの推進や最終処分量の削減を図る破碎選別施設の導入など、環境への負荷の低減に配慮した新たなごみ処理システムのあり方について2025年度（令和7年度）から基本構想の策定に着手します。

○ 最終処分場

七五郎沢廃棄物最終処分場は、1992年（平成4年）4月に供用を開始し、当初は埋立計画期間を2016年度（平成28年度）までとしていましたが、ごみの分別区分の変更や産業廃棄物の搬入禁止など、埋立量の減少により、2037年度（令和19年度）頃までの利用が可能と見込んでいます。

新たな最終処分場の整備は、候補地の選定や地域住民との合意形成など、完成までに相当な期間を要するほか、多額の財政負担が生じることから、施設規模などを含め、新たなごみ処理システムのあり方と合わせて検討します。

○ 資源化施設

リサイクルセンターは、1997年（平成9年）4月の供用開始以降、安定的な稼働を確保するため、計画的な設備の更新や補修を行ってきましたが、設備機器の老朽化が進んでいます。

このため、最終処分量の削減を図る破碎選別施設などの導入も含め、最終処分場と同様に、新たなごみ処理システムのあり方と合わせて検討します。



函館市七五郎沢廃棄物最終処分場



函館市リサイクルセンター

生活排水処理基本計画



1 基本方針

本市の生活排水は、下水道事業計画区域内では公共下水道、それ以外の区域では合併処理浄化槽により処理することを基本とします。

2 生活排水の処理計画

生活排水の処理は、下水道事業計画区域内では下水道整備を推進し、それ以外の区域では、合併処理浄化槽設置を促進するほか、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進し、良好な水環境を保全することで快適で衛生的な生活環境を確保します。

これにより、2034年度（令和16年度）の生活排水処理率は92.9%以上を目標とします。

生活排水の処理目標および処理形態別人口内訳

単位：千人

区 分	2023 (R5) (基準年)	2030 (R12) (中間目標年)	2034 (R16) (目標年)
計画処理区域内人口（行政区域内人口）＝A	241.2	216.1	202.6
(1)水洗化・生活雑排水処理人口＝B	217.3	199.9	188.1
①公共下水道	213.8	195.8	183.7
②合併処理浄化槽	3.5	4.1	4.4
(2)水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	2.3	2.2	2.2
(3)非水洗化人口	21.6	14.0	12.3
生活排水処理率＝B／A（％）	90.1	92.5	92.9

※ 各年度9月末で算出

3 し尿処理施設の処理計画

家庭や住宅併用の事業所における汲み取り便槽のし尿は、市（委託）が収集運搬を行っており、それ以外の事業所における汲み取り便槽のし尿のほか、浄化槽汚泥は、許可業者が収集運搬を行っています。

下水道整備や合併処理浄化槽設置の促進により、2034年度（令和16年度）の汲み取りし尿の処理量は25,825 kℓ以下、浄化槽汚泥の処理量は4,698 kℓ以上を目標とします。

し尿等の処理量の目標

単位：kℓ

	2023 (R 5) (基準年)	2030 (R 12) (中間目標年)	2034 (R 16) (目標年)
汲み取りし尿	41,995	28,847	25,825
浄化槽汚泥	4,508	4,588	4,698

4 施策の展開

○ 普及促進に係る支援

下水道事業計画区域では、改造資金の貸付制度により汲み取り便所の水洗化を図り、それ以外の区域では、合併処理浄化槽の設置費補助制度等により合併処理浄化槽の設置や単独処理浄化槽からの転換を図ります。

○ 啓発活動等

ホームページ等の各種広報媒体により、生活排水が環境に与える影響や生活排水処理の必要性などを啓発するとともに、浄化槽の指定検査機関や保守点検業者と連携のうえ、適正な維持管理を確保します。



第4次函館市一般廃棄物処理基本計画〔概要版〕

2025年(令和7年)●月

発行 函館市環境部環境推進課

TEL:0138-85-8236 FAX:0138-85-8279

第4次函館市一般廃棄物処理基本計画

2025年度(令和7年度)～2034年度(令和16年度)

(案)

2025年(令和7年) 月
函館市

はじめに

目 次

第1部 総論

第1章 計画の概要

第1節	計画の目的	1
第2節	計画対象区域	1
第3節	計画期間	1
第4節	計画の位置付け	2
第5節	対象となる廃棄物の範囲	3
第6節	SDGsとの関連性	4

第2章 函館市の概況

第1節	地理・気候	5
第2節	人口・世帯数	6
第3節	産業の動向	7

第2部 ごみ処理基本計画，食品ロス削減推進計画

第1章 ごみ処理の現状

第1節	ごみの分別区分および処理フロー	8
第2節	ごみの処理体制	10
第3節	ごみの排出量	17
第4節	ごみの組成	19
第5節	ごみ処理事業費	26

第2章 第3次計画における数値目標の検証

第3章 ごみ処理の課題と今後の方向性

第4章 基本方針と数値目標

第1節	基本方針	33
第2節	ごみの排出量推計	34
第3節	数値目標とモニタリング指標	36

第5章 基本方針に基づく施策の展開

第1節	基本方針に基づく個別の施策	38
第2節	計画の推進体制・進行管理	48

第3部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現状

- 第1節 生活排水の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
- 第2節 生活排水の処理主体および処理フロー・・・・・・・・ 49

第2章 基本方針と処理計画

- 第1節 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
- 第2節 処理計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
- 第3節 施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52

第4部 資料編

1 将来人口の推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53

2 ごみの組成割合等

- 1 家庭系ごみの組成割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
- 2 プラスチック容器包装（家庭系ごみ）の組成割合・・・・・・・・ 55
- 3 事業系ごみの組成割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
- 4 食品ロス実態調査の調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・ 57

3 市民アンケートの調査結果

- 1 調査の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
- 2 調査方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
- 3 回収状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
- 4 調査結果（一部抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58

4 計画策定までの経緯

- 1 経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
- 2 函館市廃棄物減量等推進審議会委員名簿・・・・・・・・ 66
- 3 パブリックコメント・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67

5 用語の解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67

第1部 総論

第1章 計画の概要

第1節 計画の目的

本計画は、市民、事業者、市が相互に連携・協働し、一般廃棄物のさらなる排出抑制、減量化・再資源化および適正処理を計画的に実施するとともに、生活排水処理における水環境の保全を図り、循環型社会の形成を目指すための方針、方向性を明確にすることを目的に策定するものです。

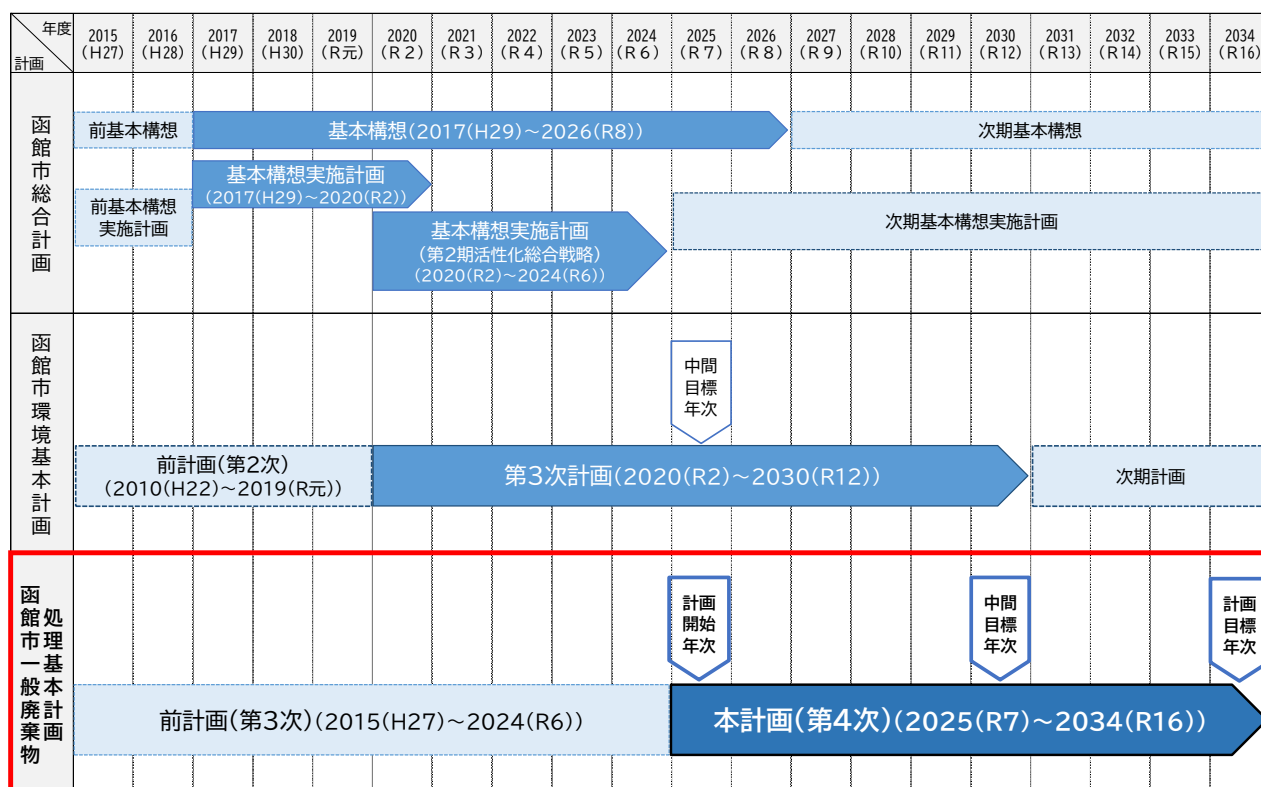
第2節 計画対象区域

本計画における計画対象区域は、本市全域とします。

第3節 計画期間

2025年度（令和7年度）から2034年度（令和16年度）までの10年間を計画期間とします。

また、2030年度（令和12年度）を中間目標年次とし、計画の達成状況や一般廃棄物の処理状況のほか社会情勢等を考慮し、必要に応じて見直しを行うこととします。

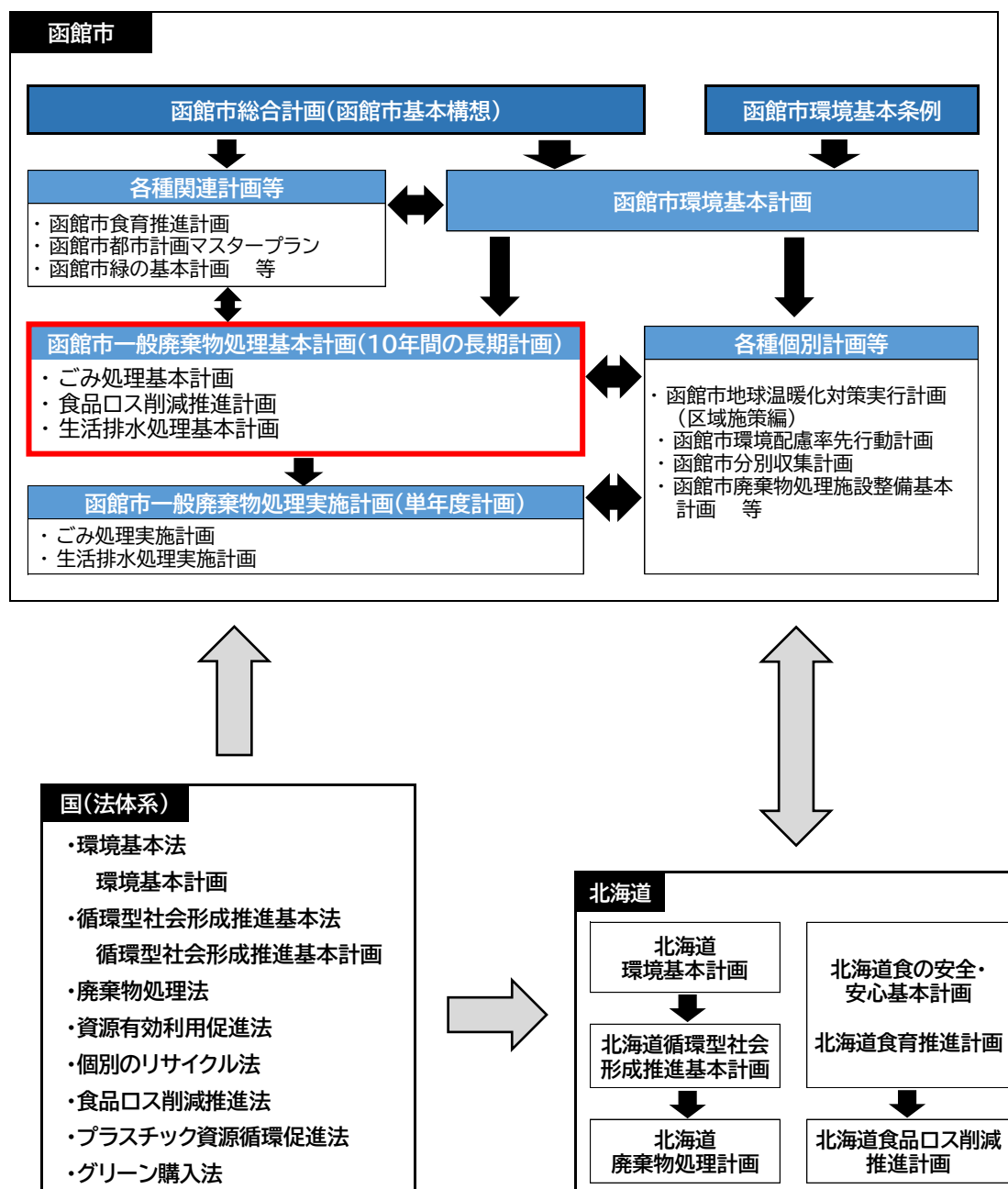


第4節 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づく本市の一般廃棄物処理に関する基本計画および「食品ロスの削減に関する法律」第13条の規定に基づく市町村食品ロス削減推進計画として策定するものです。

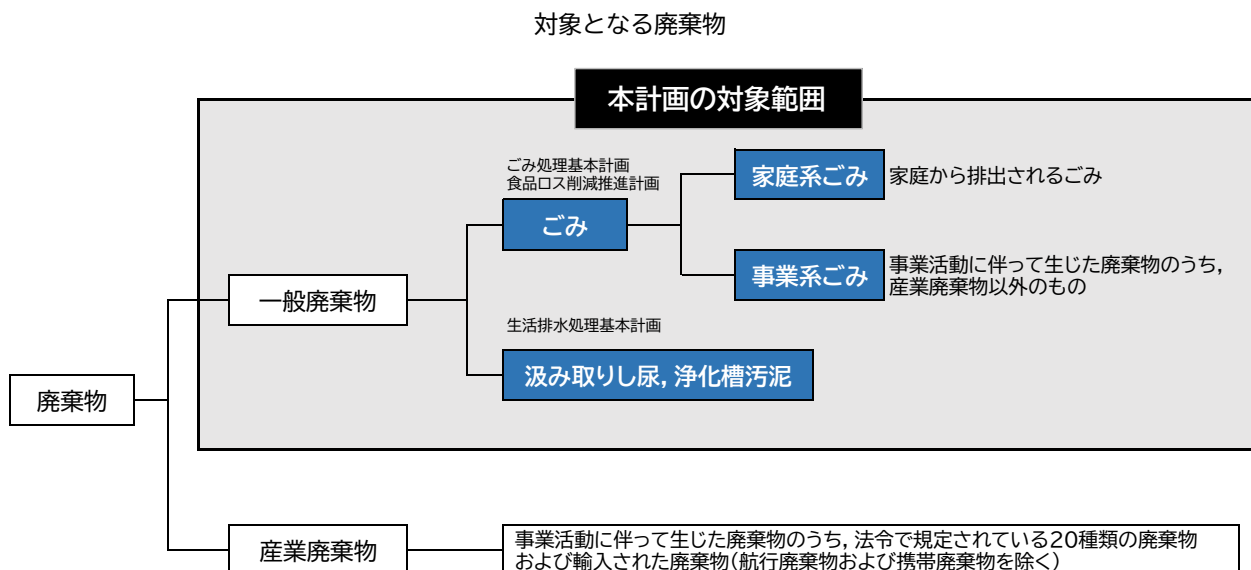
なお、「函館市総合計画」や「函館市環境基本計画」、「函館市食育推進計画」などの本市の関連計画のほか、国や北海道が策定する計画等との整合を図りながら計画を推進します。

法体系および計画の位置付け



第5節 対象となる廃棄物の範囲

本計画の対象は、本市内で発生する一般廃棄物とします。



ごみ処理基本計画、食品ロス削減推進計画におけるごみ量の概念

区 分		範 囲			
家庭系ごみ	・ 集団資源回収	ごみ排出量	ごみ総排出量	家庭系ごみ排出量	家庭系ごみ総排出量
	・ 燃やせるごみ ・ 燃やせないごみ ・ 缶・びん・ペットボトル ・ プラスチック容器包装 ・ 粗大ごみ ・ 雑ごみ ※				
事業系ごみ	・ 燃やせるごみ ・ 燃やせないごみ ・ びん ・ ペットボトル ・ プラスチック容器包装 ・ し尿・下水道しき	ごみ排出量	ごみ総排出量	事業系ごみ排出量	ごみ発生量
	・ 各家庭や事業者による自己処理量 ・ 家電リサイクル法等の回収ルートでの処理量 ・ 民間事業者等の独自の取組による資源物の回収量 等				
量の把握が困難なごみ					

※ 雑ごみ：乾電池、小型家電製品、古着、町会等の清掃活動により回収したごみ等

生活排水処理基本計画における汲み取りし尿等の概念

区 分	範 囲	
・ 浄化槽（合併、単独）	浄化槽汚泥	発生量
・ 汲み取り便槽	汲み取りし尿	
・ 公共下水道	公共下水道による処理量 (函館市公共下水道事業計画に基づき実施)	

第6節 SDGsとの関連性

2015年（平成27年）の国連総会で採択された持続可能な開発目標（SDGs）は、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットで構成され、2030年（令和12年）までの国際社会共通の目標となっており、この目標の中には廃棄物の処理に直接かかわる目標のほか、環境全般にかかわる目標も盛り込まれていることから、本計画の施策の推進はSDGsの実現に資することにつながるものです。

持続可能な開発目標（SDGs）17の目標



出典）国連広報センター

コラム SDGsについてもっと知ろう！

私たちの生活は、経済発展や技術開発により豊かで便利になりましたが、生物多様性の損失や人口増加に伴う水や食料、エネルギーなどの枯渇問題、さらには、地球温暖化に伴う気候変動への対応など地球規模での問題が起きています。

これを解決し、持続可能な社会の形成に世界全体で取り組むため、2015年9月に開催された国連総会において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

このアジェンダでは、人間、地球および繁栄のための行動計画としてSDGsが定められ、「誰一人取り残さない」ことを掲げ、全ての国は、このアジェンダをもとに、2030年までに、持続可能な開発のための貧困や飢餓、ジェンダー、気候変動などに関する諸目標を達成するために力を尽くすこととしています。

日本においても、内閣総理大臣を本部長とする「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置し、政府や地方自治体、企業などの役割などを示す「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を定めています。

～SDGsの17の目標～

- | | |
|-----------|----------|
| 1 貧困 | 10 不平等 |
| 2 飢餓 | 11 都市 |
| 3 保健 | 12 生産・消費 |
| 4 教育 | 13 気候変動 |
| 5 ジェンダー | 14 海洋資源 |
| 6 水・衛生 | 15 陸上資源 |
| 7 エネルギー | 16 平和 |
| 8 成長・雇用 | 17 実施手段 |
| 9 イノベーション | |

第2章 函館市の概況

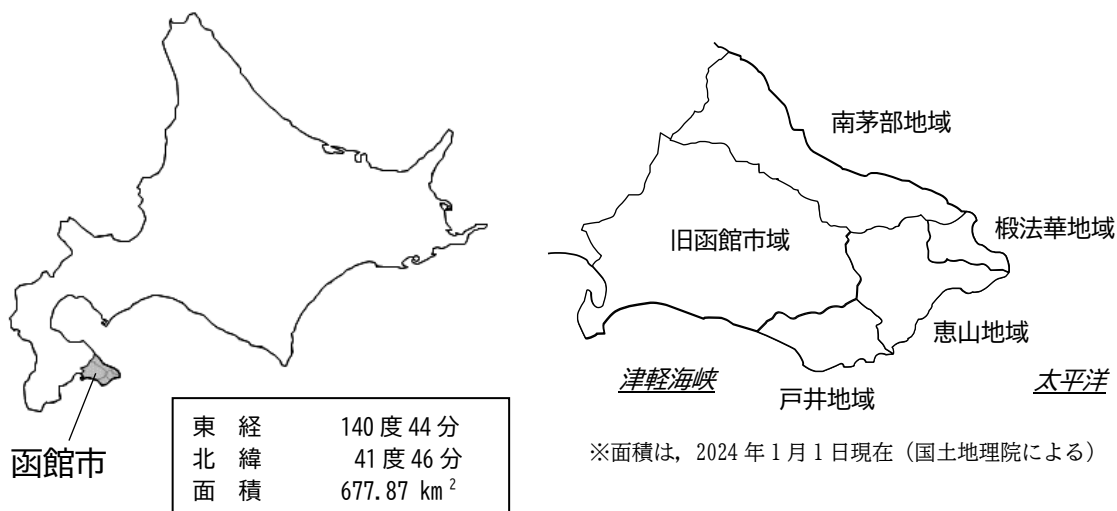
第1節 地理・気候

本市は、北海道の南西部、渡島半島の南東部に位置し、南西部に位置する函館山を要に扇状に広がる平野部と段丘地形、北東部に広がる袴腰山から毛無山に連なる山並みや活火山恵山といった山岳地で構成され、面積の約78%を森林が占めています。

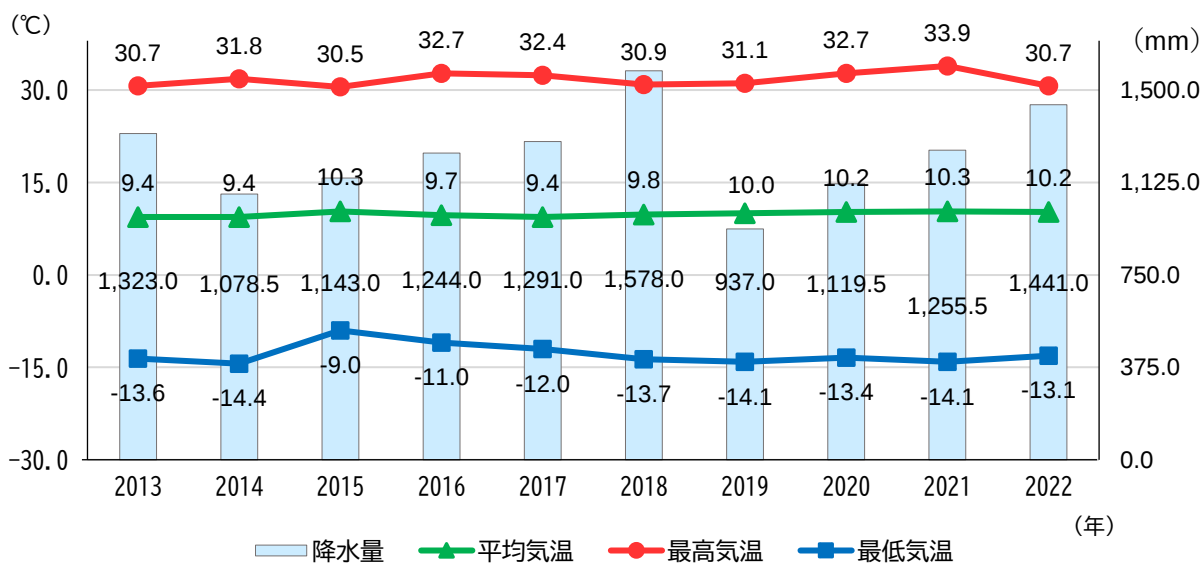
また、平野部に市街地が、海岸に沿って漁業集落が形成され、海岸線の背後には、急峻な地形が迫っています。

気候は、北海道のなかでは比較的温暖で、夏季には海霧が発生しやすいものの、冬季は積雪量が少なく、住みやすい地域となっています。

本市の位置、面積、緯度、経度



気温（平均、最高、最低）と降水量の経年変化

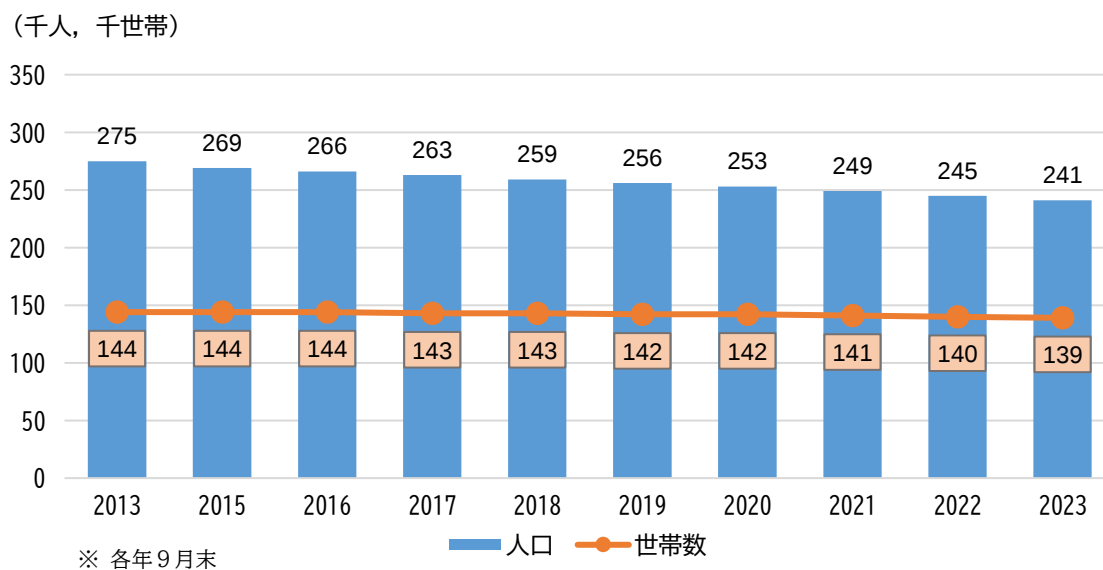


出典) 函館地方気象台

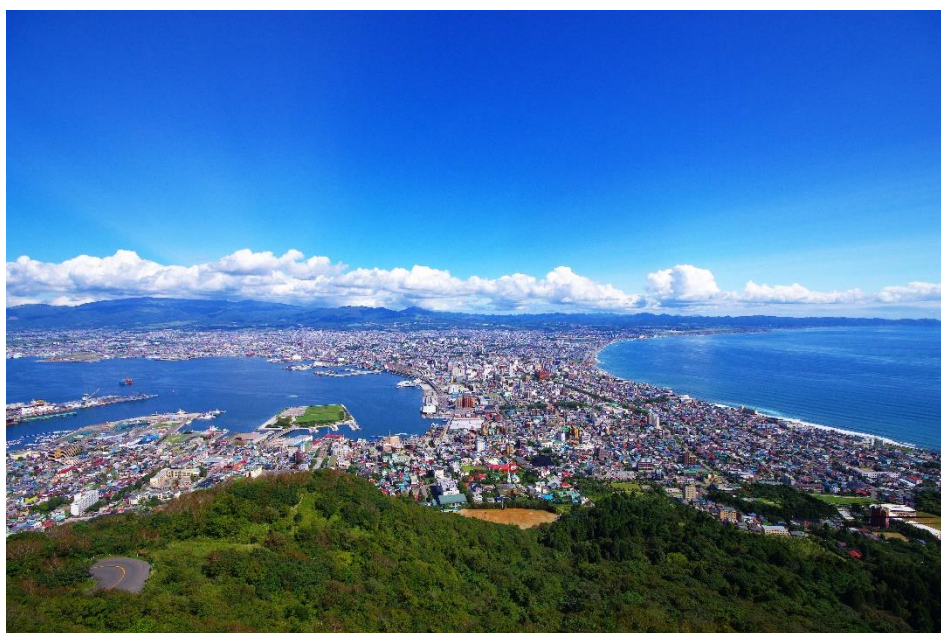
第2節 人口・世帯数

本市の人口は、約24万1千人（2023年度（令和5年度）9月末 住民基本台帳）であり、10年前の2013年度（平成25年度）と比べて約3万4千人減少しており、世帯数は約5千世帯減少しています。

住民基本台帳による人口・世帯数の推移



出典）函館市総務部

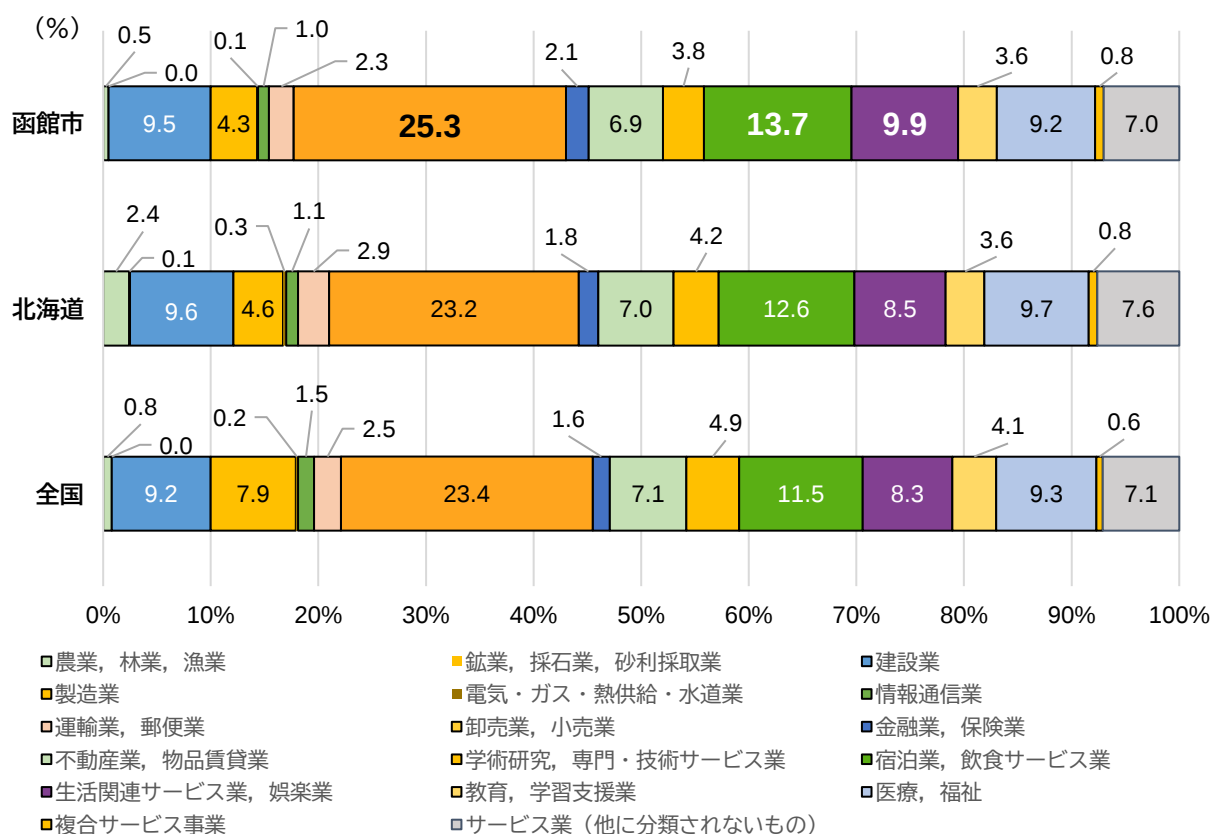


第3節 産業の動向

本市には、11,509の事業所（2021 経済センサス）があり、卸売業・小売業が25.3%、宿泊業・飲食サービス業が13.7%、生活関連サービス業・娯楽業が9.9%と、これらの業種の割合が、全国・北海道よりも高い割合となっています。

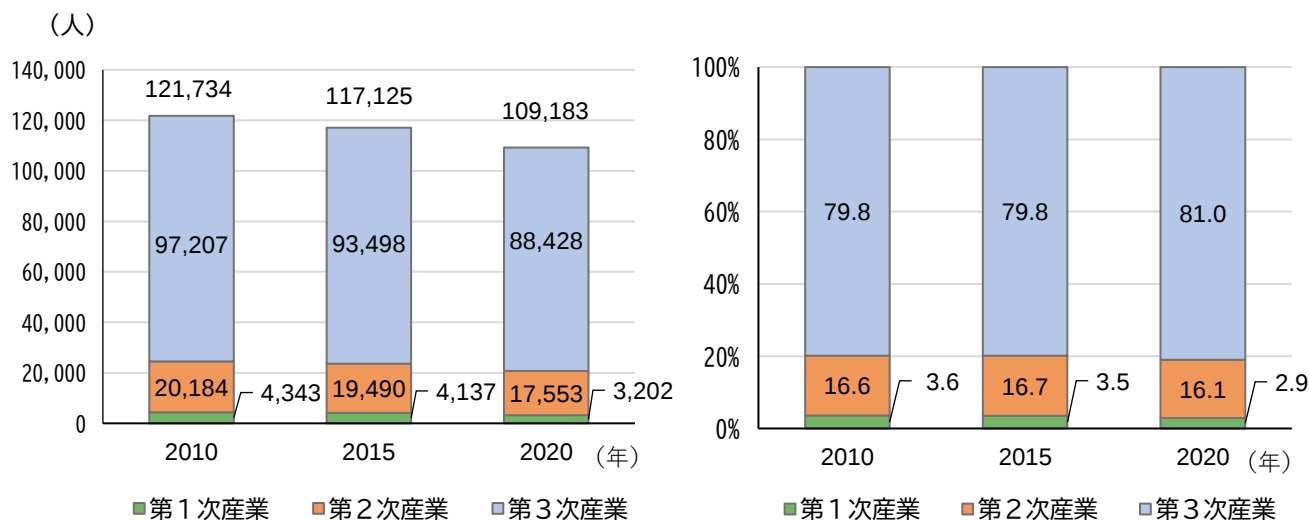
また、産業別就業人口では、第3次産業の割合が微増していますが、人数ではすべての産業で減少しています。

産業分類別事業所数（2021 年）



出典）経済センサス

産業別就業人口の人数別・割合別推移



出典）国勢調査

第2部 ごみ処理基本計画 食品ロス削減推進計画

第1章 ごみ処理の現状

第1節 ごみの分別区分および処理フロー

1 家庭系ごみの分別区分・処理主体

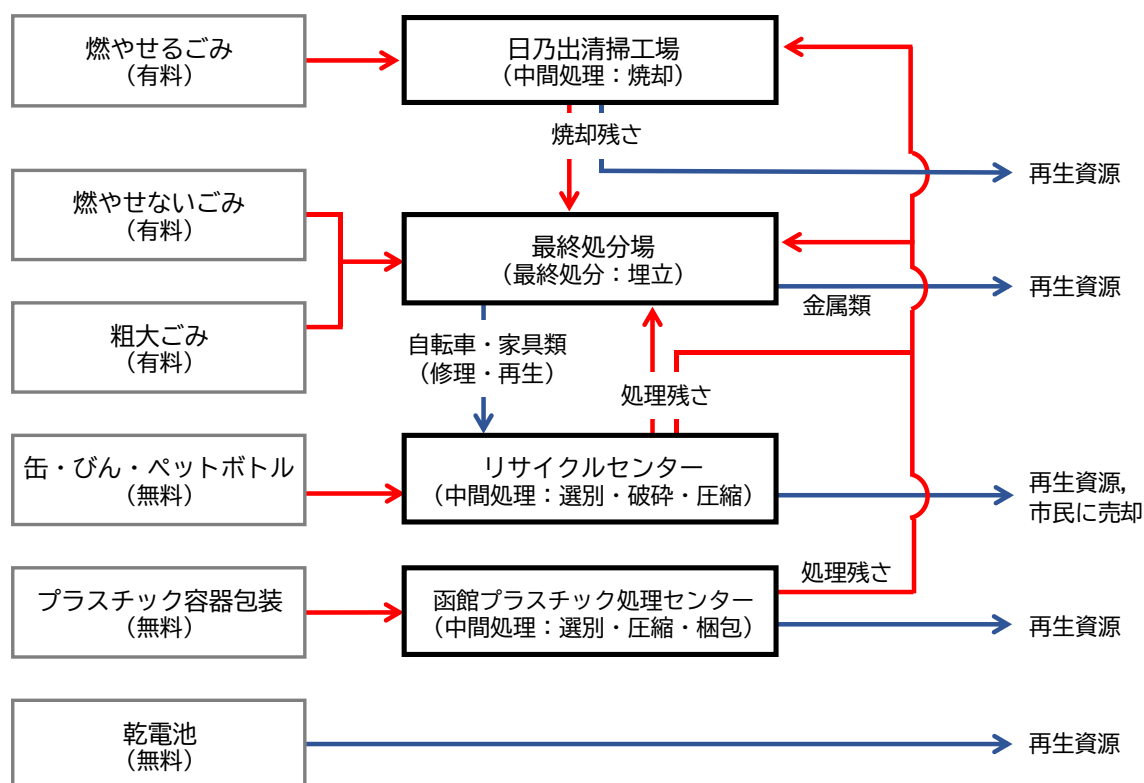
各家庭から排出される家庭系ごみは、市が収集運搬することを基本とし、一度に多量に排出する場合などは、排出者自ら処理施設に持ち込むことにより中間処理または最終処分しています。

分別区分は、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「缶・びん・ペットボトル」、「プラスチック容器包装」、「粗大ごみ」および「乾電池」の6区分とし、処理主体は次のとおりとなっています。

家庭系ごみの分別区分・処理主体

分別区分	処理主体		
	収集運搬	中間処理	最終処分
燃やせるごみ	市（委託） 排出者	市	市
燃やせないごみ		—	
缶・びん・ペットボトル		市	—
プラスチック容器包装		市（委託）	
粗大ごみ		—	市
乾電池	市	市（委託）	—

2 家庭系ごみの処理フロー



3 事業系ごみの分別区分・処理主体

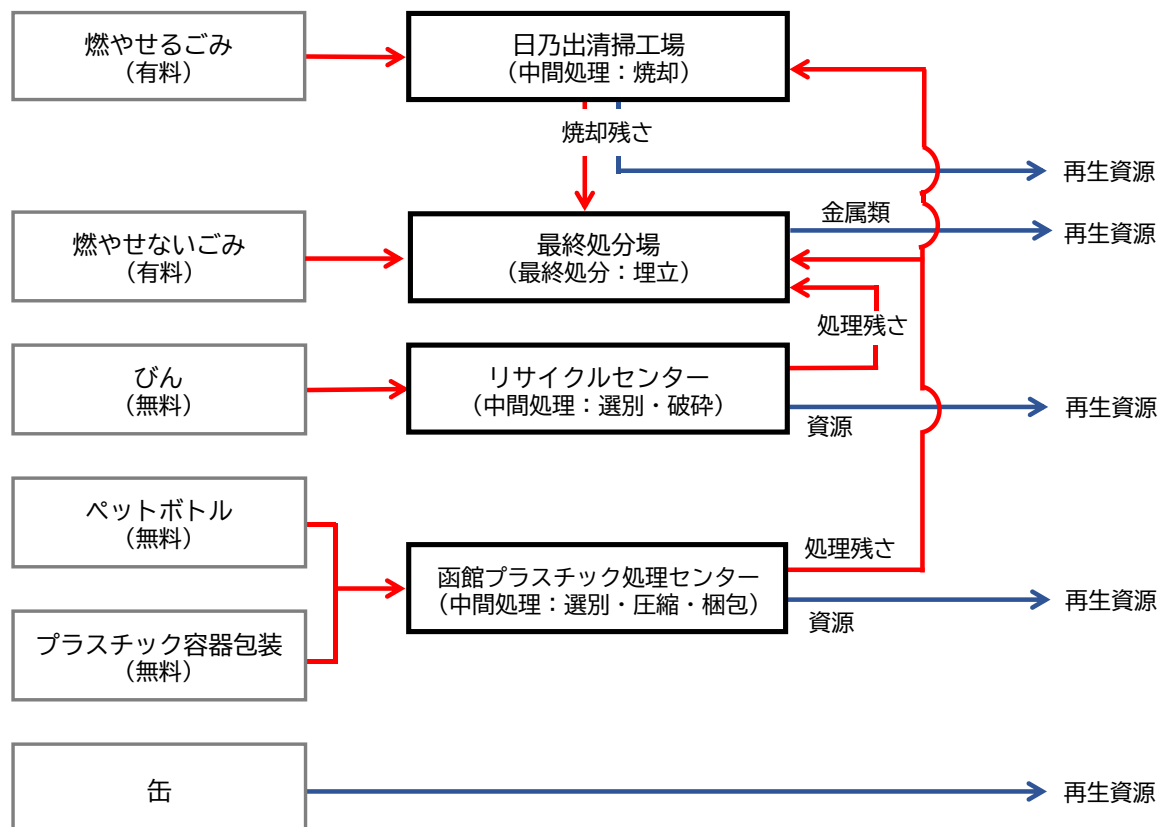
事業所から排出される事業系ごみは、排出事業者自らが運搬、または許可業者に収集運搬を委託し処理施設に搬入することにより中間処理または最終処分しています。なお、戸井、恵山、榎法華および南茅部地域（以下、「東部地域」という。）の燃やせるごみと燃やせないごみは、市が収集運搬しています。

分別区分は、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「缶」、「びん」、「ペットボトル」および「プラスチック容器包装」の6区分とし、処理主体は次のとおりとなっています。

事業系ごみの分別区分・処理主体

分別区分	処理主体		
	収集運搬	中間処理	最終処分
燃やせるごみ	排出者 許可業者 市（委託）	市	市
燃やせないごみ		—	
缶	排出者 許可業者	市以外	—
びん		市	
ペットボトル		市（委託）	
プラスチック容器包装			

4 事業系ごみの処理フロー



第2節 ごみの処理体制

1 収集運搬

(1) 家庭系ごみ

市が収集する区域の範囲は、本市全域であり、収集方式は計画路線収集を基本とし、東部地域の一部ではステーションによる収集としています。また、一度に多量に排出する場合などは排出者自らが運搬し処理施設に搬入することとしています。

(2) 事業系ごみ

事業系ごみは、事業者自らの責任において適正に処理することが原則であり、排出事業者自らが運搬、または許可業者に収集運搬を委託し処理施設に搬入することとしています。ただし、東部地域は地域の実情を考慮して市町村合併前の取り扱いを継続し、燃やせるごみと燃やせないごみは市（委託）が収集運搬することとしています。

2 ごみ処理施設

(1) 中間処理施設（焼却施設）

日乃出清掃工場は、1975年（昭和50年）2月に1、2号炉（各120t/日）、1992年（平成4年）4月に3号炉（180t/日）がそれぞれ供用を開始し、燃やせるごみ、資源化処理残さ、下水道しよ等の焼却処理をしていましたが、2023年（令和5年）4月から既存建屋を利用し施設稼働と並行して焼却炉の更新工事を進めていることに伴い、2027年（令和9年）1月まで3号炉のみで焼却処理することとしています。

焼却にあたっては、ダイオキシン類の発生を抑えるとともに臭気を熱分解させるため、焼却炉内で850℃以上の高温で処理し、焼却炉の排ガスは、バグフィルタを用いてばいじん等を除去し、取り除いたばいじんは、薬剤処理で無害化・安定化させ、焼却灰と合わせて七五郎沢廃棄物最終処分場で埋立処分しています。

また、ごみ焼却時に発生する熱エネルギーの回収により、発電した電力を施設内に供給し、余剰電力を電力会社へ売却しているほか、施設内のロードヒーティングや給湯、暖房に活用するとともに、日乃出いこいの家（公衆浴場）や下水処理施設に供給していましたが、焼却炉の更新工事に伴い、ロードヒーティングおよび給湯、一部暖房への活用のほか、日乃出いこいの家への供給を休止しています。

なお、一般廃棄物と合わせて処理することができる固形状の産業廃棄物として、一般廃棄物の処理に支障のない量の紙くず、動植物性残さ等を受け入れて処理しています。

新たな焼却炉の処理能力は300t/日（100t/日×3炉）とし、全炉に発電設備を設け発電能力を大幅に増強するほか、温室効果ガス発生量を大幅に削減するなど、熱エネルギーを有効利用し効率的かつ環境に配慮した焼却処理が可能な施設として2029年（令和11年）4月の全面供用開始を目指しています。

日乃出清掃工場の概要（更新前）

項 目		1・2号炉	3号炉
焼却炉の概要	供用開始	昭和 50 年 2 月	平成 4 年 4 月
	焼却能力	120 t／日 2 炉	180 t／日
	燃焼方式	全連続燃焼式	全連続燃焼式
	燃焼装置	ストーカ式	ストーカ式
	ガス冷却方式	水噴射方式	廃熱ボイラ方式
	ダイオキシン類対策工事	平成 14 年 11 月	平成 15 年 11 月
余熱利用	設備	—	暖房用蒸気式熱交換器 2.51GJ／h 1 基 給湯用蒸気式熱交換器 1.68GJ／h 1 基 蒸気タービン発電機 1,660kW 1 基
	目的	—	給湯・暖房 発電 ロードヒーティング 下水道汚泥消化槽の加温
共通項目	燃焼室出口ガス温度	850℃～1,000℃	
	集じん方式	消石灰・活性炭・反応助剤吹込装置＋バグフィルタ	
	ばいじん処理方式	混練機（キレート処理）	
	ごみピット容量	約 2,900 m ³	
	所在地	函館市日乃出町 26 番 2 号	

焼却処理実績

単位：t

区 分			2019 (R元)	2020 (R 2)	2021 (R 3)	2022 (R 4)	2023 (R 5)
処 理 量	一般廃棄物	燃やせるごみ	81,504	77,873	76,964	75,748	73,938
		その他 ※	992	897	900	835	840
		計	82,496	78,770	77,864	76,583	74,778
	産業廃棄物		323	350	359	301	265
	合計		82,819	79,120	78,223	76,884	75,043
焼却残さ量			10,882	10,223	9,809	9,470	9,080
焼却残さ割合（％）			13.1	12.9	12.5	12.3	12.1

※ その他は中間処理後の残さおよびし尿・下水道しこ

発電（売電）実績

単位：kWh

区 分		2019 (R元)	2020 (R 2)	2021 (R 3)	2022 (R 4)	2023 (R 5)
発電電力量	A	12,849,479	12,677,919	12,231,265	12,576,299	12,761,895
買電電力量	B	1,070,667	1,299,155	1,379,825	1,351,594	1,061,493
小 計	C = A + B	13,920,146	13,977,074	13,611,090	13,927,893	13,823,388
使用電力量	D	10,301,983	10,177,999	9,712,628	9,492,715	8,901,715
売電電力量	C－D	3,618,163	3,799,075	3,898,462	4,435,178	4,921,673

更新後との比較

項 目		更新前の焼却施設	更新後の焼却施設
焼却炉の概要	焼却能力	120 t /日 2 炉, 180 t /日	100 t /日 3 炉
	処理方式	ストーカ式	ストーカ式
	ガス冷却方式	1, 2 号炉 水噴射方式 (余熱利用なし) 3 号炉 廃熱ボイラ方式	廃熱ボイラ方式
エネルギー利用	発電出力の算定	発電出力: 1, 660kW (6. 0GJ/h) 場内熱利用: 7. 3GJ/h 場外熱利用: 1. 4GJ/h	発電出力: 7, 120kW (25. 7GJ/h) 場内熱利用: 8. 4GJ/h ※1 場外熱利用: 1. 4GJ/h ※1
	発電量および 売電量の算定 (kWh/年)	発電量: 12, 619, 371 A ※2 場内消費等: 8, 484, 861 B 売電量: 4, 134, 510 A-B	発電量: 34, 500, 000 A ※3 場内消費等: 11, 600, 000 B 近隣公共施設: 8, 100, 000 C 売電量: 14, 800, 000 A-B-C
	温室効果ガス 発生量の算定 (t -CO ₂ /年)	ごみ焼却等: 30, 690 A ※2 売電に伴う排出回避分: 2, 281 B 温室効果ガス発生量: 28, 409 A-B	ごみ焼却等: 24, 269 A ※3 売電に伴う排出回避分: 12, 251 B 温室効果ガス発生量: 12, 018 A-B

※1 函館市廃棄物処理施設整備基本計画における計画値

※2 令和元～5 年度の平均値

※3 函館市廃棄物処理施設整備基本計画における令和 11 年度焼却処理推計量からの見込量

コラム

新しいごみ焼却施設ってどんな施設？

いつ完成するの？

令和 11 年 4 月に全面供用
開始予定です。

新しい施設はどこにつくるの？

現在の日乃出清掃工場の建屋
を利用し、施設稼働と並行して
更新工事を進めています。

ごみの焼却で発生した熱エネ
ルギーはどうなるの？

発電をはじめ、発生した温水は、
場内ではロードヒーティングなど
に、場外では日乃出いこいの家(公
衆浴場) などへ供給されます。

新しい施設はどんな施設にな
るの？

ごみを安全・安定的に処理する
とともに、環境負荷の小さい施
設にします。



(2) 中間処理施設（資源化施設）

ア リサイクルセンター

リサイクルセンターは、1997 年（平成 9 年）4 月に供用を開始し、家庭系ごみの缶・びん・ペットボトルおよび事業系ごみのびんを中間処理しています。

処理工程は、手選別によりペットボトルと異物を取り除いた後、磁選機でスチール缶を、アルミ選別機でアルミ缶を回収し、びんは破碎処理しています。

選別後、缶は圧縮梱包し再生資源業者へ売却しているほか、びんは破碎し最終処分場の路盤材として活用しています。また、ペットボトルは圧縮梱包し、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づく指定法人への引き渡しのほか、再商品化事業者への売却により再生利用しています。

なお、粗大ごみのうち、使用可能な自転車や家具類は修理再生し市民に売却しています。

リサイクルセンターの概要

供用開始	平成 9 年 4 月
処理能力	37.75 t / 日（5 時間） スチール缶 5.4 t / 日 アルミ缶 3.9 t / 日 びん 23.7 t / 日 ペットボトル 4.75 t / 日
設備概要	受入供給設備：受入ホッパ・供給コンベア 選別設備：手選別コンベア・磁選機・アルミ選別機・粒度選別機 破碎設備：破袋機・除袋機・ガラス破碎機 圧縮設備：スチール缶圧縮機・アルミ缶圧縮機・ペットボトル圧縮機 搬送設備：搬送コンベア 貯留・搬出設備：ストックヤード 集じん設備：バグフィルタ 再生修理室，展示ホール
所在地	函館市東山町 151 番地 6

処理実績

単位：t

区 分	2019 (R 元)	2020 (R 2)	2021 (R 3)	2022 (R 4)	2023 (R 5)
処理量	5,061	4,956	4,749	4,752	4,567
資源化量	4,353	4,282	4,093	4,148	3,924
残さ量	708	674	656	604	643
資源化率 (%)	86.0	86.4	86.2	87.3	85.9

イ 函館プラスチック処理センター（民間事業者）

函館プラスチック処理センターは、2002 年（平成 14 年）4 月に供用を開始した民設民営の施設であり、プラスチック容器包装と事業系ごみのペットボトルの中間処理を委託しています。

搬入されたプラスチック容器包装は、振動式プラスチック種類選別機を用いてフィルム系とボトル系に選別し、それぞれ手選別により異物を取り除いた後、磁選機で鉄類を回収しています。選別後のプラスチック容器包装は圧縮梱包し、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づく指定法人への引き渡しにより再生利用しています。

事業系ごみのペットボトルは、振動選別機と手選別により異物を取り除いた後、圧縮梱包し再商品化事業者への売却により再生利用しています。

函館プラスチック処理センターの概要

供用開始	平成 14 年 4 月
処理能力	プラスチック容器包装 28 t / 日（7 時間） ペ ッ ト ボ ト ル 3 t / 日（5 時間）
設備概要	受入供給設備：受入ホッパ・供給コンベア 破 碎 設 備：破袋機 選 別 設 備：振動式プラスチック種類選別機・振動選別機・手選別コンベア 磁選機 圧 縮 設 備：圧縮梱包機
所在地	函館市東山町 149 番地 6
設置主体	函館清掃事業協同組合

処理実績

単位：t

区 分	2019 (R 元)	2020 (R 2)	2021 (R 3)	2022 (R 4)	2023 (R 5)
処理量	3,184	3,155	3,158	3,157	3,067
資源化量	3,007	2,983	2,990	3,003	2,922
残さ量	177	172	168	154	145
資源化率 (%)	94.4	94.5	94.7	95.1	95.3

(3) 最終処分場

七五郎沢廃棄物最終処分場は、1992 年（平成 4 年）4 月に供用を開始し、燃やせないごみ、粗大ごみ、焼却残さ、資源化残さ等の埋立処分をしています。

恵山廃棄物最終処分場および南茅部廃棄物最終処分場は、排出者が直接持ち込んだ燃やせないごみの埋立処分をしています。

七五郎沢廃棄物最終処分場の概要

供用開始	平成 4 年 4 月
埋立面積	約 258,000 m ²
埋立容量	約 4,112,000 m ³
残余容量	約 629,000 m ³ （令和 6 年 3 月末現在）
埋立方法	準好気性山間層状埋立（ブルドーザーによる破碎転圧後、即日覆土）
主要施設等	計量設備：トラックスケール 30 t 2 基 污水处理施設：処理能力 650 m ³ /日 処理方式 生物処理（回転円板）＋凝集沈殿＋砂ろ過＋滅菌
所在地	函館市東山町 150 番地 1

七五郎沢廃棄物最終処分場の埋立処分実績

単位：t

区 分		2019 (R元)	2020 (R 2)	2021 (R 3)	2022 (R 4)	2023 (R 5)
一般廃棄物	家庭系	6,889	7,780	7,990	6,931	7,001
	事業系	6,962	5,568	1,384	1,670	1,688
	計	13,851	13,348	9,374	8,601	8,689
産業廃棄物		143	75	88	140	275
焼却残さ		10,106	9,451	9,000	8,602	8,319
合計		24,100	22,874	18,462	17,343	17,283

※ 産業廃棄物は、産業廃棄物焼却残さおよび函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例第 14 条に定める廃棄物

恵山廃棄物最終処分場の概要

供用開始	平成8年4月
埋立面積	10,000 m ²
埋立容量	18,300 m ³
残余容量	約 9,390 m ³ （令和6年3月末現在）
埋立方法	準好気性層状埋立
主要施設等	計量設備：トラックスケール 20 t 1基 汚水処理施設：処理能力 40 m ³ /日 処理方式 カルシウム除去＋生物処理（接触酸化） ＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭吸着＋滅菌
所在地	函館市高岱町 428 番地 1

恵山廃棄物最終処分場の埋立処分実績

単位：t

区 分	2019 (R元)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
一般廃棄物	16	12	14	15	9

南茅部廃棄物最終処分場の概要

供用開始	平成7年4月
埋立面積	5,500 m ²
埋立容量	17,400 m ³
残余容量	約 6,850 m ³ （令和6年3月末現在）
埋立方法	準好気性層状埋立
主要施設等	計量設備：トラックスケール 20 t 1基 汚水処理施設：処理能力 20 m ³ /日 処理方式 生物処理（回転円板）＋凝集沈殿＋滅菌
所在地	函館市豊崎町 209 番地 1

南茅部廃棄物最終処分場の埋立処分実績

単位：t

区 分	2019 (R元)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
一般廃棄物	18	11	13	21	13

第3節 ごみの排出量

1 ごみ排出量の状況

家庭系ごみの排出量は、人口減少を背景に、第3次一般廃棄物処理基本計画（以下、「第3次計画」という。）の基準年である2013年度（平成25年度）の73,064 tから減少傾向で推移し、2020年度（令和2年度）からは、コロナ禍に伴う在宅時間の増加などの影響により一時的に微増となりましたが、2023年度（令和5年度）はコロナ禍の収束や物価高騰などの要因により60,761 tに減少しています。

このようななか、空き家からの片づけごみなどが増加していることに伴い、燃やせないごみが基準年の排出量を上回っているほか、新聞・雑誌類の発行部数の減少などに伴い、集団資源回収量の減少が続いています。

一方、事業系ごみの排出量は、基準年の43,184 tから2017年度（平成29年度）まで減少傾向で推移していましたが、2018年度（平成30年度）からの3年間は道路建設工事に伴う土砂混じり廃棄物が大量に発生したため、燃やせないごみが一時的に増加したものの、2020年度（令和2年度）からはコロナ禍の影響により排出量が減少しています。

その後、コロナ禍の収束により経済活動が回復し、2022年度（令和4年度）からは排出量が微増傾向となり、2023年度（令和5年度）には36,282 tになっています。

第3次計画期間におけるごみ総排出量は、様々な要因により一時的に増加がみられたものの、基準年である2013年度（平成25年度）の116,248 tから2023年度（令和5年度）には97,043 tと19,205 t減少しています。

ごみ排出量実績

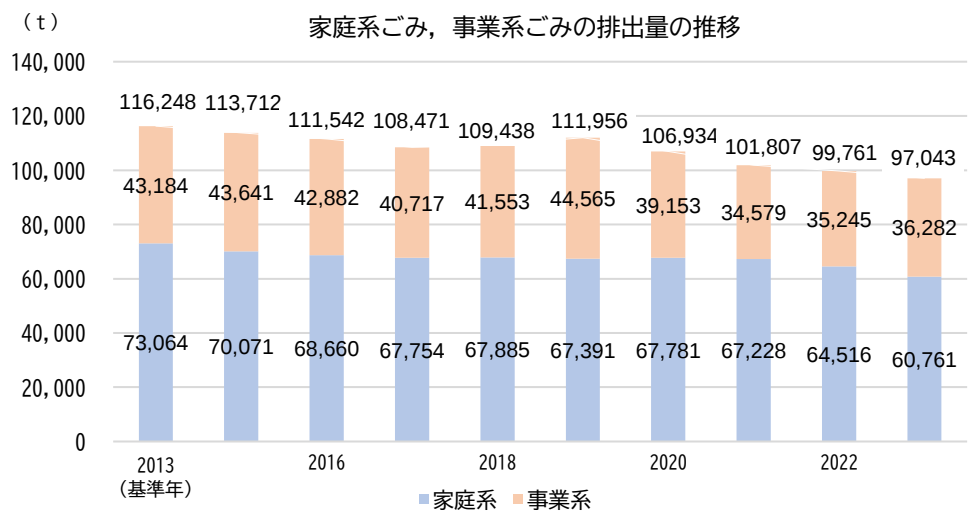
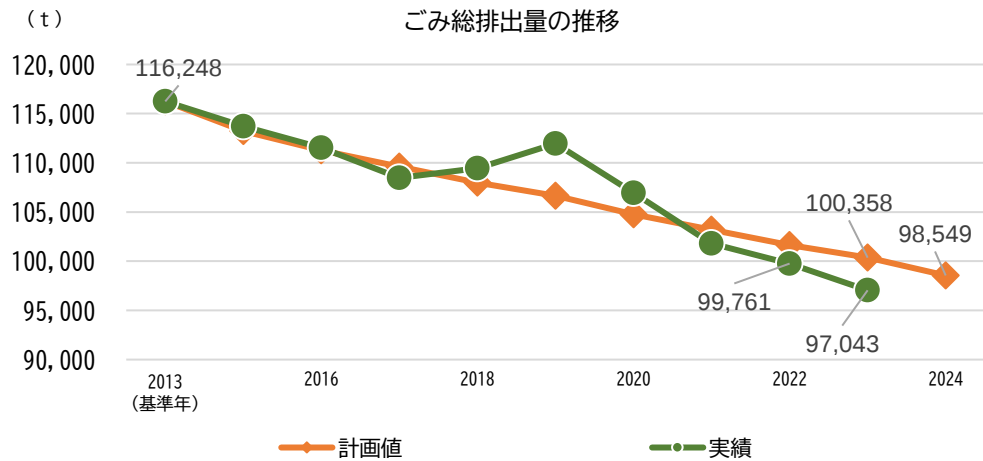
単位：t

区 分		2013 (H25) 基準年	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R元)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	対2013
人口（9月末現在）（人）		275,139	269,079	266,139	263,101	259,500	256,178	252,647	248,856	245,213	241,184	△ 33,955
家庭系 ごみ	燃やせるごみ	49,980	47,851	46,635	46,206	45,868	45,570	45,624	45,002	43,534	40,726	△ 9,254
	燃やせないごみ	5,561	5,443	5,436	5,440	6,261	6,573	7,504	7,905	6,883	6,837	1,276
	缶・びん・ペットボトル	4,920	4,683	4,605	4,598	4,407	4,387	4,481	4,303	4,220	4,011	△ 909
	プラスチック容器包装	2,975	2,829	2,774	2,812	2,765	2,740	2,789	2,766	2,737	2,604	△ 371
	粗大ごみ	781	691	678	666	705	683	693	669	555	548	△ 233
	雑ごみ ※1	72	85	79	78	184	228	142	118	200	190	118
	小計 (a)	64,289	61,582	60,207	59,800	60,190	60,181	61,233	60,763	58,129	54,916	△ 9,373
	集団資源回収 (b)	8,775	8,489	8,453	7,954	7,695	7,210	6,548	6,465	6,387	5,845	△ 2,930
	計 (a) + (b)	73,064	70,071	68,660	67,754	67,885	67,391	67,781	67,228	64,516	60,761	△ 12,303
事業系 ごみ	燃やせるごみ ※2	39,390	39,221	39,259	37,863	36,940	35,934	32,249	31,962	32,214	33,212	△ 6,178
	燃やせないごみ ※3	1,983	2,746	1,974	1,349	3,151	7,212	5,816	1,503	1,810	1,793	△ 190
	びん・ペットボトル	1,419	1,274	1,273	1,186	1,130	1,106	828	825	939	1,007	△ 412
	プラスチック容器包装	20	16	13	13	13	13	13	13	13	11	△ 9
	し尿しさ、下水道しさ	372	384	363	306	319	300	247	276	269	259	△ 113
	計	43,184	43,641	42,882	40,717	41,553	44,565	39,153	34,579	35,245	36,282	△ 6,902
ごみ総排出量		116,248	113,712	111,542	108,471	109,438	111,956	106,934	101,807	99,761	97,043	△ 19,205

※1 雑ごみ：乾電池、小型家電製品、古着、町会等の清掃活動により回収したごみ等

※2 海岸漂着物の焼却処理量：R5 465 t

※3 道路建設工から発生した土砂混じり廃棄物の埋立処分量：H30 1,179 t、R元 5,138 t、R2 4,404 t 計 10,721 t
海岸漂着物の埋立処分量：R5 135 t



家庭系、事業系別ごみ排出量に占める品目別割合

品目		2013 (H25) 基準年		2023(R 5)	
		排出量 (t)	割合 (%)	排出量 (t)	割合 (%)
家庭系ごみ	燃やせるごみ	49,980	68.4	40,726	67.0
	燃やせないごみ	5,561	7.6	6,837	11.3
	缶・びん・ペットボトル	4,920	6.7	4,011	6.6
	プラスチック容器包装	2,975	4.1	2,604	4.3
	粗大ごみ	781	1.1	548	0.9
	雑ごみ	72	0.1	190	0.3
	集団資源回収	8,775	12.0	5,845	9.6
	計	73,064	100.0	60,761	100.0
事業系ごみ	燃やせるごみ	39,390	91.2	33,212	91.5
	燃やせないごみ	1,983	4.6	1,793	4.9
	びん・ペットボトル	1,419	3.3	1,007	2.8
	プラスチック容器包装	20	0.1	11	0.1
	し尿・下水道しき	372	0.8	259	0.7
	計	43,184	100.0	36,282	100.0
合計		116,248	家庭系62.9% 事業系37.1%	97,043	家庭系62.6% 事業系37.4%

第4節 ごみの組成

※ 本節の組成割合は、すべて重量比です。

1 家庭系ごみ

家庭系ごみの排出状況や質量変化の動向を把握するため組成分析調査を行っており、燃やせるごみ、燃やせないごみは隔年で実施し、プラスチック容器包装は毎年実施しています。

(1) 燃やせるごみ

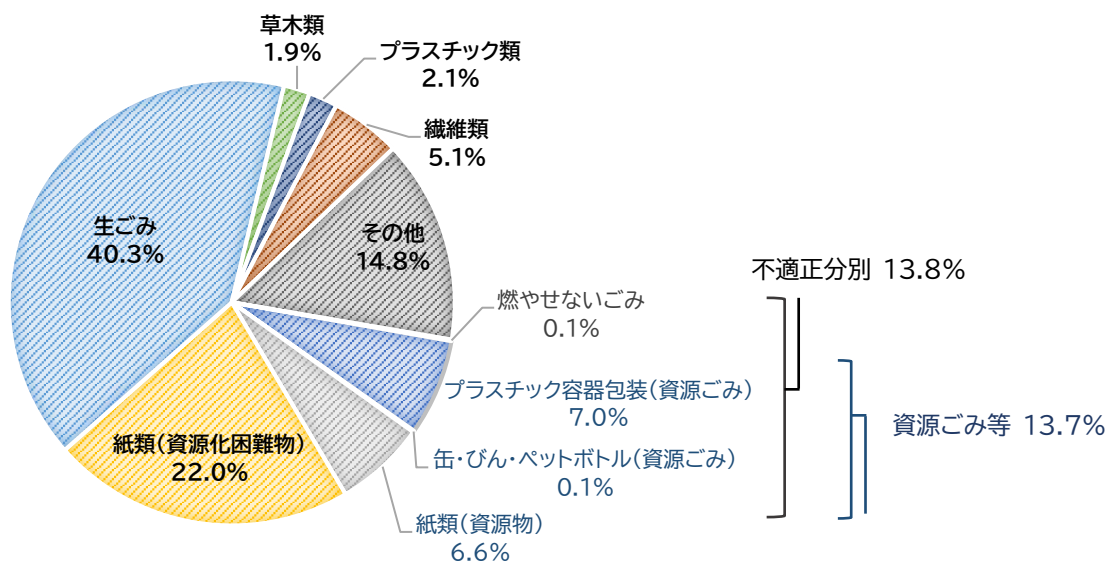
・組成割合

2022 年度（令和4 年度）の組成分析調査では、生ごみの割合が 40.3%と最も割合が高く、次いで資源化困難な紙類が 22.0%，ペットシートや紙おむつなどのその他に分類されるものが 14.8%，繊維類が 5.1%の順になっています。

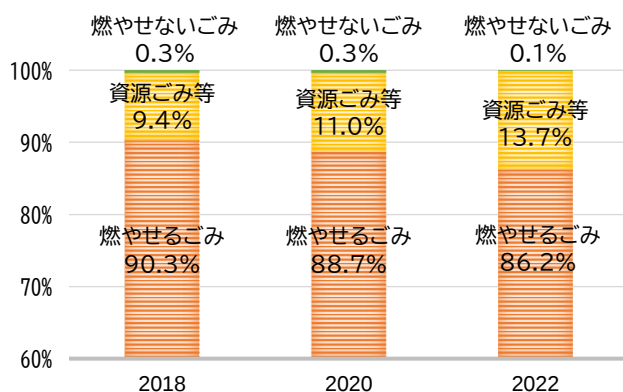
不適正な分別の割合は 13.8%となっており、うち分別の徹底により燃やせるごみの減量につながる資源ごみ等が 13.7%で、その比率はプラスチック容器包装が 51.1%と最も割合が高く、次いで紙類（資源物）の 48.2%の順になっています。

また、燃やせないごみの混入割合が 0.1%となっています。

燃やせるごみの組成割合（2022 年度）



組成割合推移



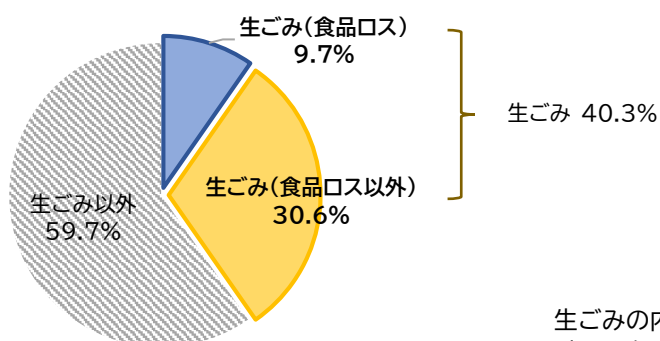
・食品ロス実態調査

燃やせるごみのうち生ごみの割合は 40.3%で、購入後全く手が付けられない直接廃棄や食べ残しによる食品ロスの割合は約 9.7%となっています。

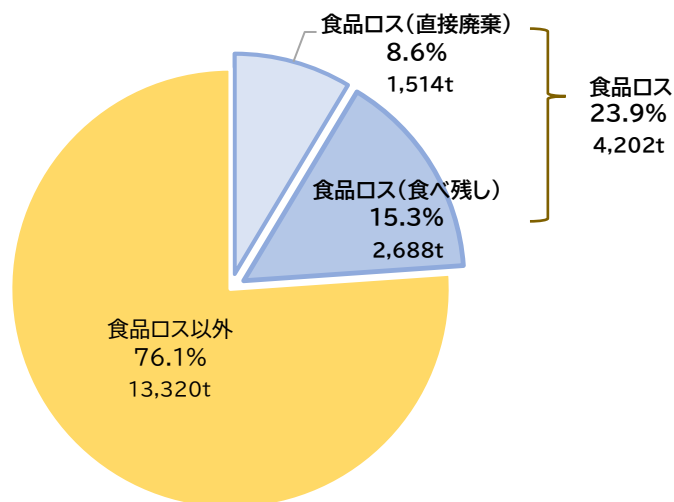
また、生ごみのうち、食品ロスは 23.9%であり、そのうち直接廃棄が 8.6%、食べ残しが 15.3%となっています。

なお、2022 年度（令和 4 年度）の家庭系燃やせるごみの排出量 43,534 t から食品ロス排出量を算出した場合、年間 4,202 t（直接廃棄 1,514 t、食べ残し 2,688 t）となり、市民 1 人 1 日当たりでは 47 g と推計されます。

家庭系燃やせるごみの内訳
(2022 年度)



生ごみの内訳
(2022 年度)



2022 年度（令和 4 年度）函館市の家庭系食品ロス排出量（推計値）

年間：4,202 t（直接廃棄：1,514 t，食べ残し：2,688 t）

市民 1 人 1 日当たり：47 g

参考：2022 年度（令和 4 年度）全国の 1 人 1 日当たりの家庭系食品ロス発生量 52 g
（農林水産省 日本の食品ロスの状況（令和 4 年度推計値），総務省人口推計（2022 年 10 月 1 日）から作成）

(2) 燃やせないごみ

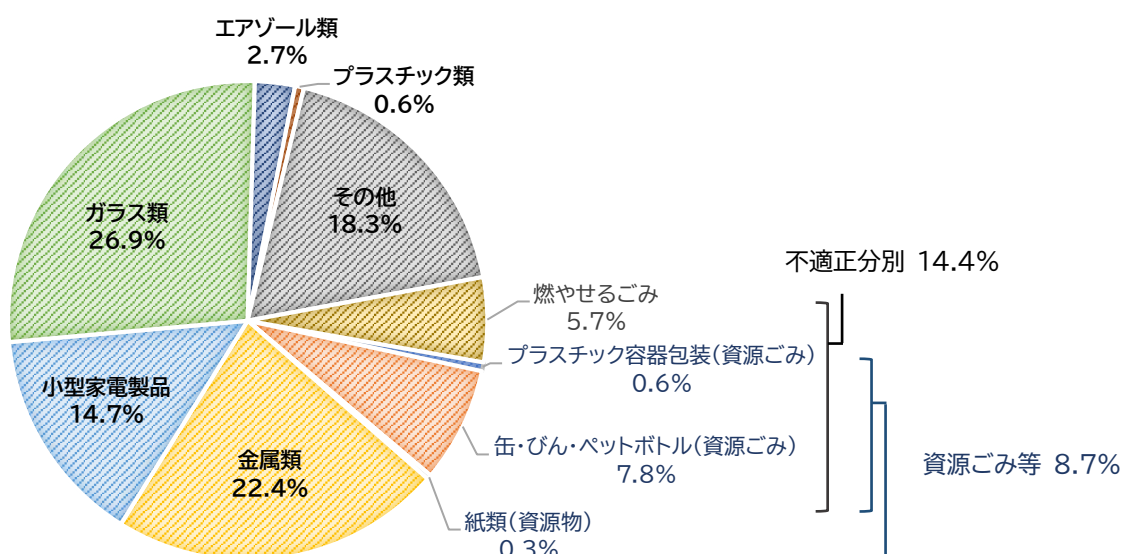
・組成割合

2023 年度（令和 5 年度）の組成分析調査では、ガラス類が 26.9%と最も割合が高く、次いで金属類が 22.4%，傘などのその他に分類されるものが 18.3%，小型家電製品が 14.7%の順になっています。

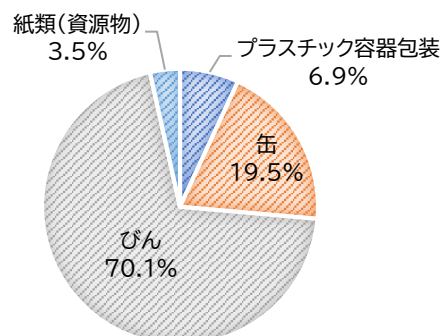
不適正な分別の割合は 14.4%となっており，うち分別の徹底により燃やせないごみの減量につながる資源ごみ等が 8.7%で，その比率はびんが 70.1%と最も割合が高く，次いで缶の 19.5%の順になっています。

また，燃やせるごみの混入割合が 5.7%となっています。

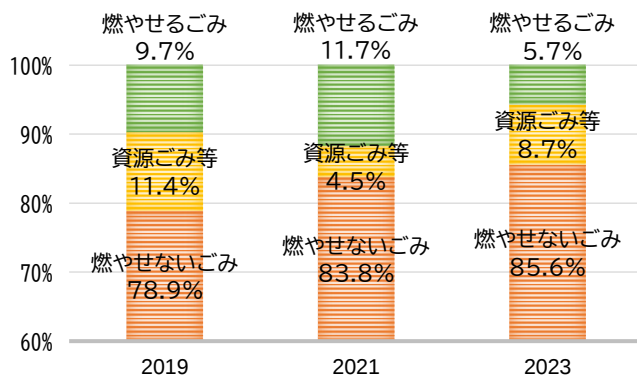
燃やせないごみの組成割合（2023 年度）



資源ごみ等の比率（2023 年度）



組成割合推移



(3) プラスチック容器包装

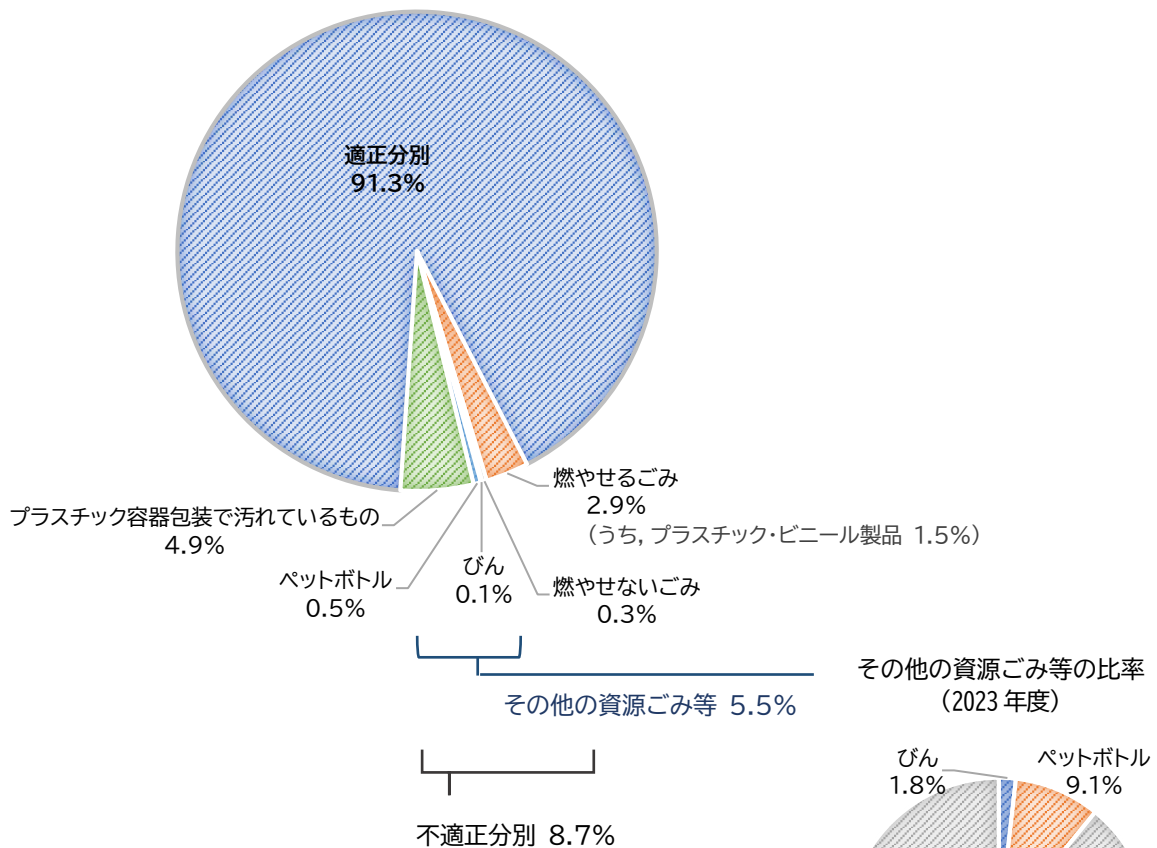
・組成割合

2023 年度（令和 5 年度）の組成分析調査では、適正な分別の割合が 91.3%となっています。

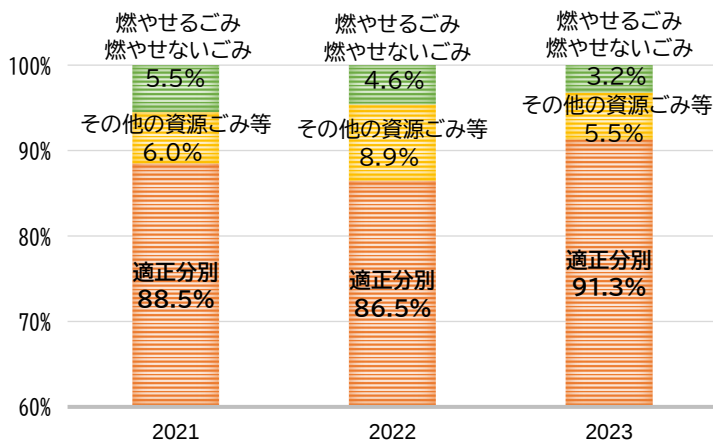
不適正な分別の割合は 8.7%となっており、うち分別の徹底により再資源化できるその他の資源ごみ等が 5.5%で、その比率はプラスチック容器包装で汚れているものが 89.1%と最も割合が高く、次いでペットボトルの 9.1%の順になっています。

また、燃やせるごみの混入割合が 2.9%、燃やせないごみの混入割合が 0.3%となっています。

プラスチック容器包装（資源ごみ）の組成割合（2023 年度）



組成割合推移



2 事業系ごみ

事業系ごみの排出状況を調査するため、2023 年度（令和5年度）に組成分析調査を行いました。

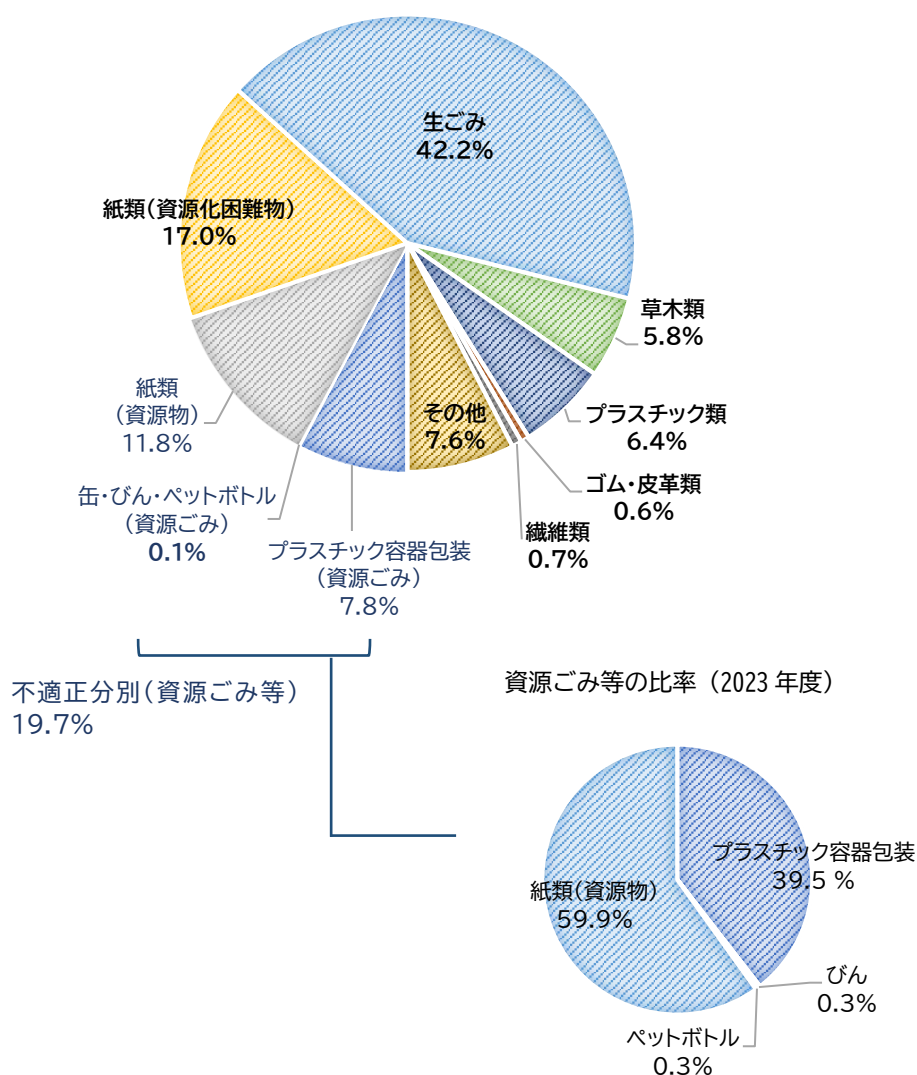
（1）燃やせるごみ

・組成割合

燃やせるごみの組成分析調査では、生ごみが 42.2%と最も割合が高く、次いで資源化困難な紙類が 17.0%，資源になる紙類が 11.8%の順になっています。

不適正な分別の割合は 19.7%となっており、その内訳はすべて分別の徹底により燃やせるごみの減量につながる資源ごみ等であり、その比率は、資源になる紙類が 59.9%，次いでプラスチック容器包装の 39.5%の順になっています。

燃やせるごみの組成割合（2023 年度）



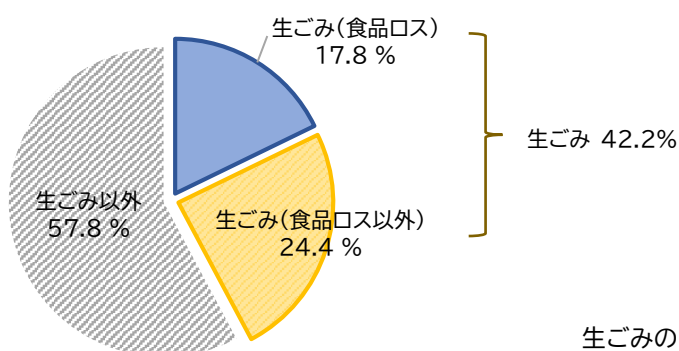
・食品ロス実態調査

燃やせるごみのうち生ごみの割合は 42.2%で、購入後全く手がつけられない直接廃棄や食べ残しによる食品ロスの割合は 17.8%となっています。

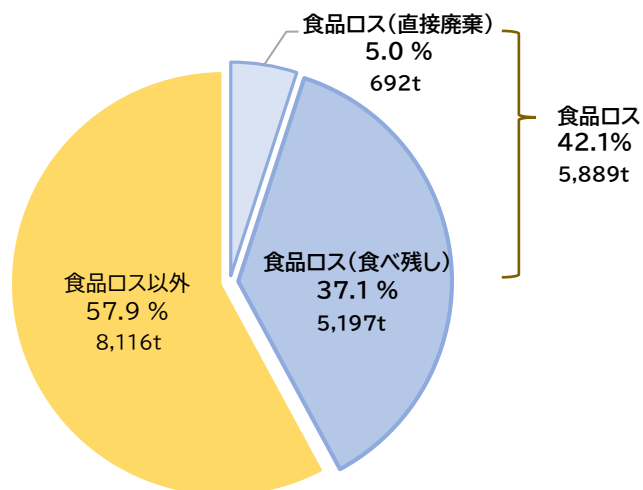
また、生ごみのうち、食品ロスは 42.1%であり、そのうち直接廃棄が 5.0%、食べ残しが 37.1%となっています。

なお、2023 年度（令和 5 年度）の事業系燃やせるごみの排出量 33,212 t から食品ロス排出量を算出した場合、年間 5,889 t（直接廃棄 692 t、食べ残し 5,197 t）となり、1 日当たりでは 16 t と推計されます。

事業系燃やせるごみの内訳
(2023 年度)



生ごみの内訳
(2023 年度)



2023 年度（令和 5 年度）函館市の事業系食品ロス排出量（推計値）

年間：5,889 t（直接廃棄：692 t，食べ残し：5,197 t）

1 日当たり：16 t

参考：2022 年度（令和 4 年度）全国の 1 日当たりの事業系食品ロス発生量 6,466 t

（農林水産省 日本の食品ロスの状況（令和 4 年度推計値）から作成）

(2) 燃やせないごみ

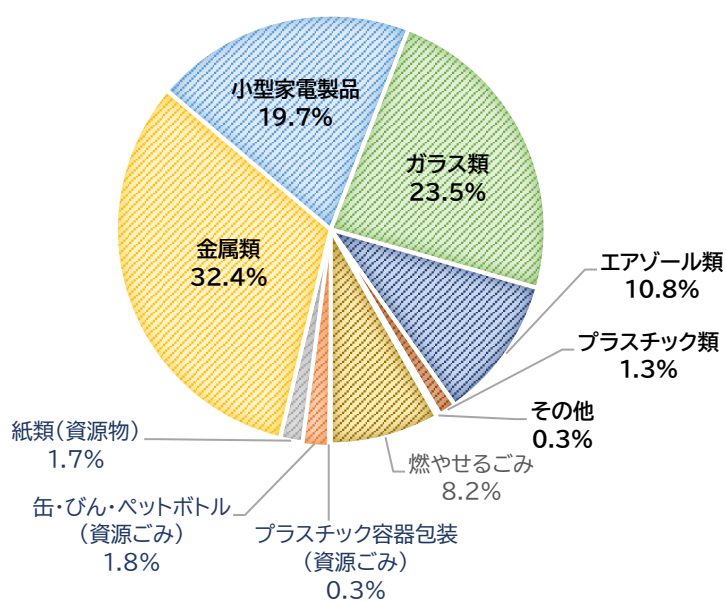
・組成割合

燃やせないごみの組成分析調査では、金属類が 32.4%と最も割合が高く、次いでガラス類が 23.5%，小型家電製品が 19.7%，スプレー缶などのエアゾール類が 10.8%となっています。

不適正な分別の割合は 12.0%となっており，うち分別の徹底により燃やせないごみの減量につながる資源ごみ等が 3.8%と低い割合ですが，その比率は資源になる紙類が 44.8%，次いで缶の 34.2%の順になっています。

また，燃やせるごみの混入割合が 8.2%となっています。

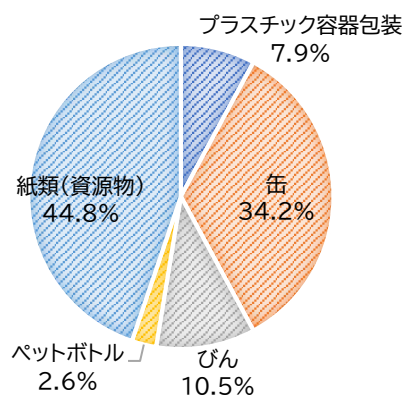
燃やせないごみの組成割合（2023 年度）



不適正分別 12.0%

資源ごみ等 3.8%

資源ごみ等の比率（2023 年度）



第5節 ごみ処理事業費

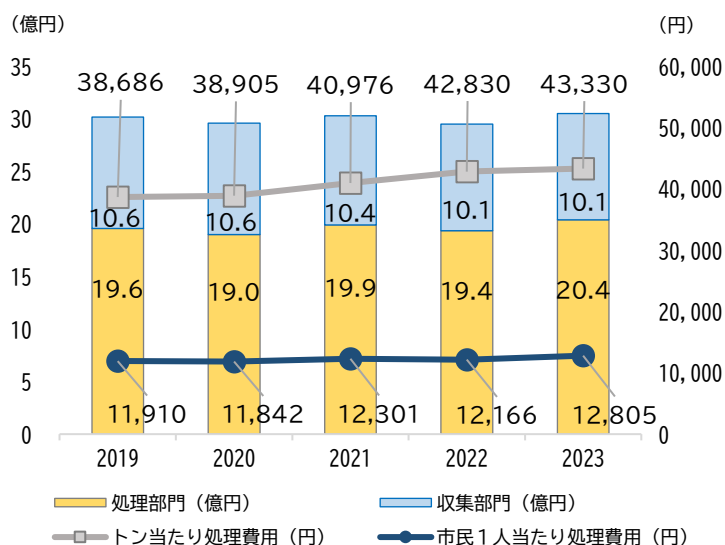
本市のごみ処理に関する経費は、年間約 30 億円前後で推移し、本計画の基準年である 2023 年度（令和 5 年度）は、約 30 億 5 千万円となり、市民 1 人当たりでは 12,805 円になります。

ごみ処理経費の推移

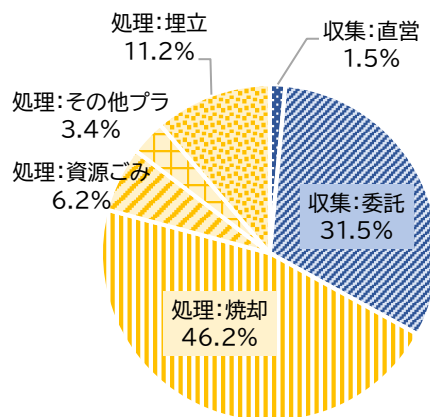
	2019 (R元)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
処理経費（千円） A	3,017,411	2,960,946	3,029,244	2,949,944	3,050,444
収集部門	1,061,160	1,060,169	1,039,250	1,012,455	1,006,472
(直営)	101,591	99,790	90,454	53,289	45,028
(委託)	959,569	960,379	948,796	959,166	961,444
処理部門	1,956,251	1,900,777	1,989,994	1,937,489	2,043,972
(焼却)	1,308,126	1,272,763	1,361,854	1,415,038	1,408,349
(資源ごみ)	231,922	223,484	212,439	101,701	189,911
(その他プラ)	105,010	105,780	103,809	102,159	102,589
(埋立)	311,193	298,750	311,892	318,591	343,123
歳入（千円） B	1,093,061	1,036,841	1,010,080	1,069,185	1,076,573
ごみ処理手数料	1,007,117	965,762	915,267	898,529	896,859
余剰電力売電収入	55,221	52,462	36,045	61,251	110,254
再生利用品売却収入等	30,723	18,617	58,768	109,405	69,460
市負担額（千円） A－B	1,924,350	1,924,105	2,019,164	1,880,759	1,973,871
トン当たり処理費用（円）	38,686	38,905	40,976	42,830	43,330
収集部門	20,052	20,028	20,176	20,312	21,005
処理部門	18,634	18,877	20,800	22,518	22,325
市民 1 人当たり処理経費（円）	11,910	11,842	12,301	12,166	12,805

※処理経費には、施設整備、備品購入に係る減価償却費等を含みます。

ごみ処理経費の推移



ごみ処理経費の内訳（2023 年度）



第2章 第3次計画における数値目標の検証

第3次計画では2024年度（令和6年度）を目標年次と定め、原単位、家庭系原単位、リサイクル率、最終処分量について目標値を設定しています。

ここでは、基準年である2013年度（平成25年度）および2015年度（平成27年度）から2023年度（令和5年度）までの各目標値の実績の推移について示していますが、第3次計画の取組効果の視点から、公共工事から排出された土砂混じり廃棄物や海岸漂着物などの突発的に発生した事業系の臨時ごみを排出量から除外しています。

1 原単位および家庭系原単位（1人1日当たりのごみ排出量）

※ 原単位：ごみ総排出量（家庭系・事業系ごみ排出量＋集団資源回収量）／人口／年間日数
家庭系原単位：家庭系ごみ総排出量（家庭系ごみ排出量＋集団資源回収量）／人口／年間日数

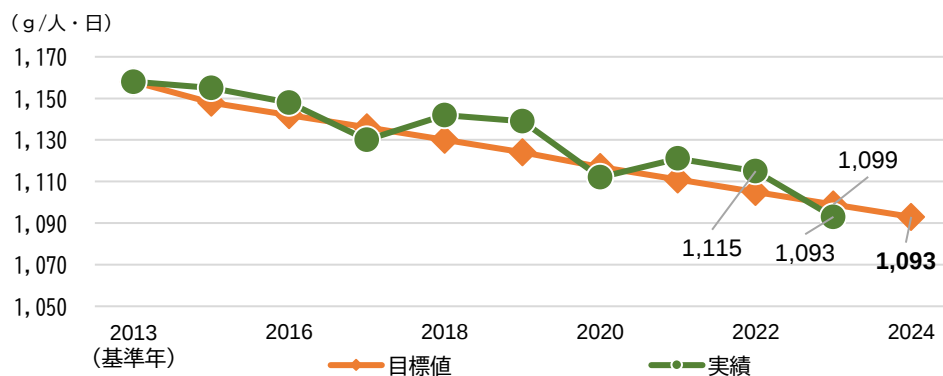
（1）原単位の推移

原単位は目標値をほぼ上回っている状況でしたが、家庭系燃やせるごみの減少などにより2023年度（令和5年度）は年度別の目標値を下回っています。

原単位の推移

単位：g／人・日

	2013 (H25) (基準年)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R元)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
目標値 A	1,158	1,148	1,142	1,136	1,130	1,124	1,117	1,111	1,105	1,099	1,093
実績 B	1,158	1,155	1,148	1,130	1,142	1,139	1,112	1,121	1,115	1,093	—
差 B－A	0	7	6	△ 6	12	15	△ 5	10	10	△ 6	—



※ 2018（H30）年度～2020（R2）年度の土砂混じり廃棄物分、2023（R5）年度の海岸漂着物分を除く。

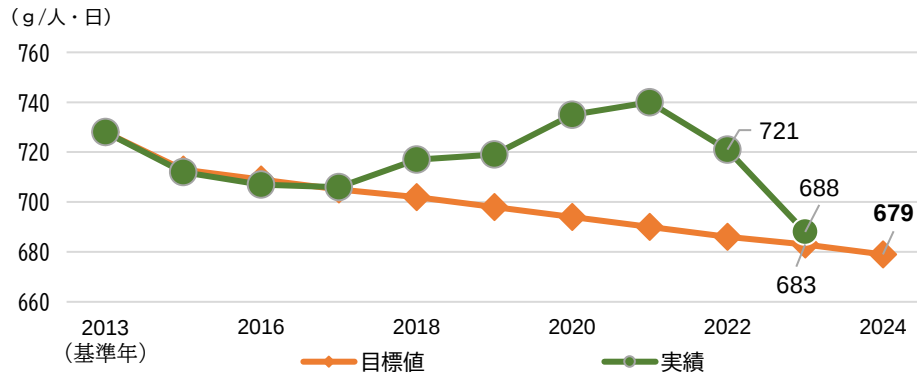
（2）家庭系原単位の推移

家庭系原単位は、2020年（令和2年）からのコロナ禍に伴う在宅時間の増加などの影響により目標値を大きく上回っていましたが、コロナ禍の収束や物価高騰などの影響により2022年度（令和4年度）から大幅に減少し、2023年度（令和5年度）には年度別の目標値に近い値になっています。

家庭系原単位の推移

単位：g/人・日

	2013 (H25) (基準年)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R元)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
目標値 A	728	713	709	705	702	698	694	690	686	683	679
実績 B	728	712	707	706	717	719	735	740	721	688	—
差 B-A	0	△ 1	△ 2	1	15	21	41	50	35	5	—



(3) 他都市との比較

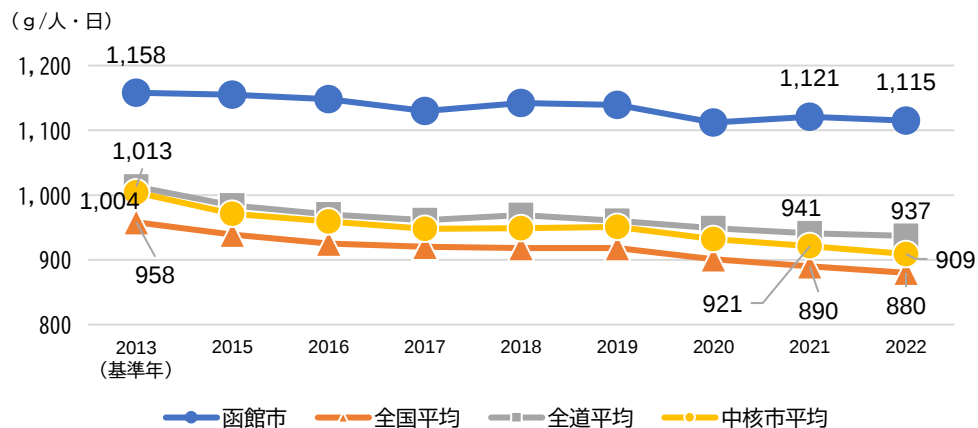
原単位、家庭系原単位は、全国平均、全道平均および中核市平均より多くなっています。

これらが多い要因として、家庭系ごみについては、世帯の人数や年齢構成、生活スタイルなどに違いがあること、また、事業系ごみについては、本市が観光都市であり、観光関連事業に由来するごみが一定量あることなどが考えられます。

函館市、全国平均、全道平均、中核市平均の原単位推移の比較

単位：g/人・日

	2013 (H25) (基準年)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R元)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
函館市	1,158	1,155	1,148	1,130	1,142	1,139	1,112	1,121	1,115
全国平均	958	939	925	920	918	918	901	890	880
全道平均	1,013	984	970	961	969	960	949	941	937
中核市平均	1,004	971	959	948	949	951	932	921	909

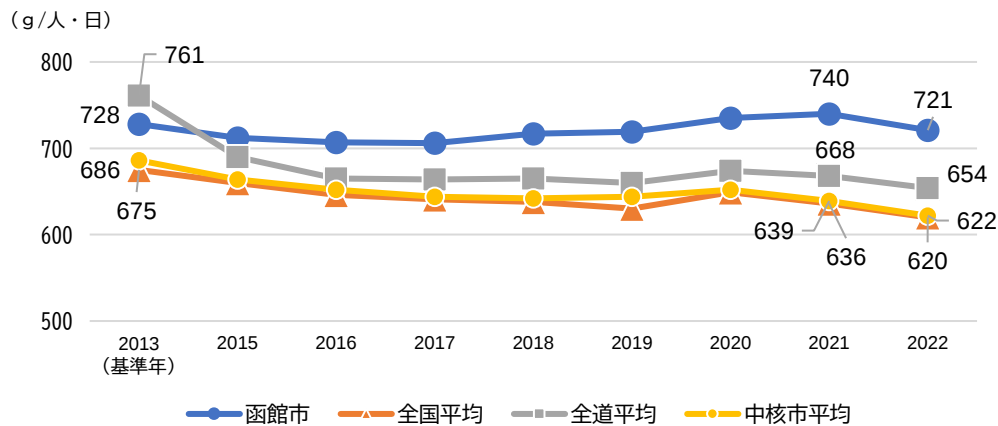


※ 函館市の実績は 2018 (H30) 年度～2020 (R2) 年度の土砂混じり廃棄物分を除く。

函館市、全国平均、全道平均、中核市平均の家庭系原単位推移の比較

単位：g/人・日

	2013 (H25) (基準年)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R元)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
函館市	728	712	707	706	717	719	735	740	721
全国平均	675	660	646	641	638	630	649	636	620
全道平均	761	690	665	664	665	660	674	668	654
中核市平均	686	664	652	644	642	644	652	639	622



(環境省 一般廃棄物処理事業実態調査から作成)

2 リサイクル率

※ リサイクル率：(資源化量＋集団資源回収量) / ゴミ総排出量 × 100

(1) リサイクル率の推移

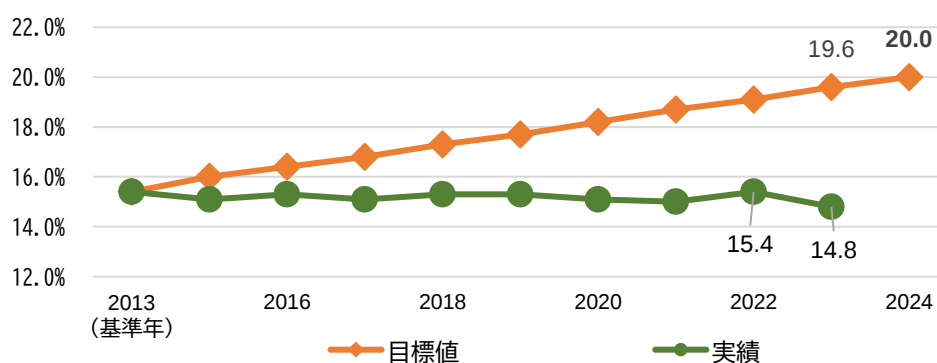
リサイクル率は目標値を 20%以上として設定していましたが、新聞・雑誌類の発行部数の減少に伴い回収量が減少していること、缶やびんがペットボトルに転換し重量が減少したことにより、リサイクル率が目標値を大きく下回っています。

また、本市のリサイクル率の算定に含まれていない民間事業者による資源物回収の拡大も一因と考えられます。

リサイクル率の推移

単位：%

	2013 (H25) (基準年)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R元)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
目標値 A	15.4	16.0	16.4	16.8	17.3	17.7	18.2	18.7	19.1	19.6	20.0
実績 B	15.4	15.1	15.3	15.1	15.1	15.3	15.1	15.0	15.4	14.8	—
差 B-A	0.0	△ 0.9	△ 1.1	△ 1.7	△ 2.2	△ 2.4	△ 3.1	△ 3.7	△ 3.7	△ 4.8	—



※ 2018（H30）年度～2020（R2）年度の土砂混じり廃棄物、2023（R5）年度の海岸漂着物の影響分を除く。

（２）他都市との比較

リサイクル率は、すべての年度で全国平均、全道平均および中核市平均より低くなっています。

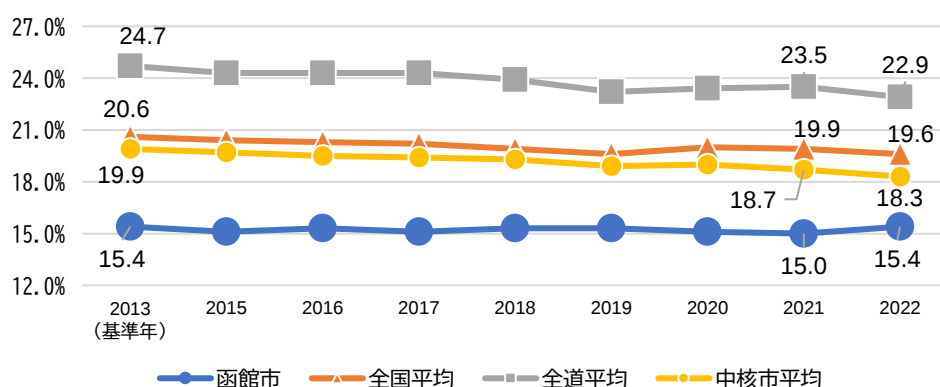
このことは、他の自治体と比べ、本市のごみの分別区分が少ないことや中間処理工程等の違いが要因として考えられます。

一方で、近年のリサイクル率の推移では、新聞等の発行部数が減少しているなど、全国平均、全道平均および中核市平均が減少傾向ですが、本市ではほぼ横ばいで推移しており、2013 年度（平成 25 年度）の全国平均と本市のリサイクル率の差 5.2 ポイントが、2022 年度（令和 4 年度）では 4.2 ポイントとリサイクル率の他都市との差は縮小傾向となっています。

函館市、全国平均、全道平均、中核市平均のリサイクル率推移の比較

単位：％

	2013 (H25) (基準年)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R元)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
函館市	15.4	15.1	15.3	15.1	15.3	15.3	15.1	15.0	15.4
全国平均	20.6	20.4	20.3	20.2	19.9	19.6	20.0	19.9	19.6
全道平均	24.7	24.3	24.3	24.3	23.9	23.2	23.4	23.5	22.9
中核市平均	19.9	19.7	19.5	19.4	19.3	18.9	19.0	18.7	18.3



※ 函館市の実績は 2018（H30）年度～2020（R2）年度の土砂混じり廃棄物の影響分を除く。

（環境省 一般廃棄物処理事業実態調査から作成）

3 最終処分量

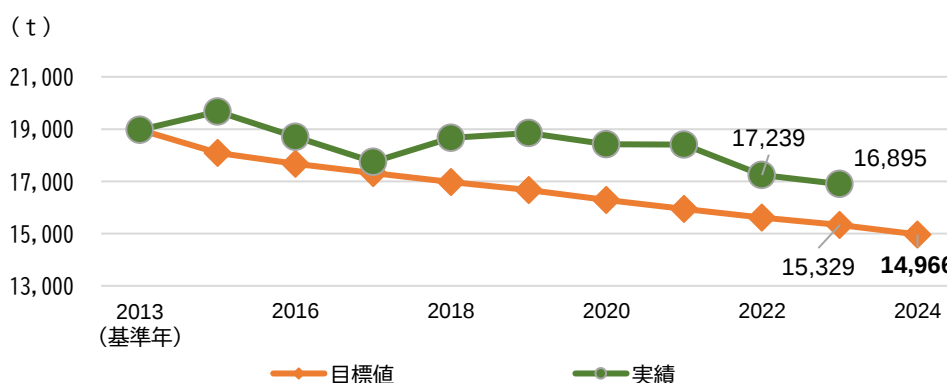
※ 最終処分量：直接埋立＋資源化残さ＋焼却処理残さの埋立量

最終処分量は、2018 年度（平成 30 年度）から、家庭系燃やせないごみが増加したことなどにより、目標値に大きく届かない状況になっています。

最終処分量の推移

単位：t

	2013 (H25) (基準年)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R元)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
目標値 A	18,971	18,088	17,676	17,321	16,971	16,671	16,284	15,947	15,617	15,329	14,966
実績 B	18,971	19,669	18,695	17,743	18,661	18,853	18,418	18,401	17,239	16,895	—
差 B－A	0	1,581	1,019	422	1,690	2,182	2,134	2,454	1,622	1,566	—



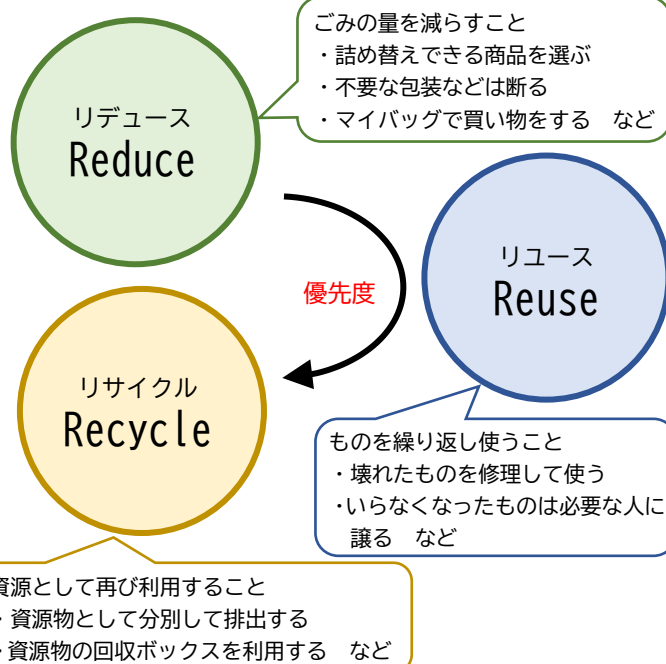
※ 2018 (H30) 年度～2020 (R2) 年度の土砂混じり廃棄物分、2023 (R5) 年度の海岸漂着物分を除く。

コラム 3Rってなぜ大事なの？

3Rは、Reduce (リデュース：発生抑制), Reuse (リユース：再使用), Recycle (リサイクル：再生利用) の3つの頭文字をとったものです。

2000 年に制定された循環型社会形成推進基本法において、リデュース→リユース→リサイクルの順に優先度が明文化されました。

これは、リデュース、リユースによりごみの排出を抑制し、それでも発生したごみは、できる限り再生利用することで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができるだけ低減される循環型社会の形成に役立ちます。



第3章 ごみ処理の課題と今後の方向性

1 ごみの発生抑制と再使用の促進

ごみの排出量は、人口減少などを背景に減少していますが、原単位は全国平均などと比較していまだ多い状況です。

このため、排出量のうち多くを占める生ごみ（食品ロスを含む）を中心としたごみの発生抑制に取り組むほか、古着の拠点回収やリユース事業を運営する民間事業者の取組を活用し、ごみの再使用を促進する必要があります。

2 ごみの再資源化の推進

リサイクル率は、ごみの再資源化を推進しているものの、新聞・雑誌類の発行部数の減少等により横ばいで推移し、全国平均などと比較して低い状況です。

このため、古紙類の再資源化や使用済み小型家電製品等の拠点回収などのさらなる取組のほか、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づくプラスチック使用製品廃棄物の分別収集および再商品化の実施の検討など、ごみの再資源化に取り組む必要があります。

3 適正分別の推進

再資源化可能な資源ごみのうち一定量が不適正に排出されていることから、適正分別に向けた周知の徹底などのこれまでの取組を継続するとともに、新たな施策を展開していく必要があります。

4 ごみ処理施設

日乃出清掃工場は、本市唯一のごみ焼却施設であり、1975年（昭和50年）2月の供用開始以降、計画的な維持補修を行いながら適正処理に努めてきましたが、稼働から長期間経過し老朽化が進行していることから、既存建屋を利用し施設稼働と並行して焼却炉を更新することとし、2023年（令和5年）4月から工事に着手しています。

今後は、2029年（令和11年）4月の全面供用開始を目指し、ごみの安全かつ安定的な処理を第一としながら、環境保全対策や経済性にも優れた施設の完成に向けて事業を進めるとともに、ごみ焼却に伴う熱エネルギーを最大限活用できるよう取り組んでいく必要があります。

七五郎沢廃棄物最終処分場は、1992年（平成4年）4月に供用を開始し、当初は埋立計画期間を2016年度（平成28年度）までとしていましたが、ごみの分別区分の変更や産業廃棄物の搬入禁止など、埋立量の減少により、2037年度（令和19年度）頃までの利用が可能と見込んでいます。

また、リサイクルセンターは、1997年（平成9年）4月の供用開始以降、安定的な稼働を確保するため、計画的な設備の更新や補修を行ってきましたが、設備機器の老朽化が進んでいます。

こうしたことから、さらなる循環型社会の形成に向け、環境への負荷の低減に配慮した新たなごみ処理システムのあり方を検討するとともに、中間処理施設や最終処分場の整備を計画的に進めていく必要があります。

5 災害ごみ

災害時には平時とは異なる対応が必要になることが想定され、計画的・効率的かつ安全に災害ごみを処理するため、近隣市町や関係団体等とのさらなる協力体制を構築していく必要があります。

第4章 基本方針と数値目標

7 エネルギーをみんなに
そしてクリーンに



11 住み続けられる
まちづくりを



12 つくる責任
つかう責任



13 気候変動に
具体的な対策を



14 海の豊かさを
守ろう



15 陸の豊かさも
守ろう



第1節 基本方針

近年、異常気象による大規模な災害が多発するなど、地球温暖化が一因となっている現象が顕在化しているなか、ごみの処理工程からも発生する温室効果ガスの排出量削減など、次の世代により良い環境を引き継ぐため、ごみの減量化・再資源化や適正処理がますます重要になっています。

国では、循環型社会形成推進基本法において、形成すべき循環型社会は、「廃棄物等の発生抑制」、「循環資源の循環的な利用及び適正な処分の確保」によって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会と定め、その処理については「発生抑制」、「再使用」、「再生利用」、「熱回収」、「適正処分」の順に優先度を定めています。

本市においては、人口の減少が今後も続くと想定されることに伴い、ごみの発生量も減少していくものと見込まれますが、ごみを適正処理するための担い手も不足していくことが想定されることから、適正かつ効率的なごみ処理を進めるとともに、環境への負荷をできる限り低減させるため、ごみの発生抑制、再使用に積極的に取り組む必要があります。

また、処理施設については、将来の人口やごみの排出量を見据えた規模への改修など、効率的な処理体制を構築し、市民、事業者、市の連携・協働によるごみの減量化・再資源化により、廃棄物の適正処理はもとより、さらなる循環型社会の形成を目指すことを目的に、次の基本方針に基づく個別施策を展開することとします。

基本方針1 ごみの発生抑制(リデュース)と再使用(リユース)の促進

循環型社会の形成に向け、環境への負荷を低減させるため、ごみの発生そのものをできる限り抑制するとともに食品ロスの削減に取り組むほか、限りある資源の有効利用を図ることを目指します。

基本方針2 ごみの再資源化(リサイクル)の推進

発生抑制、再使用などの減量の取組を行ってもなお発生するごみは、さらなるリサイクルの推進により資源循環を図ります。

基本方針3 環境教育の充実、環境啓発・環境美化の推進

私たちが住む街の環境を守り、環境と調和した住みよい街にするため、ごみの排出や環境美化など、環境意識の向上に向けた取組を進めます。

基本方針4 適正なごみ処理体制の確保

収集運搬から中間処理、最終処分まで適正かつ安定的なごみ処理体制を確保し、環境負荷の低減や効率的な処理体制の構築を目指します。

第2節 ごみの排出量推計

ごみ排出量の将来推計は、突発的に発生した臨時ごみを除外した過去5年間（2019年度（令和元年度）～2023年度（令和5年度））のごみ排出量を用い、現行の市民生活や事業活動が継続することを前提に、各種施策の実施による減量化や再資源化の効果を勘案し推計します。

1 基本推計

■ 家庭系ごみ

ごみの区分別に、過去5年間（2019年度（令和元年度）～2023年度（令和5年度））の1人1日当たりの排出量の平均を用い、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の将来推計人口をもとに推計しました。

推計方法

$$\text{過去5年間（2019（R元）～2023（R5））の区分別の1人1日当たりの排出量の平均} \times \text{推計人口} = \text{年度ごとの区分別排出量}$$

■ 事業系ごみ

ごみの区分別に、過去5年間（2019年度（令和元年度）～2023年度（令和5年度））の1日当たりの排出量の平均を用い、年間日数をもとに推計しました。

推計方法

$$\text{過去5年間（2019（R元）～2023（R5））の区分別の1日当たりの排出量の平均} \times \text{年間日数} = \text{年度ごとの区分別排出量}$$

基本推計

単位：t

		2023 (R5) 基準年	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)
人口（9月末）および推計人口		241,184	232,770	229,339	225,958	222,627	219,345	216,112	212,652	209,247	205,897	202,600
排出量	燃やせるごみ ①	40,726	41,206	40,599	40,110	39,411	38,830	38,257	37,748	37,042	36,449	35,865
	燃やせないごみ ②	6,837	6,712	6,613	6,533	6,419	6,325	6,232	6,149	6,034	5,937	5,842
	缶・びん・ペットボトル ③	4,011	3,993	3,934	3,887	3,819	3,763	3,707	3,658	3,590	3,532	3,476
	プラスチック容器包装 ④	2,604	2,549	2,511	2,481	2,438	2,402	2,366	2,335	2,291	2,255	2,218
	粗大ごみ ⑤	548	595	586	579	569	560	552	545	535	526	518
	雑ごみ ⑥	190	170	167	165	163	160	158	156	153	150	148
	小計 (A)	54,916	55,225	54,410	53,755	52,819	52,040	51,272	50,591	49,645	48,849	48,067
	集団資源回収 (B)	5,845	6,032	5,943	5,872	5,769	5,684	5,601	5,526	5,423	5,336	5,250
	計 (A) + (B)	60,761	61,257	60,353	59,627	58,588	57,724	56,873	56,117	55,068	54,185	53,317
	家庭系原単位 (g/人・日)	688	721	721	721	721	721	721	721	721	721	721
	資源物以外(①+②+⑤+⑥)原単位	547	573	573	573	573	573	573	573	573	573	573
	資源物(③+④+(B))原単位	141	148	148	148	148	148	148	148	148	148	148
	燃やせるごみ ⑦	32,747	32,996	32,996	33,086	32,996	32,996	32,996	33,086	32,996	32,996	32,996
	燃やせないごみ ⑧	1,658	1,679	1,679	1,684	1,679	1,679	1,679	1,684	1,679	1,679	1,679
事業系	びん・ペットボトル ⑨	1,007	949	949	952	949	949	949	952	949	949	949
	プラスチック容器包装 ⑩	11	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
	し尿しさ、下水道しさ ⑪	259	256	256	256	256	256	256	256	256	256	256
	計	35,682	35,894	35,894	35,992	35,894	35,894	35,894	35,992	35,894	35,894	35,894
	事業系ごみ1日当たり排出量 (t)	98	98	98	98	98	98	98	98	98	98	98
	資源物以外(⑦+⑧+⑪)排出量	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95
	資源物(⑨+⑩)排出量	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
ごみ総排出量		96,443	97,151	96,247	95,619	94,482	93,618	92,767	92,109	90,962	90,079	89,211
リサイクル率 (%)		14.8	14.8	14.8	14.7	14.7	14.6	14.6	14.5	14.5	14.4	14.3

2 各種施策の効果の推計

各種施策の実施効果

単位：t

区 分		2023 (R5) 基準年	2030 (R12) 中間目標年	2034 (R16) 目標年
基本推計のごみ総排出量		A 96,443	B 92,767	C 89,211
各種 施策	ごみの発生抑制（リデュース）と再利用（リユース）の促進	—	△ 2,945	△ 3,803
	家庭系ごみ	—	△ 1,786	△ 2,280
	事業系ごみ	—	△ 1,159	△ 1,523
	ごみの再資源化（リサイクル）の推進	—	△ 773	△ 972
	家庭系ごみ	—	△ 145	△ 172
	事業系ごみ	—	△ 628	△ 800
	環境教育の充実、環境啓発・環境美化の推進	—	△ 1,110	△ 1,442
	施策実施によるごみの削減量 計	—	D △ 4,828	E △ 6,217
施策実施後の排出量		—	F = B + D 87,939	G = C + E 82,994
基準年からの削減量		—	F - A △ 8,504	G - A △ 13,449

3 各種施策の効果を勘案した排出量推計

施策実施後の推計

単位：t

		2023 (R5) 基準年	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12) 中間目標年	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16) 目標年
人口（9月末）および推計人口		241,184	232,770	229,339	225,958	222,627	219,345	216,112	212,652	209,247	205,897	202,600
排出量	燃やせるごみ ①	40,726	40,042	38,899	37,893	36,713	35,627	34,613	33,670	32,574	31,602	31,123
	燃やせないごみ ②	6,837	6,593	6,454	6,335	6,184	6,005	5,877	5,759	5,614	5,486	5,461
	缶・びん・ペットボトル ③	4,011	4,019	3,968	3,928	3,868	3,763	3,715	3,674	3,613	3,562	3,538
	プラスチック容器包装 ④	2,604	2,685	2,712	2,754	2,779	2,802	2,832	2,872	2,895	2,923	2,892
	粗大ごみ ⑤	548	586	578	571	561	544	536	529	519	511	487
	雑ごみ ⑥	190	178	184	198	211	224	237	249	260	271	270
	集団資源回収 (B)	5,845	6,143	6,094	6,062	5,997	5,925	5,877	5,837	5,766	5,712	5,652
	計 (A) + (B)	60,761	60,246	58,889	57,741	56,313	54,890	53,687	52,590	51,241	50,067	49,423
	家庭系原単位 (g/人・日)	688	709	704	698	693	686	681	676	671	666	668
	資源物以外(①+②+⑤+⑥)原単位	547	558	551	544	537	530	523	517	510	504	504
	資源物(③+④+(B))原単位	141	151	153	154	156	156	158	159	161	162	164
	燃やせるごみ ⑦	32,747	32,485	32,230	32,098	31,792	31,573	31,354	31,220	30,916	30,697	30,673
	燃やせないごみ ⑧	1,658	1,679	1,679	1,684	1,679	1,679	1,679	1,684	1,679	1,679	1,679
	びん・ペットボトル ⑨	1,007	949	949	952	949	949	949	952	949	949	949
事業系	プラスチック容器包装 ⑩	11	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
	し尿しさ、下水道しさ ⑪	259	256	256	256	256	256	256	256	256	256	256
	計	35,682	35,383	35,128	35,004	34,690	34,471	34,252	34,126	33,814	33,595	33,571
	事業系ごみ1日当たり排出量 (t)	98	97	96	96	95	94	94	93	93	92	91
	資源物以外(⑦+⑧+⑪)排出量	95	94	93	93	92	91	91	90	90	89	88
ごみ総排出量		96,443	95,629	94,017	92,745	91,003	89,361	87,939	86,716	85,055	83,662	82,994
リサイクル率 (%)		14.8	15.3	15.5	15.7	15.9	16.0	16.1	16.4	16.6	16.8	16.8

第3節 数値目標とモニタリング指標

本計画では、環境への負荷をできる限り低減させるため、ごみの発生抑制や再使用、再資源化に積極的に取り組み、その効果を把握するための3つの数値目標を設定します。

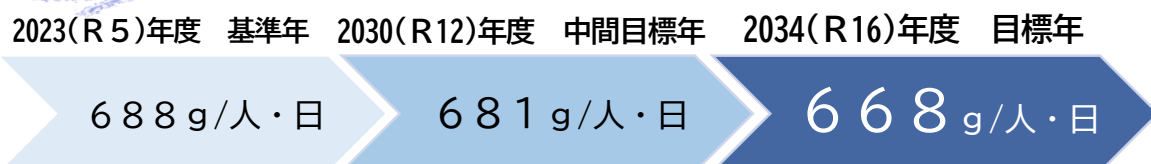
また、食品ロスの排出量については、排出状況や課題の把握などの参考とするためモニタリング指標として設定します。

1 数値目標

2023年度（令和5年度）の実績値を基準値とし、目標年次である2034年度（令和16年度）における数値目標を設定します。

数値目標 1

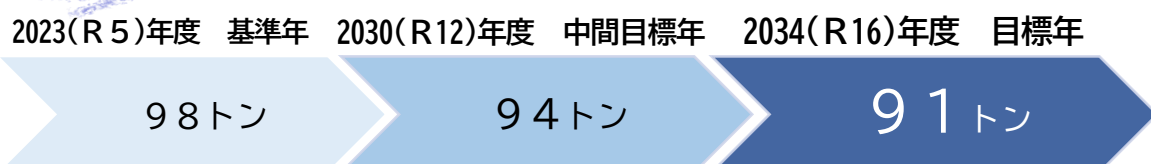
家庭系ごみ市民1人1日当たり排出量の目標



循環型社会の形成に向け3Rを推進する中で、特に「発生抑制（リデュース）」、「再使用（リユース）」の取組を促進することにより、家庭から排出されるごみの量を削減し、できる限り環境への負荷の低減を図ります。

数値目標 2

事業系ごみ1日当たり排出量の目標



事業系ごみは、観光入込客数や社会情勢の変化により排出量が変化しますが、家庭系ごみと同様に発生抑制や再使用の取組を促進することにより、ごみの排出量を削減し、できる限り環境への負荷の低減を図ります。

数値目標 3

リサイクル率の目標



発生抑制、再使用の取組を行ってもなお発生するごみは、リサイクルすることにより、できる限り環境への負荷の低減を図ります。

数値目標の内訳

項 目	2023 (R5) 基準年	2030 (R12) 中間目標年	2034 (R16) 目標年
数値目標1 家庭系ごみ市民1人1日当たり排出量 (g/人・日)	688	681	668
資源ごみ以外 ※1	547	523	504
資源ごみ等 ※2	141	158	164
数値目標2 事業系ごみ1日当たり排出量 (t)	98	94	91
資源ごみ以外 ※3	95	91	88
資源ごみ等 ※4	3	3	3
数値目標3 リサイクル率 (%)	14.8	16.1	16.8

対象となるごみの種類

※1 燃やせるごみ, 燃やせないごみ, 粗大ごみ

※2 缶・びん・ペットボトル, プラスチック容器包装, 集団資源回収, 使用済み小型家電, 古着, 乾電池等

※3 燃やせるごみ, 燃やせないごみ

※4 びん・ペットボトル, プラスチック容器包装

2 モニタリング指標

食品ロス排出量

食品ロス削減推進計画の進捗管理のため, 食品ロス実態調査を実施し, 推計した食品ロス排出量をモニタリング指標として設定します。

2022 年度 (令和4 年度) 家庭系食品ロス排出量 (推計値)

年 間 総 排 出 量 : 4,202t (直接廃棄: 1,514t, 食べ残し: 2,688t)
市民1人1日当たり : 47g

2023 年度 (令和5 年度) 事業系食品ロス排出量 (推計値)

年 間 総 排 出 量 : 5,889t (直接廃棄: 692t, 食べ残し: 5,197t)
事業系1日当たり : 16t

コラム 食品ロスはもったいない!

日本は食料を輸入に大きく依存しているが, 大量の食べ物を廃棄している状況です。

この大量の食品ロスにより様々な問題が発生します。これを処理するために多額のコストがかかるほか, 二酸化炭素の排出による環境負荷が考えられます。

私たち一人ひとりが食べ物をもっと無駄なく, 大切に消費していく必要があります。

冷蔵庫の中身のチェック

・定期的に冷蔵(凍)庫の中をチェックして使い忘れや食べ忘れをなくしましょう。

冷蔵庫の電気代も節約になります。



買い物は必要な分だけ

・食品を無駄にしないため, 買い物は必要な時に必要な量だけ購入しましょう。

事前に買い物リストを作ると◎



作りすぎに注意

・食べきれぬ量だけ調理することで, 美味しく残さず食べることができます。それでも残った料理はリメイクするなど工夫しましょう。



外食時は適量注文を

・人数やメンバー構成を考えて, 適量の注文を心がけましょう。量が分からない場合は, お店の人に聞いてみるのも良いです。

また, テイクアウトする際も, 食べきれぬ量を注文しましょう。

第5章 基本方針に基づく施策の展開

第1節 基本方針に基づく個別の施策

基本方針に基づく個別の施策により、ごみの減量化・再資源化の促進のほか、ごみの適正処理を確保します。

なお、施策の内容については、効果や社会情勢の変化などに応じ適宜見直しを行います。

基本方針1 ごみの発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）の促進

◆ 生ごみ減量化の推進

本市の燃やせるごみのうち、約40%が生ごみであり、生ごみの減量対策はごみの減量を図るうえで効果的であると考えられるため、家庭用電動生ごみ処理機の普及や水切り排出の促進、ダンボールコンポスト事業をはじめとする市民向けの取組のほか、業務用生ごみ処理機の普及促進により事業所から排出される生ごみの減量化を推進します。

▶ 家庭用電動生ごみ処理機の普及促進

家庭用電動生ごみ処理機の購入費を一部補助することにより市民の購入を促し、生ごみの減量化を推進します。

▶ 生ごみ水切り排出の促進

家庭から排出される生ごみには水分が約80%含まれているため、生ごみの水切り排出を促進し、生ごみの減量化を推進します。



▶ ダンボールコンポストの普及促進

講習会の開催などにより年間を通じて屋内で手軽に取り組めるダンボール箱を利用した堆肥づくり（ダンボールコンポスト）の普及促進のほか、ダンボールコンポストに取り組んだ市民へのフォローアップを行い、生ごみの減量化を推進します。

▶ 業務用生ごみ処理機の普及促進

導入を検討しているスーパーやホテルなどの事業者へ貸出しを行い、処理機の有効性を体験してもらうことで普及を促し、生ごみの減量化を推進します。

コラム “ぎゅっ” としぼって生ごみすっきり！！

生ごみの約80%が水分といわれています。

- 気になる臭いも軽減できます。
- 生ごみの水切りをすることで、ごみが少なくなります。
- 水切りすることで、ごみ処理場での焼却時に出るCO₂の削減ができます。

生ごみは水気をよく切りましょう！！

—水切りのポイント—

①濡らさない！

野菜や果物は洗う前に皮をむきましょう。

②乾かす！

水分の多い果物などの皮は小さく切って乾かしましょう。

③しぼる！

生ごみを捨てる前にひとしぼりしましょう。



◆ 食品ロス削減の推進（生ごみの発生抑制）

市民、事業者・関連団体、市などが連携し食品ロスの削減に向けた取組を推進します。

▶ 情報発信や周知啓発による意識の醸成

食品ロスの現状や施策などの情報を、ホームページやSNSなどの各種広報媒体のほか、環境パネル展などのイベントや出前講座などにおいて広く周知を図ることにより、食品ロス問題を認識してもらい、市民一人ひとりの食品ロス削減に対する意識向上を図ります。

▶ 食品の在庫確認や冷蔵庫等の整理整頓の推奨

本来必要のない食品の購入のほか、賞味期限および食品の保存状態の未把握などを原因とする食品ロスを防止するため、買い物前の食品の在庫確認や冷蔵庫などの整理整頓を推奨するための周知啓発に努めます。

▶ 食品ロス削減レシピ等の活用促進

食材の無駄がない調理方法や保存方法など、家庭での食品ロス削減につながるレシピ等の活用を促進します。

▶ 食品に関する正しい情報の普及啓発

買い物や飲食などさまざまな場面において、正しい知識のもと食品ロスを削減する行動につなげてもらえるよう、消費期限と賞味期限の違いや食材の効果的な保存方法の周知などの食品に関する正しい情報の普及啓発を図ります。

▶ 食品ロスダイアリーの活用促進

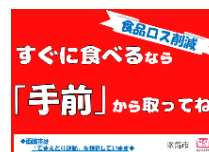
各家庭において自身の食品ロスの状況を把握するため、未使用のまま捨てた食品や食べ残しなどを日記形式で記録する「食品ロスダイアリー」の活用を促進します。

▶ 残さず食べよう！30・10運動の普及啓発

宴会などで、開始後30分、終了前10分を離席せず食事を楽しみ、食べ残しを減らす「残さず食べよう！30・10運動」の普及啓発を図ります。

▶ てまえどりの促進

買い物の際に、すぐに食べるものは賞味期限が近い手前の商品から順番に購入する「てまえどり」を促進します。



▶ 事業者向けの周知啓発

食品関連事業者に対し、食品ロス削減の取組を周知するとともに、てまえどりや食品ロスゼロ推進店事業などの取組の協力を要請し、食品ロス削減の普及啓発を図ります。

▶ 食材使い切り料理教室の開催

食べきれなかった料理や余った食材などを活用した料理教室を開催するとともに、参加者に対し食品ロスの情報提供を行い、食品ロスの削減を促進します。

▶ 食品ロスゼロ推進店事業の実施

安全に配慮したうえで食べ残してしまった料理の持ち帰りや小盛メニューの提供などに取り組む飲食店等を推奨し、飲食店等における食品ロス削減を図るとともに、来店客に対する意識向上を図ります。



▶ フードドライブの促進（未利用食品の有効活用）

家庭で余っている食品（未利用食品）を集め、必要としている福祉団体や子ども食堂などに寄付する活動である「フードドライブ」を促進するため、市内のフードドライブの実施箇所や実施団体をホームページなどで周知するほか、環境に関するイベントなどにおいて、周知啓発することにより未利用食品の有効活用を促進します。

▶ フードバンクの促進

余剰在庫などで安全に食べられる食品や規格外農作物、防災備蓄食品などを、必要な方に無償で提供する活動を行っている「フードバンク活動団体」を事業者等に紹介することなどにより、食品ロスの削減とともに食品を必要とする方への支援につなげます。

▶ 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会への参加

広く全国で食べきり運動等を推進し、以て3Rを推進するとともに、食品ロスを削減することを目的として設立された自治体間のネットワークである「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」の参加自治体として、全国共同キャンペーンなどに合わせて食品ロス削減の取組をホームページなどで周知啓発し、市民一人ひとりの意識向上を図ります。

▶ 関係機関等との連携

国や北海道と情報共有を図り、食品ロスに関する情報や施策を広く市民に発信することにより意識向上を図ります。

また、食品ロス削減については、一般廃棄物の減量、消費者への周知啓発、食育の推進、フードバンク・フードドライブ活動の促進、規格外農作物等の有効活用など、市の複数部局がかかわる横断的な取組であるため、食品ロス削減推進関係部局会議の開催など庁内関係部局との連携により食品ロス削減に向けた取組を推進します。

コラム 食品ロス（生ごみ）を減らそう！！

● てまえどり

- ・すぐに食べる時は商品棚の手前にある商品や値引き商品などの期限が近い商品を積極的に選ぶことにより、小売店で期限切れにより廃棄される食品ロスを減らせます。

● フードドライブを利用しよう

- ・家庭で余っている食品があったら、フードドライブの実施箇所に持込み、食品を必要としている方へ寄付しましょう。



食品ロスを減らしましょう

◆ リユース事業者による再使用の促進

フリマアプリやリサイクルショップなどのリユース事業を運営している民間事業者の取組の利用促進などにより、ごみになる前のリユースに関する取組を促進し、ごみの発生抑制を図ります。

◆ 自転車・家具類の再生利用

リサイクルセンターにおいて、粗大ごみとして排出された使用可能な自転車や家具を修理再生し、希望する市民へ安価で売却し再生利用を推進します。

◆ 古着のリユース・リサイクルの推進

家庭から排出されるごみの約10%を占める繊維類は、一部の集団資源回収のほか、公共施設等での拠点回収や環境に関するイベントでの回収、民間事業者のリユース・リサイクルルートを活用を推進します。

函館市内の各種資源物のリユース・リサイクルの実施箇所について



コラム 古着の無料回収をご活用ください

ご家庭で使われなくなった古着を市内6か所の回収拠点で無料回収しています。古着のリユース・リサイクルにご協力ください。

回収対象

- ・洗濯・乾燥済みのもの
- ・下着以外のもの
- ・汚れや破損がないもの



回収拠点

市役所本庁舎、亀田支所、湯川支所
環境部事務所、青年センター
ポールスターショッピングセンター



回収ボックスの容量には、限りがありますので大量に持ち込む場合は、数日に分けてお持ちください。

基本方針2 ごみの再資源化（リサイクル）の推進

◆ 集団資源回収の促進

町会・自治会などの団体が行う集団資源回収活動を促進するため、資源回収団体や資源回収業者に対する支援を行うほか、出前講座の実施やSNSなどの各種広報媒体による周知啓発に取り組み、新聞やダンボールなどの再資源化を促進します。



集団資源回収（新聞・雑誌・ダンボールなどの資源回収）について

◆ 事業系古紙の再資源化の推進

事業所から排出されるごみには、再資源化可能な紙類が多く混入しているため、資源回収業者による古紙回収の取組について、ホームページやリーフレットなどにより周知を図るほか、事業所への協力要請を行い事業系古紙の再資源化を推進します。



◆ 資源ごみの分別収集

資源ごみとして収集している缶・びん・ペットボトル、プラスチック容器包装の分別収集を継続し、出前講座の実施のほか、SNSなどの各種広報媒体の活用や個別訪問による直接排出指導などにより、ごみの適正分別の周知啓発によるさらなる適正排出の徹底を図ります。

◆ プラスチック使用製品廃棄物の分別収集および再商品化実施の検討

2022年（令和4年）4月にプラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組を促進することを目的に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、プラスチック使用製品廃棄物の効果的・効率的な分別収集および再商品化の実施に向けた調査・検討を進めます。

◆ 燃やせないごみ、粗大ごみの再資源化

七五郎沢廃棄物最終処分場に搬入された粗大ごみや自己搬入された燃やせないごみから鉄などの金属類を回収し再資源化事業者等へ引き渡すことにより、有用資源の活用や埋立処分量の削減に努めます。

◆ 使用済み小型家電製品の再資源化

使用済み小型家電製品には、金や銀などの貴金属やレアメタルなどの有用金属が含まれているため、市内の公共施設や商業施設に設置している専用の回収ボックスで回収し、有用金属などの再資源化を推進します。

◆ 乾電池の再資源化

使用済みの乾電池は、町会館や公共施設等に設置している専用の回収ボックスで分別回収し、鉄やマンガン、亜鉛等の再資源化を推進します。

◆ 蛍光管等の再資源化

水銀を含んだ蛍光管や体温計等は、家電量販店やホームセンター等に設置している専用の回収ボックスで回収し、水銀、ガラス等の再資源化を推進します。

◆ 焼却灰の再資源化

日乃出清掃工場において、焼却処理後に発生する焼却灰の一部をセメント原料として再資源化し、埋立処分量の削減に努めます。

コラム プラスチックは、えらんで、減らして、リサイクル

プラスチックは、とても便利な素材ですが、CO₂の排出や海洋プラスチックごみなど、環境への負荷が問題となっています。

過剰包装や使い捨て文化を見直すと同時に、分別すれば資源になることを一人ひとりが自覚し実践しましょう。

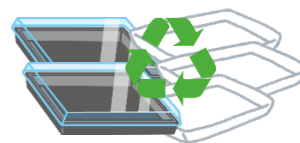
プラスチック以外の
素材への代替



使用しないときには提供を辞退する



中身を取り除き軽く
すすいでリサイクル



ごみの減量化・再資源化（リサイクル）の推進について

基本方針3 環境教育の充実，環境啓発・環境美化の推進

◆ 環境教育の充実

▶ 環境教育副読本の配信

小学生の社会科や総合的な学習の時間における本市のごみ処理の現状などの身近な問題や食品ロス，地球温暖化などの世界的な問題の学習支援として，環境教育副読本を配信し，環境教育の推進を図ります。

▶ 環境活動等の実施

子どもたちが環境保全やリサイクル等について考える活動に参加し，環境や資源を大切にする心や環境問題解決のために自ら考えて行動する心などを育むための環境教育の推進を図ります。

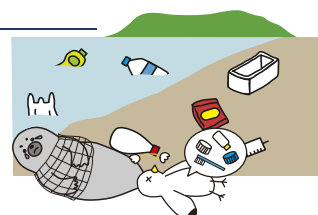
▶ ごみ処理施設の見学

小学生をはじめ，幅広い市民を対象に日乃出清掃工場やリサイクルセンターの施設見学を実施し，ごみ処理の仕組み等について理解を深めてもらうことにより環境意識の醸成を図ります。

◆ 環境啓発の推進

▶ プラスチックごみ削減の推進

プラスチックごみが海洋環境の汚染や生態系に及ぼす影響が問題となっていることから，ビーチコーミングなどの取組により市民の行動変容を促進するとともに，海岸清掃による美化活動を推進します。



▶ 環境部ニュースの発行

ごみの減量化・再資源化のほか，温暖化対策などの環境に関する情報を，親しみやすいレイアウトや分かりやすい表現とするなど創意工夫し，市民に対し情報提供を行うことで環境保全意識の向上を図ります。

▶ 出前講座の実施

市内の団体を対象に，ごみの分別や減量化・再資源化などをテーマとした出前講座を実施し環境に対する意識の向上を図ります。

▶ 環境関連イベントの実施

プラスチックごみ問題や食品ロス，地球温暖化などのさまざまな環境問題のほか，3Rの推進やごみの適正処理等について周知を図るため，環境に関するイベントや環境パネル展などを開催し，幅広い年齢層の関心を高めるとともに，循環型社会形成の重要性に対する意識の醸成を図ります。

▶ 事業者によるごみの減量化・再資源化に係る取組の推進

事業者が積極的に包装・梱包資材の簡素化や使い捨て容器の使用自粛などに取り組むよう啓発するとともに，リサイクルショップや店頭回収を行っている事業者等を市民に周知し，ごみの減量化・再資源化を推進します。

▶ ホームページ，SNSを活用した情報発信

ホームページにおいて適正なごみの分別やごみ収集日などを周知するほか，ごみ分別アプリ「さんあ〜る」や市公式LINEなどを活用し，環境に関する情報のプッシュ通知による積極的な発信に努め，環境に対する意識の向上を図ります。

函館市公式LINE
お友だち登録リンク



函館市公式X
(旧 Twitter)



ごみ分別アプリ「さんあ〜る」
アプリのインストール

ios 端末 (iPhone 等)



※ios 9.0 以上

Android 端末



※Android 5.0 以上

◆ 環境美化の推進

▶ 環境美化運動（ボランティア清掃活動）の実施

生活環境の保全，良好な都市環境の形成を図るために，町会・自治会，事業所，協力団体等と連携し，自主的に清掃活動に取り組む団体等に対し，専用のごみ袋を配布するなどの支援を行うとともに，全市一斉清掃や函館港まつり翌朝清掃などの清掃美化活動を推進します。

▶ ごみ散乱防止啓発活動の実施

街の美化と市民モラルの向上を図るため，ごみのポイ捨て防止啓発活動を実施し環境に対する意識の向上を図ります。

▶ 函館の街をきれいにする市民運動協議会との連携

町会・自治会，学校・PTA，老人クラブなどの団体で組織され，環境美化とごみの減量の促進を目的に設立された「函館の街をきれいにする市民運動協議会」との連携により，さらなる環境美化の実践や集団資源回収の促進など，環境の保全やごみの減量化・再資源化を推進します。



全市一斉清掃（秋のクリーン作戦）



大森浜ビーチコーミング

基本方針4 適正なごみ処理体制の確保

◆ 適正なごみの収集運搬体制の確保等

ごみの質や収集量の変化等に応じて適宜収集運搬体制を見直し、排出されたごみによる生活環境への支障が生じることがないように安定かつ確実な体制を確保します。

また、収集運搬の効率化を図り、温室効果ガスの削減による環境負荷の低減に努めます。

◆ 適正分別排出指導の推進

ごみの適正分別の徹底や不適正排出の防止を図るため、家庭ごみ分別マニュアルやごみ収集日カレンダーなどの配布のほか、ホームページ、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」などを活用した周知や個別訪問による直接排出指導などを行い、ごみの適正排出を推進します。

◆ 不法投棄対策等

職員によるパトロールや監視カメラの設置のほか、警察との連携などによる原因者究明を行い、廃棄物の不法投棄や野外焼却の抑止を図ります。

◆ 日乃出清掃工場における適正管理の確保

環境に配慮した安全・安心なごみ処理体制を確保するため、徹底した燃焼管理や監視体制のもと施設の適正な維持管理を実施し、焼却処理を行います。また、排ガス濃度などに関しては定期的に測定を行い、測定結果を速やかに公表します。

なお、2023年（令和5年）4月から既存建屋を利用し施設稼働と並行して焼却炉の更新工事を進めており、新たな焼却炉の処理能力を300t/日（100t/日×3炉）として、2029年（令和11年）3月末の竣工に向け、更新工事が計画どおり進行するよう工程管理を行います。

◆ ごみの焼却に伴う余熱利用の推進

日乃出清掃工場では更新前の3号炉において、ごみ焼却時に発生する熱エネルギーの回収により、発電した電力を施設内に供給し、余剰電力を電力会社に売却するほか、施設内の暖房に活用するとともに、下水処理施設に供給します。

更新工事後は全炉に発電設備を設け、発電能力を1,660kWから7,120kWに増強し、施設内および近隣公共施設への電力供給や余剰電力を電力会社に売却するほか、施設内のロードヒーティングや給湯、暖房に活用するとともに、日乃出いこいの家（公衆浴場）や下水処理施設に供給します。

今後も引き続き、効果的な余熱利用を推進するため、さらなる熱エネルギーの有効活用について検討します。

◆ 資源ごみ中間処理施設の安定稼働の確保

家庭系ごみの缶・びん・ペットボトルおよび事業系ごみのびんはリサイクルセンターで、プラスチック容器包装および事業系ごみのペットボトルは民間の函館プラスチック処理センターで中間処理を行っていますが、それぞれの施設における設備機器の老朽化等を踏まえ、計画的に補修・更新しながら安定稼働を確保します。

◆ 最終処分場における適正処分の確保

周辺環境を汚染することがないように、污水处理施設からの放流水や埋立地の地下水をモニタリングするなど、施設の適正な維持管理を実施し埋立処分を行います。また、放流水等の水質などに関しては定期的に測定を行い、測定結果について速やかに公表します。

◆ 新たな廃棄物処理施設の整備に向けた検討

▶ 新たなごみ処理システムの検討

循環型社会の形成に向け、多種多様な地域の循環システムの構築などによるさらなる資源の循環が求められていることから、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化の取組のほか、リサイクルの推進や最終処分量の削減を図る破碎選別施設の導入など、環境への負荷の低減に配慮した新たなごみ処理システムのあり方について2025年度（令和7年度）から基本構想の策定に着手します。

▶ 最終処分場

七五郎沢廃棄物最終処分場は、1992年（平成4年）4月に供用を開始し、当初は埋立計画期間を2016年度（平成28年度）までとしていましたが、ごみの分別区分の変更や産業廃棄物の搬入禁止など、埋立量の減少により、2037年度（令和19年度）頃までの利用が可能と見込んでいます。

新たな最終処分場の整備は、候補地の選定や地域住民との合意形成など、完成までに相当な期間を要するほか、多額の財政負担が生じることから、施設規模などを含め、新たなごみ処理システムのあり方と合わせて検討します。

▶ 資源化施設

リサイクルセンターは、1997年（平成9年）4月の供用開始以降、安定的な稼働を確保するため、計画的な設備の更新や補修を行ってきましたが、設備機器の老朽化が進んでいます。

このため、最終処分量の削減を図る破碎選別施設などの導入も含め、最終処分場と同様に、新たなごみ処理システムのあり方と合わせて検討します。



函館市七五郎沢廃棄物最終処分場



函館市リサイクルセンター

第2節 計画の推進体制・進行管理

1 計画の推進体制

ごみの排出量は、市民生活や経済活動に密接に関係しており、数値目標を達成するためには、市民、事業者、市が、本計画の基本方針等を共有し、それぞれの役割を認識するとともに、協力・連携しながら進めていく必要があります。

そのためには、市は本計画の施策について周知徹底と普及啓発を積極的に行うとともに、市民、事業者からごみの減量等に対する理解と協力が得られるよう働きかけを行います。

（市民の役割） 市民一人ひとりの日常生活における行動が重要であることを認識し、今できる取組を着実に行動に移していくとともに、市が実施する施策に積極的に参加・協力することで、日常生活において発生するごみの排出抑制、減量化・再資源化に努めます。

（事業者の役割） 事業者におけるごみの処理責任を認識し、創意工夫しながら適切で効果的、効率的に自主的な取組を実践するとともに、市が実施する施策に積極的に協力することで、事業活動において発生するごみの排出抑制、減量化・再資源化に努めます。

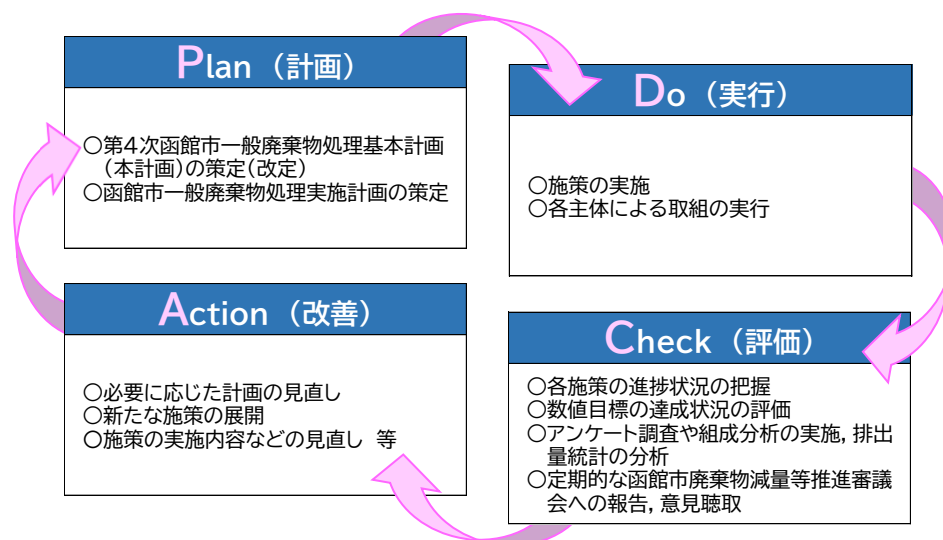
（市の役割） 率先して自らの事務・事業において発生するごみの排出抑制、減量化・再資源化に取り組むことはもとより、国や北海道の施策と整合を図りながら、市民や事業者等と協力・連携し、ごみの排出抑制、減量化・再資源化の施策を主導するほか、ごみの適正処理を行います。

2 PDCAサイクルによる計画の進行管理

本計画の目標達成に向けて、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の「PDCAサイクル」に基づき、計画の進行管理を行います。

また、本計画に掲げた施策を着実に実施するため、各年度の具体的な取組内容について、一般廃棄物処理実施計画に反映します。

なお、函館市廃棄物減量等推進審議会に各施策の進捗状況や目標値に対する達成状況などについて報告・意見聴取を行い、必要に応じて計画の見直しや新たな施策の展開などに反映させます。



第3部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現状

第1節 生活排水の現状

本市の生活排水処理率は、函館市公共下水道事業計画や函館市上下水道経営ビジョンに基づく下水道整備事業の進展のほか、合併処理浄化槽の新設などにより年々上昇し 2023 年度（令和5年度）には 90.1%になっています。

生活排水処理率および処理形態別人口の推移

単位：千人

区 分	2019 (R元)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5) (基準年)
計画処理区域内人口（行政区域内人口）＝A	256.2	252.6	248.8	245.2	241.2
(1)水洗化・生活雑排水処理人口＝B	227.4	225.1	222.6	219.9	217.3
①公共下水道	224.0	221.6	219.1	216.7	213.8
②合併処理浄化槽	3.4	3.5	3.5	3.2	3.5
(2)水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽）	2.8	2.7	2.6	2.7	2.3
(3)非水洗化人口	26.0	24.8	23.6	22.6	21.6
生活排水処理率＝B/A（％）	88.8	89.1	89.5	89.7	90.1

※ 各年度9月末で算出

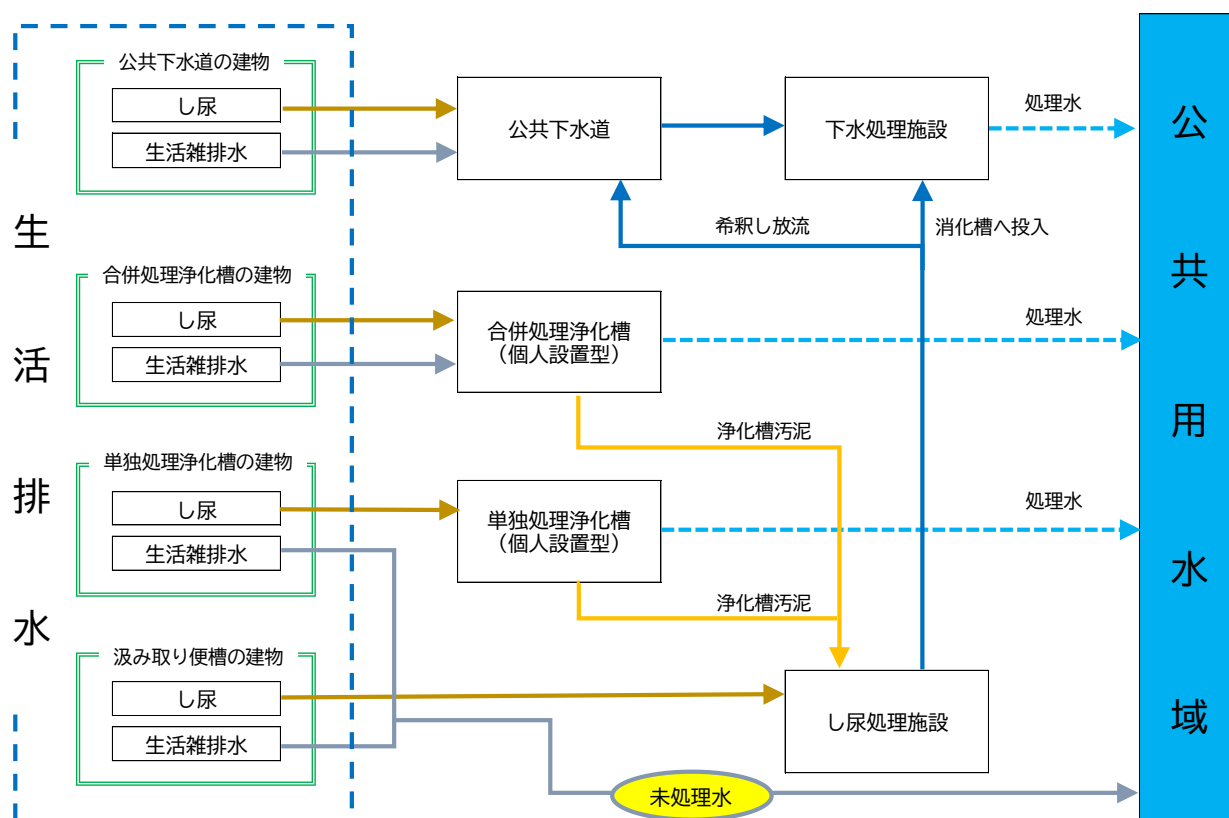
第2節 生活排水の処理主体および処理フロー

1 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は次のとおりです。

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
下水処理施設	し尿，生活雑排水	市，一部事務組合
合併処理浄化槽	し尿，生活雑排水	各設置者
単独処理浄化槽	し尿	各設置者
し尿処理施設	し尿，浄化槽汚泥	市

2 生活排水の処理フロー



コラム 水をきれいにする合併処理浄化槽って何？

「合併処理浄化槽」とは、家庭から出る生活排水（し尿と台所、お風呂、洗濯などの排水を併せたもの）を浄化することができる設備のことで、水をきれいにする効果が高くなっています。

一方、「単独処理浄化槽」とは、し尿だけを処理する設備のことで、台所、お風呂、洗濯などの生活雑排水はそのまま河川に流されてしまい、現在は新規の設置許可は認められていません。

また、現在、単独処理浄化槽を設置している家庭でも、生活雑排水にも対応した「合併処理浄化槽」への転換が求められています。

第2章 基本方針と処理計画

第1節 基本方針

本市の生活排水は、下水道事業計画区域内では公共下水道、それ以外の区域では合併処理浄化槽により処理することを基本とします。

第2節 処理計画

1 生活排水の処理計画

生活排水の処理は、下水道事業計画区域内では下水道整備を推進し、それ以外の区域では、合併処理浄化槽設置を促進するほか、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進し、良好な水環境を保全することで快適で衛生的な生活環境を確保します。

これにより、2034年度（令和16年度）の生活排水処理率は92.9%以上を目標とします。

生活排水の処理目標および処理形態別人口内訳

単位：千人

区 分	2023 (R5) (基準年)	2030 (R12) (中間目標年)	2034 (R16) (目標年)
計画処理区域内人口（行政区域内人口）＝A	241.2	216.1	202.6
(1)水洗化・生活雑排水処理人口＝B	217.3	199.9	188.1
①公共下水道	213.8	195.8	183.7
②合併処理浄化槽	3.5	4.1	4.4
(2)水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	2.3	2.2	2.2
(3)非水洗化人口	21.6	14.0	12.3
生活排水処理率＝B／A（％）	90.1	92.5	92.9

※ 各年度9月末で算出

2 し尿処理施設の処理計画

家庭や住宅併用の事業所における汲み取り便槽のし尿は、市（委託）が収集運搬を行っており、それ以外の事業所における汲み取り便槽のし尿のほか、浄化槽汚泥は、許可業者が収集運搬を行っています。

収集されたし尿および浄化槽汚泥は、市のし尿処理施設に搬入され、前処理を行った後に下水処理施設に投入、または希釈して公共下水道に放流し処理しています。

下水道整備や合併処理浄化槽設置の促進により、2034年度（令和16年度）の汲み取りし尿の処理量は25,825 kℓ以下、浄化槽汚泥の処理量は4,698 kℓ以上を目標とします。

し尿等の処理量の目標

単位：kℓ

	2023 (R 5) (基準年)	2030 (R 12) (中間目標年)	2034 (R 16) (目標年)
汲み取りし尿	41,995	28,847	25,825
浄化槽汚泥	4,508	4,588	4,698

第3節 施策の展開

1 普及促進に係る支援

下水道事業計画区域では、改造資金の貸付制度により汲み取り便所の水洗化を図り、それ以外の区域では、合併処理浄化槽の設置費補助制度等により合併処理浄化槽の設置や単独処理浄化槽からの転換を図ります。

2 啓発活動等

ホームページ等の各種広報媒体により、生活排水が環境に与える影響や生活排水処理の必要性などを啓発するとともに、浄化槽の指定検査機関や保守点検業者と連携のうえ、適正な維持管理を確保します。



第4部 資料編

1 将来人口の推計

将来人口の推計は、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」から推計しています。

本計画における推計人口

単位：人

年度	2025 (R 7)	2026 (R 8)	2027 (R 9)	2028 (R 10)	2029 (R 11)
人口	232,770	229,339	225,958	222,627	219,345
年度	2030 (R 12)	2031 (R 13)	2032 (R 14)	2033 (R 15)	2034 (R 16)
人口	216,112	212,652	209,247	205,897	202,600

※ 社人研による推計値以外は、統計的手法により補完して設定

2 ごみの組成割合等

1 家庭系ごみの組成割合

単位：％

区 分			重量比								
			燃やせるごみ				燃やせないごみ				
			2018 (H30)	2020 (R 2)	2022 (R 4)	平均	2019 (R元)	2021 (R 3)	2023 (R 5)	平均	
資源になるもの	容器包装潜在分	トレイ		0.41	0.15	1.88	0.81	0.01未満	0.00	0.00	0.00
		包装フィルム・ラップ類・袋類		2.01	2.56	2.86	2.48	0.00	0.00	0.25	0.08
		バック・カップ類		0.88	1.29	0.57	0.91	0.01	0.00	0.00	0.00
		ボトル類		0.52	1.35	0.65	0.84	0.07	1.55	0.33	0.65
		発泡スチロール類		0.00	0.01未満	0.07	0.04	0.00	0.00	0.00	0.00
		アルミとの複合素材		0.54	0.72	0.73	0.66	0.01	0.00	0.00	0.00
		チューブ類		0.04	0.00	0.15	0.06	0.09	0.00	0.00	0.03
		レジ袋		0.30	0.05	0.04	0.13	0.00	0.00	0.00	0.00
		その他		0.02	0.12	0.05	0.06	0.00	0.00	0.00	0.00
	計		4.72	6.24	7.00	5.99	0.18	1.55	0.58	0.77	
	缶・びん・ペット	ト ボ ト ル	スチール	0.00	0.00	0.00	0.00	1.42	0.01	1.63	1.02
			アルミ	0.07	0.00	0.01	0.03	0.27	0.00	0.01	0.09
		ガラスびん		0.14	0.07	0.00	0.07	9.09	2.88	6.14	6.04
		ペットボトル		0.08	0.00	0.05	0.04	0.39	0.01	0.00	0.13
		計		0.29	0.07	0.06	0.14	11.17	2.90	7.78	7.28
	資源回収潜在分	ダンボール		0.47	0.41	0.07	0.32	0.00	0.00	0.03	0.01
		紙バック		0.54	0.58	0.87	0.66	0.00	0.00	0.02	0.01
		新聞		0.65	0.99	1.51	1.05	0.00	0.00	0.14	0.05
		雑誌		1.32	0.00	0.51	0.61	0.00	0.00	0.00	0.00
		紙製箱		1.37	2.74	3.66	2.59	0.00	0.03	0.06	0.03
		その他紙									
		計		4.35	4.72	6.62	5.23	0.00	0.03	0.25	0.09
	資源ごみ 計			9.36	11.03	13.68	11.36	11.35	4.48	8.61	8.15
ごみ	紙類	ダンボール		20.88	19.87	21.99	20.91	0.64	0.18	0.29	0.37
		紙バック									
		新聞・雑誌									
		その他紙									
	厨芥類	食品未開封・未使用		3.77	3.31	3.48	3.52	0.00	0.11	0.00	0.04
		調理くず・その他		42.22	21.22	36.77	33.40	0.00	0.05	0.00	0.02
	草木類	50cm未満		3.99	7.68	1.99	4.55	1.50	0.40	0.91	0.94
		50cm以上		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.33	0.11
	金属類		0.08	0.28	0.06	0.14	20.37	31.03	22.36	24.59	
	エアゾール類		0.00	0.00	0.00	0.00	2.68	4.00	2.70	3.13	
	小型家電製品		0.09	0.00	0.00	0.03	19.41	22.89	14.75	19.02	
	アルミとの複合素材		－	－	－	－	－	－	－	－	
	水銀使用 製品	蛍光管	割れていないもの	0.00	0.00	0.00	0.00	0.36	0.45	0.48	0.43
			割れているもの	0.00	0.00	0.00	0.00	0.08	0.05	0.06	0.06
			ガラスと金属の混合	0.00	0.00	0.00	0.00	0.02	0.00	0.00	0.01
	プラス チック類	容器包装対象外	50cm未満	1.66	3.44	0.86	1.99	5.75	9.01	3.93	6.23
			50cm以上	0.00	0.00	0.00	0.00	0.07	0.00	0.59	0.22
			容器包装での汚れもの	2.73	2.40	1.21	2.11	0.00	0.01	0.00	0.00
	ゴム・皮革類		0.40	2.75	0.56	1.24	0.51	1.17	0.17	0.62	
	繊維類		9.05	18.75	5.09	10.96	1.14	0.50	0.25	0.63	
	ガラス類		0.18	0.00	0.00	0.06	26.75	23.39	26.92	25.69	
	レジ袋		0.84	1.60	1.53	1.32	0.18	0.22	0.19	0.20	
	その他		4.75	7.67	12.78	8.40	9.19	2.06	17.46	9.57	
	ごみ 計			90.64	88.97	86.32	88.64	88.65	95.52	91.39	91.85
	合 計			100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
	適正分類集計・構成比＜5分別＞			90.29	88.69	86.26	88.41	78.93	83.87	85.65	82.82

2 プラスチック容器包装（家庭系ごみ）の組成割合

単位：％

区 分		重量比			
		2021 (R 3)	2022 (R 4)	2023 (R 5)	平均
プラスチック容器包装	分別基準適合物	87.73	85.73	90.63	88.03
	レジ袋（資源ごみとして排出されたレジ袋）	0.80	0.80	0.66	0.75
	計	88.53	86.53	91.29	88.78
禁忌品・在宅医療品	カミソリ、ナイフ、カッター等（刃物）	0.02	0.01	0.00	0.01
	使い捨てライター	0.00	0.00	0.00	0.00
	電池	0.00	0.00	0.00	0.00
	注射針	0.00	0.00	0.00	0.00
	インスリン等の注射筒	0.00	0.00	0.00	0.00
	点滴バッグ	0.00	0.00	0.00	0.00
	カテーテル類	0.00	0.00	0.00	0.00
	計	0.02	0.01	0.00	0.01
異物	可燃ごみ	2.43	1.74	1.37	1.85
	不燃ごみ	0.42	0.54	0.25	0.40
	缶	スチール	0.07	0.01	0.03
		アルミ	0.00	0.00	0.00
	ガラスびん	0.21	0.00	0.10	0.10
	ペットボトル	0.44	1.13	0.54	0.70
	プラスチック・ビニール製品（プラ容器に間違えやすいもの）	2.61	2.25	1.53	2.13
	汚れたもの（食品残さが付着したもの）	5.27	7.79	4.90	5.98
	計	11.45	13.46	8.71	11.21
合 計		100.00	100.00	100.00	100.00

3 事業系ごみの組成割合

単位：％

区 分				重量比	
				燃やせるごみ	燃やせないごみ
				2023 (R 5)	2023 (R 5)
資源になるもの	容器包装潜在分 プラスチック	トレイ		0.11	0.00
		包装フィルム・ラップ類・袋類		4.99	0.00
		パック・カップ類		1.60	0.17
		ボトル類		0.59	0.04
		発泡スチロール類		0.18	0.04
		アルミとの複合素材		0.14	0.00
		チューブ類		0.01	0.00
		レジ袋		0.00	0.00
		その他		0.15	0.08
	計			7.77	0.33
	缶・びん・ペット潜在分	缶	スチール	0.00	1.35
			アルミ	0.01	0.07
		ガラスびん		0.08	0.36
		ペットボトル		0.04	0.03
		計			0.13
	資源回収潜在分	ダンボール		1.41	0.00
		紙パック		0.33	0.00
		新聞		0.29	0.00
		雑誌		0.70	0.00
		紙製箱		0.43	0.00
		その他紙		8.59	1.69
	計			11.75	1.69
	資源ごみ 計				19.65
ごみ	紙類	ダンボール		16.96	0.07
		食品未開封・未使用		2.09	0.00
	厨芥類	調理くず・その他		40.08	0.03
	草木類	50cm未満		5.83	0.00
		50cm以上		0.00	0.00
	金属類		0.02	32.41	
	エアゾール類		0.00	10.84	
	小型家電製品		0.00	19.70	
	プラスチック類	容器包装対象外	50cm未満	2.64	8.07
			50cm以上	0.00	1.26
		容器包装での汚れもの		3.75	0.00
	ゴム・皮革類		0.66	0.03	
	繊維類		0.71	0.01	
	ガラス類		0.00	23.48	
	レジ袋		0.81	0.01	
	その他		6.80	0.26	
	計			80.35	96.17
合 計				100.00	100.00

4 食品ロス実態調査の調査結果

単位：％

区 分	重量比			
	家庭系			事業系
	2020 (R 2)	2022 (R 4)	平均	2023 (R 5)
調理くず	59.14	71.65	65.40	55.96
直接廃棄（手付かず食品）	13.51	8.64	11.08	4.94
食べ残し	22.96	15.34	19.15	37.11
その他	4.39	4.37	4.38	1.99
合 計	100.00	100.00	100.00	100.00

3 市民アンケートの調査結果

1 調査の目的

本調査は、市民のごみに関する認識や行動等を把握し、市民サービスの向上や効果的な施策のため、第4次一般廃棄物処理基本計画策定の基礎資料とすることを目的として「函館市の環境に関する市民アンケート調査」を実施した。

2 調査方法

- (1) 調査地域 函館市全域
- (2) 調査対象 18歳以上の函館市民
- (3) 配布数 1,000件
- (4) 抽出方法 住民基本台帳による無作為抽出
- (5) 調査方法 郵送配布～郵送回答およびWEB回答方式
- (6) 調査票送付 令和5年11月30日（木）
- (7) 回答期間 令和5年12月1日（金）～令和5年12月25日（月）

3 回収状況

有効回収数（率） 395件／1,000件（39.5％）

函館市年齢階層別人口とアンケート回答数の比較

区分	人口		回答数	
	人数(人)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)
18～29 歳	22,014	10.3	22	5.6
30～39 歳	20,877	9.7	32	8.1
40～49 歳	30,887	14.4	55	13.9
50～59 歳	34,793	16.3	59	14.9
60～69 歳	34,209	16.0	76	19.3
70 歳以上	71,381	33.3	151	38.2
合計	214,161	100.0	395	100.0

※上記における人口は令和5年9月末日現在での18歳以上の人数である。

年齢層が高くなるにつれて回答数が多くなっており、回答数の構成比については人口構成比とあまり変わらない結果となっている。

4 調査結果（一部抜粋）

（１）ごみの減量やリサイクルについて

問１ ごみの減量やリサイクルについて、どのように感じていますか？

問１－１ ごみの減量やリサイクルに関心がありますか？

	非常に関心 がある	やや関心 がある	あまり関心 がない	全く関心 がない	わからない	計
回答数(件)	134	225	25	2	4	390
構成比(%)	34.4	57.7	6.4	0.5	1.0	100.0

「やや関心がある」が 57.7%で最も多かった。「非常に関心がある」と「やや関心がある」を合わせると 92.1%となり、9割以上の市民が関心を持っているという結果となった。

問１－２ ごみの減量・リサイクルへの取組について、実行しているものはどれですか？（複数回答可）

ごみの減量・リサイクルへの取組	回答(件)	割合(%)
過剰包装は断る	216	54.7
使い捨て商品を購入しないよう心掛けている（紙コップ・割り箸等）	145	36.7
詰め替え商品の購入を心掛けている	278	70.4
マイバッグを持参し、レジ袋を断る	342	86.6
フリーマーケットやリサイクルショップを利用する	65	16.5
食材の買いすぎを控え、食べ残し、調理くずを出来るだけ出さない	247	62.5
生ごみは、水切りをしてからごみに出している	275	69.6
生ごみ処理機の使用や生ごみの堆肥化を行っている	30	7.6
フードドライブへ使わない食材を提供している	10	2.5
電気製品・衣料品は修理して長く使う	152	38.5
一時的に必要なものについては、レンタルの利用や中古品を購入している	77	19.5
小型家電製品を捨てる時は、回収ボックスを利用するようにしている	123	31.1
その他	7	1.8

「マイバッグを持参し、レジ袋を断る」が 86.6%で最も多く、次いで、「詰め替え商品の購入を心掛けている」が 70.4%、「生ごみは、水切りをしてからごみに出している」が 69.6%となっており、一定程度取組が浸透していることが分かった。

一方、「その他」を除き、「フードドライブへ使わない食材を提供している」が 2.5%で最も少なかった。

問1-3 あなたのご家庭では、「資源物等」を普段どのルートに出していますか？

排出ルート 構成比(%) 資源物等の種類	市の資源ごみ収集	町会等の集団資源回収	専門の回収業者	スーパー等の店頭回収	古物問屋へ自己搬入	燃やせるごみ	燃やせないごみ	ほとんど排出しない	その他
缶	86.8	5.8	0.5	1.6	0.3		4.0	0.5	0.5
びん	88.8	4.0	1.1	1.6	0.0		3.2	0.8	0.5
ペットボトル	95.1			3.6	0.0	0.5		0.0	0.8
プラスチック容器包装	95.9			1.4	0.0	1.9		0.0	0.8
新聞・雑誌		56.6	17.7	6.0	3.9	3.9		9.4	2.5
ダンボール		64.1	14.5	6.5	4.6	4.9		2.4	3.0
雑がみ（紙箱・紙袋など）		53.0	9.9	4.4	3.6	24.9		1.7	2.5
紙パック		36.8	5.4	11.6	1.7	38.5		3.7	2.3
古着		2.2	6.4	3.6	10.9	59.1		11.7	6.1
廃食油			2.6	9.0		53.2		30.6	4.6

市が収集している資源ごみについて、「市の資源ごみ収集」を利用している割合は、「プラスチック容器包装」が95.9%、「ペットボトル」が95.1%、「びん」が88.8%、「缶」が86.8%の順で、いずれも85%以上となった。

排出ルートのうち「町会等の集団資源回収」は、「ダンボール」が64.1%、「新聞・雑誌」が56.6%、「雑がみ（紙箱、紙袋など）」が53.0%であり、「燃やせるごみ」は、「古着」が59.1%、「廃食油」が53.2%、「紙パック」が38.5%であった。

問1-4 生ごみをどう処理していますか？

	収集に出さず、 全て自己処理に より資源化して いる	一部収集に出 し、残りは自己 処理により資源 化している	全て収集に 出している	その他	計
回答数(件)	6	29	341	4	380
構成比(%)	1.6	7.6	89.7	1.1	100.0

「全て収集に出している」が89.7%で最も多かった。「収集に出さず、全て自己処理により資源化している」と「一部収集に出し、残りは自己処理により資源化している」を合わせた「生ごみを自己処理している人」の割合は9.2%となり、約1割の市民が生ごみの自己処理を行っているという結果となった。

問 1－5 生ごみの資源化に利用しているものはどれですか？【前問で「収集に出さず、全て自己処理により、資源化している」、「一部収集に出し、残りは自己処理により資源化している」と答えた人のみ。（複数回答）】

	電動生ごみ 処理機	コンポスト 容器	ぼかし肥 容器	ダンボール コンポスト	その他	計
回答数(件)	2	17	4	3	9	35
構成比(%)	5.7	48.6	11.4	8.6	25.7	100.0

「コンポスト容器」が 48.6%で最も多かった。市の事業（今後実施予定を含む）でもある「ダンボールコンポスト」は 8.6%、「電動生ごみ処理機」は 5.7%であった。

（2）プラスチックごみ問題について

問 2 プラスチックごみ問題について、あなたの状況はどうですか？

問 2－1 プラスチックごみ問題（海洋汚染など）に関心がありますか？

	関心がある	ある程度 関心がある	あまり関心 がない	全く関心 がない	計
回答数(件)	184	179	24	0	387
構成比(%)	47.5	46.3	6.2	0.0	100.0

「関心がある」が 47.5%で最も多かった。「関心がある」と「ある程度関心がある」を合わせると 93.8%であり、回答者のほぼ全員がプラスチックごみ問題に関心を持っているという結果となった。

問 2－2 プラスチックごみによる海の汚染について、知っていること全ての項目にチェックをつけてください。（複数回答）

プラスチックごみによる海の汚染について知っていること	回答数(件)	割合(%)
ポイ捨てや放置されたプラスチックごみが、河川などを通じて海へ流出していること	353	89.4
海の生物がプラスチックごみに絡まったり誤飲することで、傷ついたり死んだりしていること	357	90.4
マイクロプラスチックによる海洋生態系への影響が懸念されていること	253	64.1
プラスチックごみが海岸へ漂着し、景観が悪化するなどの影響が生じていること	322	81.5
その他	12	3.0

「海の生物がプラスチックごみに絡まったり誤飲することで、傷ついたり死んだりしていること」が 90.4%で最も多く、「ポイ捨てや放置されたプラスチックごみが、河川などを通じて海へ流出していること」が 89.4%で続いた。

問 2-3 あなたは、プラスチックを使用した様々な製品やサービスの中で、過剰だと思うものはありますか？（複数回答）

プラスチック使用製品・サービスで過剰だと思うもの	回答数(件)	割合(%)
レジ袋	91	23.0
飲み物と一緒に提供されるストロー	103	26.1
飲み物と一緒に提供されるかき混ぜ棒・マドラー	136	34.4
食べ物と一緒に提供されるスプーンやフォークなど	91	23.0
お弁当で使われている使い捨て小分け用容器や飾り	180	45.6
ペットボトルのラベル	160	40.5
菓子類などの個包装	98	24.8
スーパーなどのレジの近くに置いてあるロール状のポリ袋	38	9.6
通販などで運搬の際に使用される包装や緩衝材	127	32.2
カミソリやくしなどのアメニティグッズ	91	23.0
クリーニングで提供されるハンガーや衣類用のカバー	106	26.8
その他	10	2.5

「お弁当で使われている使い捨て小分け用容器や飾り」が 45.6%で最も多く、「ペットボトルのラベル」が 40.5%で続いた。

問 2-4 プラスチックごみ削減について、次のうち実行している全ての取組項目にチェックをつけてください。（複数回答）

プラスチックごみ削減の取組	回答数(件)	割合(%)
買い物の際、マイバッグを持参し、レジ袋を使用しない	329	83.3
買い物の際、フォーク、スプーンおよびストローなどの使い捨てプラスチックの提供を断るようにしている	183	46.3
旅行などの際、歯ブラシやかみそりなどを持参し、備え付けの使い捨てプラスチックの使用を控えている	153	38.7
プラスチックではない代替素材の商品を購入するようにしている	40	10.1
食品トレイなどのプラスチックの店頭回収を利用している	68	17.2
外出時は、マイボトルを持参するようにしている	153	38.7
その他	5	1.3

「買い物の際、マイバッグを持参し、レジ袋を使用しない」が 83.3%で最も多く、「買い物の際、フォーク、スプーンおよびストローなどの使い捨てプラスチックの提供を断るようにしている」が 46.3%で続いた。

(3) 食品ロス問題について

問3 食品ロス問題について、あなたの状況はどうですか？

問3-1 「食品ロス」という問題を知っていますか？

	よく 知っている	ある程度 知っている	あまり 知らない	全く 知らない	計
回答数(件)	236	142	9	3	390
構成比(%)	60.5	36.4	2.3	0.8	100.0

「よく知っている」が60.5%で最も多かった。「よく知っている」と「ある程度知っている」を合わせると96.9%となり、回答者のほぼ全員が食品ロス問題を知っているという結果となった。

問3-2 ご家庭で食品ロスの削減に取り組んでいますか？

	取り組んでいる	取り組んでいない	計
回答数(件)	336	56	392
構成比(%)	85.7	14.3	100.0

家庭で食品ロスの削減に「取り組んでいる」人の割合は85.7%となった。

問3-3 どのような取組を行っていますか？【前問で「取り組んでいる」と答えた人のみ。(複数回答)】

家庭での食品ロス削減の取組	回答数(件)	割合(%)
食べ切れる量を購入する	247	62.5
冷凍保存を活用する	293	74.2
料理を作り過ぎない	183	46.3
冷蔵庫等の食材の在庫をこまめに確認する	196	49.6
残さず食べる	212	53.7
賞味期限切れでもすぐに捨てずに、自分で食べられるか判断する	259	65.6
食べ切れなかったものを他の料理に作り替える	144	36.5
その他	5	1.3

「冷凍保存を活用する」が74.2%で最も多く、「賞味期限切れでもすぐに捨てずに、自分で食べられるか判断する」が65.6%で続いた。

問3-4 外食や宴会で食品ロスの削減に取り組んでいますか？

	取り組んでいる	取り組んでいない	計
回答数(件)	257	120	377
構成比(%)	68.2	31.8	100.0

外食や宴会で食品ロスの削減に「取り組んでいる」人の割合は68.2%となった。

問3-5 どのような取組を行っていますか？【前問で「取り組んでいる」と答えた人のみ。（複数回答）】

外食や宴会での食品ロス削減の取組	回答数(件)	割合(%)
食べ切れる分量を注文している (注文しすぎない、ご飯を小盛にするなど)	238	60.3
宴会開始時には、まず料理を食べるようにしている	76	19.2
苦手な料理や量が多い時は食べられる人に食べてもらう	128	32.4
宴会終了直前、終了後に残った料理を食べ切るようにしている	63	15.9
お店に了解をもらって、残った料理を持ち帰っている	102	25.8
その他	4	1.0

「食べ切れる分量を注文している（注文しすぎない、ご飯を小盛にするなど）」が 60.3%で最も多く、「苦手な料理や量が多い時は食べられる人に食べてもらう」が 32.4%で続いた。市が促進している取組の一つである「お店に了解をもらって、残った料理を持ち帰っている」は 25.8%であった。

問3-6 飲食店の食品ロスを減らすため、お店はどのようなことをするのが効果的だと思いますか？（複数回答）

飲食店での食品ロス削減の効果的な取組	回答数(件)	割合(%)
小盛メニューなど量を選べるようにする	248	62.8
食べ残しを持ち帰りができるようにする	247	62.5
食べ切ったお客様にポイントなどの特典を与える	64	16.2
店員から食べ切りの声かけをする	20	5.1
その他	8	2.0

「小盛メニューなど量を選べるようにする」が 62.8%、「食べ残しを持ち帰りができるようにする」が 62.5%と同程度の割合となった。

(4) 集団資源回収について

問4 集団資源回収について、あなたの状況はどうか？

問4-1 町会等で行っている新聞、雑誌、ダンボール等を無料回収する「集団資源回収」を利用していますか？

	利用している	利用していない	計
回答数(件)	282	96	378
構成比(%)	74.6	25.4	100.0

集団資源回収を「利用している」人の割合は 74.6%となった。

問４－２ ティッシュペーパーやお菓子の空き箱などの「雑がみ」は、どのように出していますか？【前問で「利用している」と答えた人のみ。】

	集団資源回収に出している	燃やせるごみに出している	その他	計
回答数(件)	193	85	5	283
構成比(%)	68.2	30.0	1.8	100.0

雑がみの排出方法としては、「集団資源回収に出している」が68.2%で最も多かった。

問４－３ 「雑がみ」を集団資源回収に出さない理由は何ですか？【前問で「燃やせるごみに出している」、「その他」と答えた人のみ。(複数回答)】

雑がみを集団資源回収に出さない理由	回答数(件)	割合(%)
雑がみという区分を知らなかった	44	48.9
手間がかかる	14	15.6
雑がみの対象がわかりにくい	39	43.3
雑がみがあまり出ない	9	10.0
回収日まで家庭内に保管するスペースがない	10	11.1
その他	5	5.6

「雑がみという区分を知らなかった」が48.9%で最も多く、「雑がみの対象がわかりにくい」が43.3%で続いた。

問４－４ 利用しない理由はなぜですか？【問４－１で「利用していない」と答えた人のみ。】

集団資源回収を利用しない理由	回答数(件)	割合(%)
町会未加入だから利用できないと思っているため	16	16.8
収集頻度が少なく利用しづらいため	31	32.6
出す場所が分からないため	23	24.2
仕分けが面倒であるため	3	3.2
その他	22	23.2

「収集頻度が少なく利用しづらいため」が32.6%で最も多く、「出す場所が分からないため」が24.2%で続いた。

4 計画策定までの経緯

1 経過

2022 年度（令和4年度）

- 9月 家庭系ごみ組成分析調査（燃やせるごみ）
家庭系食品ロス実態調査

2023 年度（令和5年度）

- 7月 プラスチック容器包装（家庭系ごみ）組成分析調査
- 9月 家庭系ごみ組成分析調査（燃やせないごみ）
- 10月 事業系一般廃棄物組成分析調査（燃やせるごみ，燃やせないごみ）
事業系食品ロス実態調査
- 12月 市民アンケート調査

2024 年度（令和6年度）

- 8月 廃棄物減量等推進審議会開催
第4次一般廃棄物処理基本計画策定について説明
- 12月 廃棄物減量等推進審議会開催
第4次一般廃棄物処理基本計画素案についての諮問および調査，審議
- 1月 廃棄物減量等推進審議会開催
第4次一般廃棄物処理基本計画素案についての調査，審議および答申
- 2月 政策会議
第4次一般廃棄物処理基本計画案の協議
- 月 第4次一般廃棄物処理基本計画案に対するパブリックコメント（意見公募）手続の実施
- 月 市議会民生常任委員会に第4次一般廃棄物処理基本計画案の報告
- 月 第4次函館市一般廃棄物処理基本計画の決定

2 函館市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

区 分	氏 名	役職名等
学識経験のある者	平 沢 秀 之	函館工業高等専門学校 教授
	一 戸 裕 之	函館短期大学 教授
関係団体の代表者	宮 崎 良 一	函館再生資源事業協同組合 理事長
	川 口 健 治	(特非) 函館消費者協会 函館市消費生活センター統括管理者
	川 口 勝 也	連合北海道函館地区連合会 副会長
	本 間 税	(一社) 函館青年会議所 理事長
	松 崎 静 江	函館市町会連合会 常任理事(環境部長)
	菅 尚 広	(一社) 北海道中小企業家同友会函館支部 事務局長
	青 山 森 一	函館清掃事業協同組合 副理事長
その他市長が必要 と認める者	亀 井 佑 樹	生活協同組合コープさっぽろ函館地区本部 日用品 SV
	宮 越 隆 弘	イオン北海道(株)函館事業部 SM エリアマネージャー
	横 向 いず海	アースデイ函館実行委員会 代表
	清 藤 千鶴子	公募
	宮 下 勝 弘	公募
	柿 崎 陽 子	公募

※2024 年(令和6 年) 5 月 24 日現在

(敬省略)

3 パブリックコメント

(1) 周知方法

市政はこだて 2025 年（令和 7 年）2 月号，函館市ホームページ，ラジオ

(2) 実施期間

2025 年（令和 7 年）●月●日（●）～2025 年（令和 7 年）●月●日（●）

(3) 対象者

- ・ 市内に住所を有する方
- ・ 市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
- ・ 市内に存する事務所または事業所に勤務する方
- ・ 市内に存する学校に在学する方
- ・ パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する個人および法人

(4) 第 4 次函館市一般廃棄物処理基本計画案の閲覧

函館市ホームページ，市役所本庁舎 i スペース，環境部環境推進課，各支所（亀田，湯川，銭亀沢，戸井，恵山，楳法華，南茅部）

(5) 実施結果

・

5 用語の解説

SDGs（持続可能な開発目標）

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は，平成27年に国連総会で採択された令和12年までに達成を目指す17の国際社会共通の目標のことで，貧困の撲滅，地球環境の保護，すべての人々の平和と繁栄を促進することを目的とし，誰ひとり取り残さないことを理念としている。

温室効果ガス

大気中に存在し，太陽からの熱を地球に封じ込め地表を温める働きがあるガスのことで，国連気候変動枠組条約締約国会議で採択された京都議定書では，二酸化炭素やメタン，一酸化二窒素などの6物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。

合併処理浄化槽

し尿と合わせて生活雑排水を処理する設備のこと。

許可業者

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による基準を満たし，市町村から一般廃棄物の収集運搬を事業として行うことを許可された業者のこと。

下水道しよ

下水処理の過程で取り除かれるごみや異物のことで，主に紙，髪の毛，繊維，ビニールなどが含まれる。

コロナ禍

令和元年末に中国で確認された新型コロナウイルスの感染拡大により、全国的に外出や経済活動の自粛などの感染症拡大防止措置がとられ、多くの人々に影響を与えた事象。この措置により本市においても令和2年から家庭系、事業系ごみの排出状況に大きく影響があった。

雑がみ

お菓子やティッシュの箱、トイレットペーパーの芯、紙袋などのリサイクル可能な紙類のこと。

3R（スリーアール、さんアール）

Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の3つの頭文字をとったもの。循環型社会形成推進基本法において、3Rの考え方や処理の優先度が①リデュース、②リユース、③リサイクルの順に明文化された。

資源化処理残さ

資源ごみの中間処理の過程で発生する可燃性、不燃性の残留物のこと。

指定法人

容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）第21条の規定により再商品化業務を適正かつ確実に行うことができると認められ、主務大臣により指定された法人で、（公財）日本容器包装リサイクル協会が唯一指定を受けている。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型社会に代わるものとして提示された概念で、廃棄物等の発生抑制、循環可能な資源の循環的利用、廃棄物の適正な処分の確保により天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。

循環型社会形成推進基本法（循環基本法）

循環型社会の形成を推進するための基本的枠組みを定めた法律で、廃棄物の削減やリサイクルの促進による循環型社会の形成に向け実効性のある取組の推進を図るものとして平成12年に制定された。

使用済み小型家電製品

使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）により定められた、デジタルカメラやゲーム機などの一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具のことで、機器に含まれる貴金属、レアメタル等のリサイクルは環境保護と資源の有効活用のために重要とされている。

賞味期限と消費期限

食品の安全性と品質を示すために表示される情報で、おいしく食べられる期限を賞味期限、安全に食べられる期限を消費期限という。

食品ロス

食べ残し、売れ残りや賞味期限や消費期限が近いなどのさまざまな理由で、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。

食品ロス削減推進計画

食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）に基づき、国や地方自治体が食品ロスを減らすために策定する包括的な計画で、食品ロスの現状を把握し、施策を設定することを目的としている。

食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）

世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中、食料の多くを輸入に依存している一方、大量に廃棄している現状がある我が国として真摯に取り組む課題であるとの認識から令和元年に制定され、国・地方自治体、事業者、消費者等が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するために、食べ物を無駄にしない意識の醸成やまだ食べることができる食品はできるだけ食品として活用していくことが重要であるとしている。

生活雑排水

生活排水のうち、し尿や水洗便所からの排水を除いた台所、洗濯、風呂などからの排水のこと。

単独処理浄化槽

し尿のみを処理する設備のことで、平成13年4月1日以降の新設が禁止された。

ばいじん

工場、事業場から発生する粒子状物質（PM）のうち、燃料その他の物の燃焼等に伴い発生する物質。

バグフィルタ

ごみを焼却する際に発生する排ガスに含まれるばいじんなどをろ過捕集するための集じん装置。

函館市廃棄物減量等推進審議会

学識経験者、経済界・市民団体等の関係団体の代表者、廃棄物の減量・リサイクルを実践している事業所のほか、公募により選出された市民で構成され、本市の一般廃棄物の排出抑制および再生利用の推進等を審議し、行政の施策に反映させることを目的に設置している。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環促進法）

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題などへの対応を契機として、プラスチックの製造、使用、排出、再資源化の段階それぞれにプラスチック資源の循環を求め、プラスチックの利用を最小限にし、プラスチック製品はできるだけ長く使い、廃棄の際は分別を徹底しリサイクルすることによるプラスチック資源の循環的利用の促進を目的とした法律で令和4年に施行された。

レアメタル

レアメタルは、地球上にほとんど存在しない採掘や精錬が難しいなどの理由から希少とされている金属のことで、医療機器や液晶テレビ、パソコン等の電子機器、自動車などの製造に欠かせない素材とされている。

第4次函館市一般廃棄物処理基本計画

2025年(令和7年)●月

発行 函館市環境部環境推進課

TEL:0138-85-8236 FAX:0138-85-8279
